

人身取引犯罪被害者に対する 経済的支援に関する一考察

性的搾取を受けた外国人被害者を中心に

森 山 亜 美

はじめに

第1章 わが国における人身取引の現状と人身取引対策の問題点

第1節 わが国における人身取引の実態と被害者の現状

人身取引の実態

わが国における性的搾取を目的とした人身取引の典型例

第2節 人身取引対策の問題点

人身取引への対応

防止・撲滅対策の概要並びにその成果及び問題点

被害者支援制度の概要及び問題点

小括

第2章 人身取引被害者に対する支援の沿革

第1節 国際社会の対応

19世紀から「女子差別撤廃条約」採択(1979年)までの支援の
状況

「女子差別撤廃条約」採択 (1979年) から「人身取引議定書」
採択 (2000年) までの状況

「人身取引議定書」採択 (2000年) 後の状況

第2節 わが国の対応

19世紀以後から「女子差別撤廃条約」採択 (1979年) までの人
身取引被害者支援の状況

「女子差別撤廃条約」採択 (1979年) から「人身取引議定書」
採択 (2000年) までの状況

「人身取引議定書」採択 (2000年) 後の状況

小括

第3章 アメリカ及びドイツにおける経済的支援制度からの示唆

第1節 アメリカにおける人身取引被害者の経済的支援制度

TVPA 制定 (2000年) 以前の経済的支援制度の概要

TVPA 成立 (2000年) 以後の経済的支援制度の概要

第2節 ドイツにおける人身取引被害者の経済的支援制度

2000年以前の経済的支援制度の概要

2000年以降の経済的支援制度の概要

第4章 経済的支援制度新設に関する提案

第1節 経済的支援制度新設の必要性

既存の制度のもつ限界

新たな制度の必要性

第2節 新たな制度の基本的な仕組み

特別法の制定の必要性

制度の基本的な仕組み

個別的論点

賠償額の算定方法

おわりに

はじめに

国家間の経済格差を背景に、発展途上国の貧困層の人々を対象にした国際的な犯罪組織による人身取引犯罪が横行している。そのような犯罪組織は、過酷な条件で被害者に労働を強要し、そこから生み出される巨額の利益を得て、その維持や拡大に利用している⁽¹⁾。このような状況に対処するため、アメリカやヨーロッパ諸国をはじめとする国際社会は、人身取引の防止・撲滅及び被害者支援のために協力をし、さまざまな取り組みを行っている。

人身取引 (Human Trafficking, Trafficking in Person)⁽²⁾ とは、人を強制的に働かせた結果生じる利益の獲得を目的として、人に対して暴力、脅迫、詐欺などの手段を用いて人を支配下に置き、人を徴募 (recruitment)・運搬・移送する行為である⁽³⁾。利益とは、金銭的なものに限る必要はなく、行為者の要求を満たすものであってもかまわない。2012年に公表された国際労働機関 (International Labour Organization) のデータによると、近年行われている人身取引のうち被害者の55%が女性であり、女性被害者の多くは性的搾取を受けていることが明らかとなっている。わが国においても、1980年代より外国人女性の性的搾取を目的とした人身取引が頻発し、社会問題となっている⁽⁴⁾。本稿は、こうした外国人被害者の支援について考察しようとするものである⁽⁵⁾。

わが国は、人身取引の被害者と認定された者に対して、「人身取引対策行動計画2014」⁽⁷⁾ に沿い、包括的な支援を提供している⁽⁸⁾。ただし、これらの被害者支援は適切に行われているとはいえない状況にあり、特に、経済的支援が十分に行われていないという問題がある。また、「人身取引対策行動計画2014」には法的拘束力がないため、支援対策を行う義務が国にあるわけではない⁽⁹⁾。

確かに、人身取引の被害者は、民事法律扶助制度を活用し、雇用主に対し賃金の未払いのある場合には、債務不履行による損害賠償 (民法415条) を請求することができ、またブローカー等に対しては被害者の

身体的及び精神的苦痛に対する治療費及び慰謝料等に関して不法行為を理由として損害賠償を請求すること(民法709条)、及び損害賠償命令の申し立てが可能である(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」23条)(以下、「刑事手続措置法」という⁽¹⁰⁾)。

しかし、損害賠償請求訴訟の提起及び損害賠償命令の申し立てにはかなりの時間がかかるということ、被害者がこれらの制度を利用することで加害者からの報復の恐れがあること、加害者が不明な場合には被害者はこれらの制度を利用することができないこと等の問題がある。そのため、早期帰国を望む場合がほとんどである人身取引被害者⁽¹¹⁾が、これらの制度を利用することは困難である。それを裏付ける事実として、被害者が損害賠償請求を提起又は損害賠償命令の申し立てをすることは皆無である⁽¹²⁾。しかも、人身取引の被害者は、借金返済等の名目で加害者から賃金を搾取されており、経済的に困窮している場合が多い。それゆえ、経済的支援を受けることができない場合、被害者は無資力状態で帰国することになる。このような状態で帰国した被害者は、経済苦を理由として、再び人身取引犯罪に巻き込まれる恐れがある。他方で、のちに紹介する国際条約や議定書にみられるように、国際社会は、人身取引被害者に対する経済的支援制度の構築を要請しており、またアメリカ合衆国やドイツにおいても支援制度の拡充が行われている⁽¹⁴⁾。

わが国の人身取引被害者に対する支援制度が不十分となっている問題の背景には、被害者に強制されている労働の内容が性労働であり、この種の労働に対して依然として社会的偏見があることと関係しているように思われる。そのため、この種の人身取引を人間の尊厳を侵害する行為と位置づけ、人権保障の観点から、このような被害者に対する経済的支援を拡充するべきである、と思われる。被害者に対する経済的支援を充実させ、その経済的自立を促すことにより、社会復帰が促進されれば、被害者の人権保障に有益なだけでなく、被害者の再被害化を防ぐことが

でき、刑事政策的に意義のあることと思われる。

しかし、わが国では、人身取引についての研究は古くから行われてはいるものの、実態把握を目的とした研究や、防止・撲滅に焦点を当てた研究が中心となっている⁽¹⁵⁾。そのため、支援対策の中でも特に経済的支援に焦点をあてた研究はほとんど行われておらず⁽¹⁶⁾、NPO 団体等が、国家に対し経済的支援の拡充を要請している程度にとどまっている⁽¹⁷⁾。

そこで、本稿では、性的搾取を目的とした人身取引の外国人被害者の支援に焦点をあて、人権保障の観点から、経済的支援政策の一環として国が第三者の弁済として、加害者に代わって金銭を支払う制度について検討を行う。

このような観点から、以下、第1章では人身取引犯罪の外国人被害者の支援の実態とその問題点を、第2章では被害者に対する支援の沿革について、第3章では人身取引被害者に対して積極的な経済的支援を行っているアメリカ及びドイツの制度を概観し、第4章でわが国における経済的支援制度の方向性を提案することにする。

- (1) 2014年の国際労働機関の報告によれば、人身取引を含む強制労働に由来する収益は年間で約1500億ドルに達するといわれている (International Labour Office (ILO), *International Labor Organization: Profits and Poverty, The Economics of Forced Labor*, 2014, at 13, *available at* http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_243391.pdf).
- (2) わが国では、human trafficking 又は trafficking in person は「人身取引」と訳されるのが一般的である。他方、刑法では「人身売買」という用語が使用されており、用語が統一されていない状態にある。従来、わが国では、対価を授受して人身を授受する行為が「人身売買」と呼ばれていた (牧英正『人身売買』岩波書店 (1971年) 7頁)。そのため、「人身売買」という用語には、目的物が人である売買という意味合いが強い。しかし、現在問題となっているのはこのような単純な人の売買ではなく、高度で複雑な商取引であることから、「取引」という表現の方が人身取引の実態をより正確に表すことができると思われる。そこで、本稿では、人身取引と

いう用語を使用することにする。

- (3) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書は、人身取引(Trafficking in Peoples, Human Trafficking)を「搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は收受することをいう。搾取には少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器摘出を含める。」と定義している(同議定書3条)(日本政府訳)。また出入国管理及び難民認定法でも、人身取引が「イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。」と定義されている(同法2条7項)。これらの定義する人身取引はいずれも行為・手段・目的から成り立っており類似性がみられる。刑法の定義する「人を買受け」の行為は、対価を支払い現実に人身に対する不当な支配の引き渡しを受けたことを意味する(刑法226条の2)。ここでいう不当な支配とは、人に対して物理的・心理的な影響を及ぼし、被害者の意思をコントロール下に置くことを意味する。同議定書では、人身取引の成立要件に搾取目的であることが含まれているが、刑法226条の2第1項では、搾取を目的することが人身売買罪の成立要件に含まれていない。しかし、刑法226条の2第4項において「人を売り渡すこと」が処罰の対象とされている。刑法226条の2第1項と第4項は対向犯の関係にあることから、1項において搾取が要件とされなかったと思われる。そのため、刑法においても、人身取引を目的、行為、手段で判断しているということが可能である。以上の点から、これらの定義は本稿のいう人身取引と合致しているということが可能である。
- (4) International Labour Organization, "ILO 2012 Global estimates of forced labour", Geneva: ILO, 2012, at 13, available at http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents

/publication/wcms_182004.pdf.

- (5) International Labour Office, Human trafficking for sexual exploitation in Japan, Geneva: ILO,2004, at 1, *available at* <http://www.ilo.org/public/english/region/asro/tokyo/downloads/r-japantrafficking.pdf>, 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP), お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F-GENS) 『日本における人身売買の被害に関する調査研究』報告書』人身売買禁止ネットワーク JNATIP 事務局 (2005年) 8頁。
- (6) わが国では、日本人被害者に対する性的搾取を目的とした人身取引も頻発するようになっており、深刻な問題となっている。日本人の被害者も外国人の被害者も、人身取引により過度の人権侵害を受けているため、すべての被害者に対して等しく支援が行われるべきであると思われる。ただし、外国人の被害者は日本人の被害者に比べ、支援を受けることが困難な状態にある。例えば、外国人が被害者となるケースの場合、被害者が不法滞在状態にあることを理由にして、ほとんどの公的支援の対象外となっている。しかも、被害者は違法就労状態にあることがほとんどであるため、退去強制処分を受ける可能性もある。そこで、本稿では、とりわけ深刻度の高い外国人女性の性的搾取を目的とした人身取引に焦点をあて、日本人女性に対する支援については今度の検討課題とすることとする。
- (7) 犯罪対策閣僚会議「人身取引対策行動計画2014」(2014年12月16日) 11, 12頁, <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧最終閲覧)。
- (8) 被害者には、被害者の安全確保、特別在留許可の付与等による被害者の法的地位の安定、シェルターの提供による一時的住居の付与、カウンセリングや医療支援、経済的支援の一環として一定の要件を満たした者に対する民事法律扶助制度を活用した損害賠償請求の周知、被害者の帰国支援等に関する支援が提供されることになっている(犯罪対策幕僚会議・前掲注(7))。
- (9) 本稿では、被害者が加害者に対して損害賠償請求を行う際に国が援助する制度を、損害賠償支援とよび、公的財政を原資とした給付金を被害者に対して給付することを、公的支援制度とよぶ。また、これらの制度をあわせて経済的支援とよぶこととする。
- (10) 平成12年5月19日法律第75号。
- (11) 厚生労働省「厚生労働省における人身取引被害者への対応」(2007年), <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0223-2a-57.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。

- (12) 最高裁判所司法統計資料「85刑事損害賠償命令既済事件数 罪名別請求金額区分及び終局区分別全地方裁判」(2014年), <http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/489/007489.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), U.S. DEPT OF STATE, TRAFFICKING IN PERSONS REPORT 2015, at 200, *available at* <http://www.state.gov/documents/organization/243560.pdf>, (hereinafter TIP Report 2015).
- (13) Alison Jobe, *The Causes and Consequences of Re-Trafficking: Evidence from the IOM's Counter Trafficking Database*, International Organization for Migration, 2008, at 29, *available at* http://publications.iom.int/system/files/pdf/causes_of_retrafficking.pdf.
- (14) 確かに、人身取引被害者を真に救済するためには、人身取引を撲滅しなければ意味がないと思われる。ただし、人身取引犯罪の撲滅にはかなりの歳月がかかる可能性が高く、現時点でこれを撲滅することは不可能に近い(中村文子「性的搾取のトラフィッキング 男女、貧富、内外の権力格差と差別意識の理論的アプローチ」公益学研究5巻1号(2005年)35頁)。他方、被害者は、人身取引により深刻な被害を受け、緊急性を要する状態にある。そこで、本稿では、まずは緊急性の高い問題の解決を図るべく、被害者支援について検討を行うことしたい。
- (15) 人身取引に関するもっとも古い研究として、労働省労働基準局編「所謂『人身売買』事件の取締りについて—解説」労働時報2巻4号(1949年)20頁以下、川島武宜「人身売買契約の法的効力」法時27巻9号(1955年)772頁以下、前田信二郎『売春と人身売買の構造』同文書院(1958年)、牧・前掲注(2)、木宮高彦『特別刑法詳解第2巻売春・人身売買』日本評論新社(1962年)などがある。
- (16) 人身取引被害者に対する経済的支援についての先行研究として、尾家康介「人身取引被害の民事的救済」専門実務研究9号(2005年)161頁以下、指宿昭一「労働搾取型人身取引の実態と司法的救済の取り組み(特集 人身取引被害者の司法救済と弁護士の役割)」自由と正義64巻11号(2013年)56頁以下、マクレーン・ダグラス著、山下優子訳「人身取引被害者と民事的請求にかかる弁護士の役割 アメリカの事例に基づいて(特集 人身取引被害者の司法救済と弁護士の役割)」自由と正義64巻11号(2013年)47頁以下、皆川涼子「日本における人身取引の実態と司法的救済の必要性(特集 人身取引被害者の司法救済と弁護士の役割)」自由と正義64巻11号(2013年)37頁以下などがある。
- (17) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5)125頁。

第1章 わが国における人身取引の現状と人身取引対策の問題点

第1節 わが国における人身取引の実態と被害者の現状

人身取引の実態

現在わが国は、外国人女性の性的搾取を目的とした人身取引の頻発により、人身取引の主要目的国となっている。警察庁の報告によれば、2001年から2015年までに人身取引事犯により検挙された者は、649名存在し、被害者総数は730名にのぼる⁽¹⁸⁾。警察庁の資料によると、2015年度に保護された被害者のほとんどが女性で、そのうち売春等の性的被害を受けた者が18名、ホステスとして働かされた者が26名等であった⁽¹⁹⁾。また、すべての被害者はなんらかの在留資格を有していたが、不正な方法で在留資格を取得している者や、性労働等の資格外活動を強要されている者が多数であると思われる⁽²¹⁾。2006年までに報告された被害者はすべて外国人であったが、2007年以降日本人被害者の数が年々増加傾向にあり、2015年に認知された被害者総数49名のうち、日本国籍の被害者は13名にもおよんだ⁽²²⁾。また、最近では労働搾取を目的とした人身取引や男性被害者の存在も明らかになってきており⁽²⁴⁾、人身取引の形態に変化がみられる⁽²⁵⁾。いずれのケースにおいても、加害者らは、被害者を何らかの方法で支配下に置き、被害者に肉体労働や性労働を強要し、借金返済等の名目で被害者の賃金の搾取をしている。

このうち、外国人女性に対して性労働を強要するケースでは、被害者の多くが一連の人身取引に付随する行為によりなんらかの疾患を有している⁽²⁶⁾ことが報告されている。しかし、被害者は不法滞在状態にあるため、ほとんどの公的支援の対象外となっているだけでなく、退去強制処分を受ける可能性もある。しかも、売春行為が公序良俗に反する行為であることを理由に、被害者は雇用主に対して搾取された賃金を請求することが困難である。そこで、本稿では、とりわけ深刻度の高い外国人女性の性的搾取を目的とした人身取引に焦点をあて論じることとする⁽²⁷⁾。

わが国では2005年に出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」と

いう) が改正され、人身取引事犯に係る外国人の上陸許可基準等が厳格化され、外国籍の加害者の入国が困難になった。そのため、国内での人身取引事犯の検挙件数は減少し、それに伴い被害者総数も減少傾向にある。⁽²⁹⁾しかし、近年人身取引事犯の手口が巧妙化し、人身取引の潜在化が懸念されている。⁽³⁰⁾例えば、外国人女性を日本人男性と偽装結婚させ、在留資格「日本人の配偶者等」を取得させるのである。⁽³¹⁾このような方法をとれば、被害者は書類上は合法な方法でわが国に入国していることになるため、その者が被害者であるかどうかはわかりにくくなる。しかも、偽装結婚の事実が発覚した場合、その者が人身取引の被害者であっても、公正証書原本不実記載罪(刑法157条1項)に問われ、強制退去処分を受けることになる。このようなケースでは、人身取引の被害者が単なる不法入国者と判断される恐れがあるため、実際の被害者総数は警察庁の発表した数値を上回る可能性が高い。

わが国における性的搾取を目的とした人身取引の典型例

人身取引問題の場合、被害者の潜在化の恐れがあり、⁽³²⁾その実態を正確に把握することは困難であるが、人身取引問題を扱うNGO団体である人身売買禁止ネットワーク(以下、JNATIPという)が二度に渡って行った調査、⁽³³⁾国際労働機関が行った調査及び警察庁の資料等により、⁽³⁴⁾わが国の人身取引の典型例を導き出すことは可能である。そこで、ここでは、これらの調査をもとに、わが国における性的搾取を目的とした人身取引の典型的な事例を概観したい。

人身取引によって日本に連れてこられた被害者のうち、半数が女性であるといわれている。⁽³⁵⁾これらの被害者の出身国はタイやフィリピン、インドネシア、コロンビア等の発展途上国や経済的に困窮している国が多い。⁽³⁶⁾

被害者の獲得は、おもに国際的な犯罪組織に所属する者によって行われる。⁽³⁷⁾被害者の獲得を行う者はリクルーターと呼ばれる。このような者

は、被害者の家族や友人など被害者と近い関係にある場合も多い。⁽³⁸⁾ リクルーターは、被害者に対して日本でのメイドやモデル業、企業でのオフィスワーク、工場での勤務等があると仕事の話を持ちかける。⁽³⁹⁾ しかし、リクルーターが提示する仕事の内容はほとんどの場合虚偽であり、実際の仕事内容は性産業への従事であることが多い。⁽⁴⁰⁾ その上、リクルーターからあっせんされる仕事の労働条件は、長時間労働かつ低賃金であることが多く、仕事を休むと罰金を支払わせる等の過酷な条件を課される場合がほとんどである。⁽⁴¹⁾ 被害者の中には実際の仕事内容が性産業への従事であることに気づきながら、リクルーターの話に同意する者もいるが、過酷な労働条件であることを認識していないと思われる。⁽⁴²⁾

リクルーターはこのようにして獲得した被害者を出入国の手配を行う現地のブローカーに引き渡す。ブローカーは被害者に偽造パスポートや航空券を渡すが、人身取引の発覚を免れるために直接目的国に入国させるのではなく、第三国を経由して目的国に入国させる場合が多い。⁽⁴³⁾ 被害者が不正なパスポートを利用して入国する行為は、刑法に関しては公正証書原本等不実記載（刑法157条）、偽造公文書行使等（刑法158条）に該当する。仮に被害者が在留許可を得ていたとしても、被害者が売春業に従事することは在留資格外活動にあたるため、資格外活動による処罰（「入管法」73条）や退去強制（「入管法」24条）の対象となる。近年では手口に変更が見られ、被害者を日本人男性と偽装結婚させ、被害者に在留資格を取得させるケースが多い。⁽⁴⁴⁾ この場合、被害者の行為は公正証書原本不実記載罪に該当するため、退去強制処分を受ける可能性がある。

被害者とともに日本に入国した監視役のブローカーは、犯罪組織関与者である日本のブローカーに被害者を引き渡す。その際、ブローカーは、被害者がブローカー等の元を逃げ出すことを防ぐため、被害者のパスポートを没収する。被害者は、ブローカーにより虚偽の契約に基づきいわれのない借金を負わされ、借金返済のために犯罪組織があっせんする風俗店等に従事することになる。⁽⁴⁵⁾

ブローカーらは被害者を管理するために、肉体的・精神的暴力を加え、被害者を提供した住居に住まわせて監視する。また、ブローカーらは被害者が逃げ出さないようにするため、虚偽の借金の返済を迫り、借金返済等の名目で被害者の賃金を搾取する。その結果、被害者の手には僅少額の賃金しか渡らず、経済的に困窮している被害者が多い⁽⁴⁶⁾。それに加え、劣悪な労働条件で働かされることにより、被害者が身体的疾患及び精神的疾患を負う可能性が高い。しかし、ブローカーらは人身取引の発覚を防ぐため、被害者が医療機関を利用することを認めない。このようなことから、被害者が入国管理局や警察等により発見される際、深刻な身体的・精神的疾患を抱えているケースが報告されている⁽⁴⁷⁾。しかも、被害者は、不法在留を理由に退去強制処分を受ける可能性がある。そのため、退去強制処分を受けた被害者は、身体的・精神的疾患を抱え、経済的に困窮したまま出身国に強制送還されることが考えられる。

被害者の多くは、高等教育を受けていないため労働の場が限られており⁽⁴⁸⁾、帰国後に生活を再建することが困難な可能性が高い。そのため、経済苦を理由に⁽⁵⁰⁾、人身取引の被害者は帰国後2年以内に再被害にあう可能性が高い。このような悲惨な状況から、性的搾取を目的とした人身取引は現代の奴隷制とも呼ばれている⁽⁵²⁾。また、人身取引から生み出される利益は莫大であるため、組織犯罪の資金源となっていることも問題視されている⁽⁵³⁾。

第2節 人身取引対策の問題点

前節で概観した人身取引の実態と被害者の現状を踏まえ、本節では、わが国による人身取引問題に対する対応を防止・撲滅と被害者支援とに分けて概観し、その問題点を明らかにしたい。

人身取引への対応

わが国の人身取引対策の要となっているのは、「人身取引対策行動計画」である。わが国は2004年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会

議」を設置し、同年12月に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書⁽⁵⁵⁾」(以下、「人身取引議定書」という)に署名を行い、それを受けて2004年に人身取引対策のための指針である「人身取引対策行動計画⁽⁵⁶⁾」を策定した。2009年には「人身取引対策行動計画2009⁽⁵⁷⁾」として修正され、さらに2014年に「人身取引対策行動計画2014⁽⁵⁸⁾」へと改訂された。

「人身取引対策行動計画」では、「人身取引議定書」の締結及び「人身取引議定書」により定められた義務や要請を実施するための国内法の整備並びに人身取引を防止・撲滅するための対策及び人身取引被害者を保護するための対策を講じることが明記されている⁽⁵⁹⁾。防止・撲滅対策としては、出入国管理の強化、在留資格、査証の見直し、偽装結婚対策、不法就労防止の取り組み、買売春対策、刑法の改正による人身取引行為の犯罪化等が挙げられている。被害者支援に関しては、被害者の認知、シェルターの提供、カウンセリング、相談活動の実施、交番等に駆け込んだ被害者の保護、被害者に対する在留資格の付与、安全確保、帰国支援等⁽⁶⁰⁾が挙げられている。

「人身取引対策行動計画2009」では、以前の行動計画の内容に加え、不法就労対策を通じた人身取引の防止、児童の性的搾取に対する厳格な対応、ブローカー等の取締りの徹底、潜在的被害者に対する支援の周知、取締り過程における被害者の発見、被害者に対する法的援助に関する周知、中長期的な保護支援に関する検討、男性被害者の支援について等の検討が盛り込まれた⁽⁶¹⁾。

「人身取引対策行動計画2014」では、近年多発している外国人技能実習生制度を利用して来日した外国人が雇用主から賃金の未払いや長時間労働等の被害を受けた場合に雇用主に対して未払い賃金を支払わせることや、男性被害者に対する一時保護の提供を行うことが追加された。

防止・撲滅対策の概要並びにその成果及び問題点

上陸拒否事由及び退去強制事由の新設

人身取引行為が「入管法」上の強制退去の事由に含まれていなかったため、わが国は2005年に「入管法」を改正し、「入管法」5条7項の2で「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」を上陸の拒否事由に加え、24条4項の八において「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」を退去強制事由に加えた。それにより、2005年に人身取引等を理由にフィリピン人1名が退去強制処分を受けた。⁽⁶²⁾翌年には、フィリピン人3名、タイ人1名が退去強制処分を受けた。⁽⁶³⁾その後、毎年によって人身取引等を理由に外国人が退去強制処分を受けている。

在留資格「興行」の見直し

多くの人身取引被害者が、「興行」ビザを不正に取得し、来日していたという問題が起きていたため、在留資格付与の要件を厳格化することで人身取引の防止を行おうとした。そこで、上陸許可基準を定めた「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」のうち、法別表第1の2の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項の1・イ・(1)の「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらの準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」という基準を削除し、芸人としての能力の有無について実質的な審査を行えるようにするとともに、その他の基準についても抜本的な見直しを行った。これにより、同法6条2項に基づき、外国人が興行の在留資格を利用して演劇、演芸等の興行に関係する活動を行うことを目的としてわが国に入国しようとする場合、又は興行から得られる収入の額が500万円を超える場合、国・地方自治体が招聘する場合等をのぞき、当該外国人が従事しようとしている活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」又は「2年以上の外国における経験を有すること」が在留資格付与の要件とされ、要件が厳格化された。

「人身売買罪」(刑法226条の2)の新設

わが国では、刑法226条2項の国外に移送する目的をもってなされる人身取引についての規定を除いて、人身取引を直接処罰する規定が存在しなかった。そのため、人身取引を行った者を処罰することが困難であった。そこで、わが国は、刑法を改正して「人身売買罪」(刑法226条の2)を新設した。⁽⁶⁴⁾

「人身売買罪」の保護法益は被害者の身体の自由と解されている。⁽⁶⁵⁾ 「人を買収した」とは対価を得て人に対する不法な支配を取得することをいい、「人を売却した」とは対価を得て人に対する不法な支配を引き渡すことを意味する。⁽⁶⁶⁾ 「対価」は金銭に限定されておらず、債務の免除との引き換えに人の支配を移転されるような場合も売買にあたると解される。⁽⁶⁷⁾ 「人を支配下におく」とは、物理的、物理的な影響に及ぼしその意思を左右できる状態のもとに対象者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることをいう。⁽⁶⁸⁾ 人の自由を完全に拘束することまでは必要とされていない。被害者の同意に関しては、人身取引されることに対し真摯な同意をすることは考えづらく、⁽⁶⁹⁾ 形式的な同意があることが売買の性質を否定するものではないと解することができる。したがって、被害者が自身を売買することについて加害者に同意をしていた場合であっても、そのような形式的同意は有効ではなく、人身売買罪(刑法226条の2)が成立することになる。それゆえ、被害者が日本での労働が性産業への従事であることを知りつつ来日させられた場合であっても、「支配や搾取の態様が本人の同意から外れた酷なものである場合などには本罪が成立すると解される」。⁽⁷¹⁾

すでに述べたように、被害者の中には実際の仕事内容が性産業への従事であることに気づきながらリクルーターの話に同意する者もいるため、このように形式的な同意がある場合にも人身売買罪の成立を認めたことは意義がある。

人身取引に由来する犯罪収益の没収・追徴

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下、「組織犯罪処罰法」という)が改正され、同法の没収・追徴の前提犯罪に、未成年者略取及び誘拐罪(刑法224条)、わいせつ目的・結婚目的略取・誘拐罪(刑法225条)、所在国外移送目的略取及び誘拐罪(刑法226条)、人身売買罪(刑法226条の2)、被略取者等所在国外移送(刑法226条の3)、被略取者引渡し等罪(刑法227条)及び未遂罪が(「組織犯罪処罰法」2条2項の1)含まれることになった。それにより、これらの犯罪行為等により生じ、若しくは、これらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産⁽⁷²⁾、すなわち犯罪収益及び犯罪収益に由来する財産⁽⁷³⁾の没収が可能となった(「組織犯罪処罰法13条1項」)。犯罪収益が、不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる(同法16条1項)。

犯罪組織は、そこから得られる財産の獲得を目的として人身取引を行っている。そのため、人身売買罪(刑法226条の2)を「組織犯罪処罰法」の没収・追徴の前提犯罪に加えたことは、犯罪組織に対して経済的ダメージを与えることにつながるため、人身取引の防止という観点から重要であるといえる。

防止・撲滅対策による成果及び問題点

2005年にわが国で発見された被害者数は68名であったが、上記の対策が講じられた結果、2006年には被害者数が18名となり、被害者総数が減少傾向にある。そのため、上記の人身取引の防止対策は有効であるといえる。

しかしながら、人身取引の潜在化及び巧妙化により人身取引が発覚しにくくなっている可能性を考えると⁽⁷⁴⁾、このような現在の対策によって人

身取引事犯の防止や摘発が十分に行えているかは疑問が残る。また、人身取引事犯の摘発の際、多くは「入管法」等の関係法規が用いられているため、量刑等が不十分であることも指摘されている。⁽⁷⁵⁾

さらに、2009年の国籍法の改正により、新たな問題が起きている。出生後に日本人に認知されていれば父母が結婚していない場合であっても日本国籍を取得することが可能になった結果、日本国籍を取得するために来日する外国人の親子が増加した。このようにして来日した親子がなんらかの労働を強いられているケースが多数報告されている。⁽⁷⁶⁾そのため、わが国は、このようなケースについても適切な対応をしていくべきである。

被害者支援制度の概要及び問題点

前節で確認した人身取引被害者の現状を踏まえると、被害者に必要な支援は、以下の5点に集約できる。

- (1) 被害者を単なる不法入国者と区別するために、何らかの方法を用いて被害者であることを確認する必要があること
- (2) 被害者の法的地位が不安定であることから、在留許可を付与する必要があること
- (3) 精神的にも肉体的にも深刻な被害を受けている場合が大半であるため、医療支援を必要としていること
- (4) 被害者支援を行う際に一時的な住居が必要であること
- (5) 被害者は経済的に困窮していることから、経済的支援が必要であること

そこで、以下では、わが国で行われている被害者認定、在留許可の付与、一時的な住居の提供、医療支援、経済的支援の現状を確認しつつ、その課題や問題点について考察したい。

制度の実施主体及び認定方法

被害者は公的機関等に発見されたとしても、人身取引被害者として認定されなければ原則として公的支援の対象とならず、単なる不法入国者として退去強制処分を受ける可能性がある⁽⁷⁸⁾。そのため、被害者認定を適切に行うことは被害者支援を考える上で最も重要な問題であるといえる。

わが国における支援対策は、「人身取引対策行動計画2014」をもとに行われることになっている。ただし、同行動計画は法的義務を伴わないため、国には同行動計画に基づく支援対策を行う法的義務はない。

わが国には人身取引被害者の認定を行うための専門機関がなく⁽⁷⁹⁾、入国管理局又は警察庁が実施主体となっている⁽⁸⁰⁾。認定機関が1ヶ所でないことから、警察庁は2010年に通達を发出し⁽⁸¹⁾、被害者認定を適切に行うために行政機関と連携し情報共有をはかることを指示した。また、内閣に設置された人身取引対策に関する関係省庁連絡会議により、2010年に「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」⁽⁸²⁾という申し合わせが行われた。この申し合わせには、検察、入国管理局、婦人相談所、児童相談所、労働行政関係機関等が被害者の窓口として挙げられており、職務中に被害者を発見することに努める事や、これらの窓口で被害者からの相談や保護の要請があった場合に、関係する行政機関と連携し適切に保護を行うことも挙げられている。一応、人身取引被害者の認知のための着眼点として、「人身取引議定書」による人身取引の定義も挙げられているものの、具体的な認定方法についての明確な基準は設けられていない⁽⁸³⁾。しかも、警察等による被害者の認定手続きに不備があっても、被害者は不服申し立てを行うことができない。このようなことから、日本弁護士連合会やアメリカの「2012年人身取引報告書」⁽⁸⁵⁾から、被害者認定が正しく行われていないケースが多く存在しているとの批判がなされている。さらに「2015年人身取引報告書」では、強制労働を目的とした人身取引又は性的搾取を目的とした人身取引の被害者を適切に認定することを目的とした新たな認定手続きを実施するよう要請がなさ

⁽⁸⁶⁾れている。2010年の「人身取引（特に女性と子ども）に関する勧告」では、日本の被害者認定制度には不明確な部分が多いため、人身取引被害者の誤認が生じかねないと指摘されている。⁽⁸⁷⁾また、認定を行う機関の認定基準に差があることにより、実際に被害者に不利益が生じていることが指摘されている。⁽⁸⁸⁾しかも、これらの機関は被害者認定に特化した機関ではないことから、制度主体として適切であるかという疑問も生じる。以上の点から、現状では、被害者の認定は適切に行われていないと評価することができる。

在留許可の付与

被害者は、多くの場合、偽造パスポートの行使などの不法な手段によりわが国に入国し、不正に在留資格を得て在留資格外の活動を行っていることから、退去強制の対象となっている（「入管法」24条）。上述したように、偽装結婚により正規滞在のビザを有している被害者も多数存在するが、⁽⁸⁹⁾これらの被害者は資格外活動を行っているため強制退去の対象となっている。そこで、わが国は2005年に「入管法」を改正し「人身取引等により他人の支配下に置かれていた者」を上陸の拒否事由（同法5条7項）、及び強制退去事由（同法24条4項の又）から除外した。さらに、被害者が人身取引等により他人の支配下に置かれて日本に在留していると認められる場合には、特別上陸許可の対象とした上で（同法12条1項2号）、法務大臣の裁量による特別在留許可の対象とすることにした（同法50条1項3号）。ただし、特別在留許可は法務大臣の裁量による恩恵的な制度であることから、法務大臣の自由裁量権に属するものである。そのため、被害者に特別在留許可が付与されなかったとしても、被害者は不服申し立てを行うことができない。ただし、現在のところ入国管理局が被害者と認定した者すべてに特別在留許可を付与しているため、⁽⁹⁰⁾一応の取り組みがなされていると評価することができる。

一時的な住居の提供

人身取引被害者として認定を受けた者は国内で包括的な支援を一時的

に受けることが可能となるため、支援を受けるための一時的な住居が必要となる。⁽⁹¹⁾

「人身取引対策行動計画」が策定されるまでは、女性の家サーラーや日本キリスト教婦人矯風会の関連福祉施設である女性の家HEL Pといった民間支援団体が主体となり被害者に一時的な住居⁽⁹²⁾を提供していた⁽⁹³⁾。民間シェルターは、被害者支援にかかる費用をすべて負担せねばならず、財政的困難に陥る場合が多かった⁽⁹⁴⁾。このようなことから、「人身取引対策行動計画」では、被害者が婦人相談所を経由して民間のシェルターで一時保護される場合は、民間シェルターに対して政府又は都道府県から一時保護委託費として1日1名当たり6500円の支給が認められることになった⁽⁹⁵⁾。

また、被害者の保護が売春防止法に基づいて行われることになったことを受け、婦人相談所⁽⁹⁶⁾（売春防止法34条1項）は一時的な住居の付与等さまざまな支援の拠点とされることになった⁽⁹⁸⁾。それにより、民間のシェルターでの一時保護件数は減少した。しかし、民間シェルターの役割は依然として重要であり、婦人相談所での受け入れが困難な場合や他の施設で一時保護を行った方が適切であると判断される場合には、民間のシェルターや婦人保護施設等で一時保護を行うことになっている⁽⁹⁹⁾。婦人相談所において一時保護を受けるには、その者が「要保護女子」であり、⁽¹⁰⁰⁾「人身取引対策行動計画」に基づき保護されていることが要件となっている⁽¹⁰¹⁾。そのため、性産業に従事していなかった被害者は、婦人相談所において一時保護を受けることができない可能性がある。

婦人相談所は人身取引被害者の支援を専門的に行う機関ではないため適切な支援を行うことができるのかという点、被害者支援についての具体的なマニュアルが存在していない点⁽¹⁰²⁾、被害者の平均保護日数が36日程度では不十分ではないかという点が問題視されている⁽¹⁰³⁾。また、婦人相談所は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という）に基づき、配偶者暴力の被害者の一時保護

も行っているため、過剰収容状態になっており施設内での支援の質の低下等の恐れがある。⁽¹⁰⁴⁾ 民間のシェルターに対する一時保護委託費に関しても、6500円の支給額では十分な支援が出来ないため、日本弁護士会連合会から批判がなされている。⁽¹⁰⁵⁾ ただし、婦人相談所の利用が困難な被害者であっても、民間シェルターにおいて受け入れをしてもらえる可能性が高く、最低限の住居が確保されている点は評価することができる。

医療支援

「人身取引対策行動計画」の策定を受け、医療機関が生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である無料低額診療事業制度の対象に人身取引被害者が含まれることになった。⁽¹⁰⁶⁾ そのため、人身取引の被害者は医療機関で低額又は無料で診療を受けることができる。被害者は婦人相談所に配置されている心理療法担当職員によるカウンセリング及び、婦人相談所の嘱託医による医療支援を受けることができる。⁽¹⁰⁷⁾ さらに、2006年からは、婦人相談所で一時保護された被害者が無料低額診療事業制度を利用できなかった場合に厚生労働省から年間1000万円の医療費の補助を受けることが認められており、被害者は原則として全額公費による医療支援を受けることが可能である。⁽¹⁰⁸⁾

ただし、無料低額診療事業制度を行っている医療機関はすべての都道府県にあるわけではないこと、同制度は医療機関の裁量によるところが多く、医療機関が被害者を受け入れるかどうかの判断を一方的に行うため、診療が拒否される可能性がある、という問題がある。ただし、婦人相談所の嘱託医による医療支援も存在しているため、被害者に対する最低限の医療支援は確保されているといえることができる。

経済的支援

(i) 損害賠償請求(民法415条, 709条)

被害者はブローカー等から借金返済等の名目で賃金を搾取されており、被害者の手元に残っている金銭はほとんどない。そのため、経済的に困窮していることを理由として、経済的支援を望む被害者が数多く存在し

⁽¹⁰⁹⁾ ている。被害者は雇用主に対し賃金の未払いのある場合には、債務不履行による損害賠償（民法415条）を請求することができ、またブローカー等に対しては被害者の身体的及び精神的苦痛に対する治療費及び慰謝料等に関して不法行為を理由として損害賠償を請求することが可能である（民法709条）。「人身取引対策行動計画2014」では、損害賠償請求訴訟を提起しようとする被害者に対して、⁽¹¹⁰⁾ 総合法律支援法に基づく日本司法支援センターの民事法律扶助制度を利用することが認められている。人身取引被害者が法律扶助制度を利用するためには、被害者がわが国に住所を有し適法に在留していることや収入等の一定の要件を満たす必要がある。⁽¹¹¹⁾ 被害者の住所が定まらない場合であっても、そのことにやむを得ないと認められる理由があり、かつ、支援センターの地方事務所や事件を受任する弁護士等との間で確実な連絡方法を確保することができると判断される時には、⁽¹¹²⁾ 援助の申込みが可能である。

しかし、被害者の多くはわが国から短期在留許可しか付与されていないため、損害賠償請求を提起するための時間がない。さらにはブローカーらの報復を恐れ、⁽¹¹³⁾ 損害賠償請求を躊躇する被害者も多い。また、被害者が損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合であっても、加害者に資力がないこともありうるとの指摘がなされている。⁽¹¹⁴⁾ そのため、実際に婦人相談所において一時保護を受けている間に損害賠償請求を提起した被害者はいないようである。⁽¹¹⁵⁾ このようなことから、被害者が損害賠償請求を提起することは現実的には困難であると思われる。

(ii) 損害賠償命令（「刑事手続措置法」23条）

人身取引の被害者は、損害賠償請求に実効性を持たせるための制度である損害賠償命令（「刑事手続措置法」23条）を利用することができる。

特定の故意の犯罪により被害を受けた者は、被告人に対し損害賠償の申立を行った場合、同一の刑事裁判所に対して、刑事事件に付随して損害賠償命令を申し立てることが可能である（同法23条）。損害賠償命令の対象犯罪に人身売買罪（刑法226条の2）が含まれていることから、

人身売買罪に係る刑事被告事件の被害者は、損害賠償命令を利用することができる。損害賠償命令を利用したい被害者は、刑事事件の弁論最終時まで、事件が係属している地方裁判所に2000円の申し立て料を支払えばよい。⁽¹¹⁶⁾

通常、被害者が刑事裁判で有罪となった被告人に対して損害賠償請求をしたい場合、刑事裁判とは別に民事訴訟を提起しなければならず、被害者にとって時間的にも費用的にも負担が大きいという問題がある。そこで、損害賠償命令制度を導入し、刑事事件の審理を行った裁判所が有罪判決の言い渡しをした後、民事上の請求に関しても審理することが認められるようになった。それにより、被害者の時間的制約を軽減し被害者に簡易迅速な救済を行うことができるようになった。

損害賠償命令は刑事事件の訴因として特定された犯罪事実に基づき、その犯罪から損害の賠償を請求する制度である。そのため、被害者は加害者個人に対して損害賠償命令の申し立てをすることは可能であるが、加害者が所属する犯罪組織に対して申し立てすることができない。しかし、人身売買罪に係る刑事被告事件の被告人は、組織の末端である可能性が高い。人身取引により得られる犯罪収益はこのような末端の者に帰属せず、犯罪組織に帰属してしまうことが想定される。被害者が損害賠償命令の申し立てをしたところで、加害者から得られる金銭は僅少である可能性が高い。その上、被害者に付与される滞在許可期間は短期間であることから、被害者は刑事裁判が確定するまでに帰国している可能性が高い。そのため、実際に損害賠償命令を申し立てた被害者は存在しないようである。⁽¹¹⁷⁾このようなことから、損害賠償命令の実効性には問題があるということが可能である。

(iii) 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」

故意による生命・身体犯の被害者は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(以下、「犯給法」という)に

に基づき、公的財政より給付を受けることが可能である。⁽¹¹⁸⁾「犯給法」は、日本国籍を有していない外国人も給付の対象としているため、外国人の人身取引被害者も同法の給付の対象となりうる。

同法の趣旨は、故意の生命・身体犯の被害者が、過度の人権侵害を受けているにも関わらず、加害者の無資力等の理由により加害者から損害賠償を受けることが困難な状態にあるため、⁽¹¹⁹⁾このような被害者の社会復帰を目的として、⁽¹²⁰⁾公的支援を行うことにある。すなわち、「犯給法」は、被害者が加害者から損害賠償を受けることができていない等の不合理な現実を背景に、被害者の法秩序への不信感を払しょくするため、⁽¹²¹⁾損害の一部填補の要素を含む見舞金的給付を一般財源から拠出している。⁽¹²²⁾

同法は、被害者の受傷の程度によって給付対象とするか否かを判断する。故意に行われた人の生命や身体を害する行為によって犯罪被害を受け死亡した者の遺族、重傷病を負った者、又は受傷により障害が残った者に対して、被害者の受傷の程度に応じた給付金の支給が認められている⁽¹²³⁾ (同法4条)。

犯罪行為の場所は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本の航空機内において行われた犯罪行為のみと限定されている。当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者は、制度の対象外である (同法3条)。その者が住所を有しているというためには、わが国に適法に滞在しており、在留カードを有している必要がある。つまり、短期滞在の外国人や不法滞在状態にある外国人は同法の対象外となる。

被害者が当該事件について損害賠償を受け取った場合には、その価額の限度において給付金の支給額が調整されるか又は給付金が支給されないこととなっている (同法8条1項)。不支給裁定の理由の大半が、被害者が損害賠償を受領しているケースであることが明らかになっている。⁽¹²⁴⁾ また、給付額が減額された理由として、被害者が損害賠償を受領した事例も多数報告されている。⁽¹²⁵⁾ そのため、加害者からの損害賠償を受領する

ことができないケースでない⁽¹²⁶⁾と被害者に給付金が支給されない可能性が高い。

国は給付金の支給額の限度において、給付金を支給された者の損害賠償請求権を有することとなっている(同法8条2項)。「これは、この制度が犯罪被害について事実上損害賠償を受けられないということを前提にして給付金を支給しようとするものであることから、国がその支給をした以上、その額の限度で支給を受けた者に損害賠償を与える必要はなく、また、加害者が資力を有していて、損害賠償が行われた場合には社会全体が負担することになるこの給付金を支給する必要がない⁽¹²⁶⁾」という理由によるものである⁽¹²⁷⁾。

各都道府県公安委員会は、給付金の裁定を行う際、被害者の損害賠償受領の状況を聞き取り、捜査情報等から加害者の資力の把握等を行うことで、加害者に実際に求償を行うかどうかを判断する⁽¹²⁸⁾。ただし、国が実際に加害者に対して求償権を行使したケースはほとんどないことが報告されている⁽¹²⁹⁾。加害者に対して求償を行うことができなかった理由として、加害者に資力がないと判断されるケースが多いことや、通常の損害賠償請求訴訟における賠償額の裁定にはさまざまな事情を考慮した上で判断せねばならず賠償額の確定に時間を有するため求償することができない事等が挙げられている⁽¹³⁰⁾。上述のように、加害者から損害賠償を受領することができないケースの被害者に給付金が支給される可能性が高いため、加害者に対して求償権を行使することは困難であると予想される。

同法の給付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会⁽¹³¹⁾に、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書や被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類といった必要な書類を提出し申請を行う(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則16, 17, 18条)。犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定には、平均して7ヶ月かかる⁽¹³²⁾。加害者が不明等裁定に時間がかかりそうな場合、

一定の額を限度として仮給付金の支給が認められている。

人身取引被害者が同法による給付を申請しようとする場合、外国人の人身取引被害者の多くは在留資格を有していないこと、被害者認定を受け在留許可を付与された場合であっても短期滞在許可しか付与されていない可能性が高く住所を有しているとはいえないことが障害となり、同法の対象となる場合は少ないと思われる。

被害者本人が受け取ることができる給付金として、重傷病給付金、障害給付金がある。このうち、障害給付金を受け取るには、その者が被害を受けたことにより障害が残ったと認定を受ける必要がある⁽¹³³⁾。しかし、人身取引による被害の中心は、心的外傷や身体的疾患である。そのため被害者に後遺障害が生じているケースはあまりないと思われる。重傷病給付金に関しては、人身取引により心的外傷後ストレス障害や身体的疾患を有している場合が多いため、支給される可能性が高い。ただし被害者は日本国内で売春に付随する行為を行っている可能性が高く、休業損害を算定することは困難である。医療費に関しては、人身取引被害者として認定された者は原則として全額公費による医療支援を受けることができるため、問題とはならない。また、裁定には平均して半年以上かかるため、時間的制約がある被害者が給付金を受け取るとは困難なように思われる。以上の点から、人身取引被害者は「犯給法」を利用して経済的支援を受けることが難しいと思われる。

小括

以上、わが国における人身取引対策を防止・撲滅対策と被害者支援に分けて紹介した。その結果、防止・撲滅対策に関しては一応の取り組みが行われているが、被害者に対する支援は不十分であり、特に被害者認定及び経済的支援が不十分であることが明らかとなった。

このようなわが国の対応とは異なり、世界的動向としては、経済的支援をはじめとする被害者支援について積極的な取り組みがなされている。

そこで次章では、被害者支援に関する国際社会の動向及びわが国の対応の沿革を概観した上で、支援についての国際的な動向とわが国の対応とを比較し、わが国の支援の問題点と今後のあり方について検討したい。

- (18) 警察庁保安課「平成26年中における人身取引事犯の検挙状況等について」(2015年2月19日), https://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h26_zinshin.pdf, (2016年7月21日最終閲覧), 警察庁保安課「平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について」(2016年2月18日), https://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h27_zinshin.pdf, (2016年7月21日最終閲覧)。
- (19) 男性被害者も6%程度存在している(警察庁保安課・前掲注(17))。
- (20) 警察庁保安課・前掲注(18)。
- (21) 法務省入国管理局「平成27年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数」(2016年), <http://www.moj.go.jp/content/001178470.pdf>, (2016年7月21日最終閲覧)。
- (22) 警察庁保安課・前掲注(18)。
- (23) 保護された3名の男性被害者のうち、2名は皿洗い等の強制労働をさせられ、1名は性的マイノリティでありホステスとして働かされていた(佐々木綾子「男性人身取引被害者保護システムの確立にむけて」一橋社会科学4巻(2012年)40, 42, 43頁)。
- (24) 近年では、外国人技能実習生制度を利用して来日した外国人に対する賃金の未払いや長時間労働が頻発しており、新たな形態の人身取引として問題視されている(「第183回国会 法務委員会第12号議事録」(2013年5月10日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0003/18306130003012.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。また、このような問題は国際的にも批判を受けている(hereinafter TIP Report 2015, *supra* note 12, at 198-199)。外国人技能実習制度とは、発展途上国の経済発展を目的として、わが国において発展途上国の労働者に対して技能の習得をさせる制度である。同制度を利用しわが国への入国を認められた外国人は、出入国管理及び難民認定法2条の2第1項の規定に基づき日本国内への在留及び労働が正式に認められる。しかし、同制度を悪用し、保証金という名目による多額の金銭の徴収や、劣悪な労働条件や低賃金で技能実習生を働かせ、技能実習生から賃金の搾取を行うケースが多数報告されている。被害者が外国人であること、労働搾取が行われていることから、技能実習生への労働搾取の問題と性的搾取を目的とした人身取引問題には、類似する点多多

い。他方で、技能実習生問題の場合は、加害者が一般企業であること、被害者は日本国内への在留及び労働が正式に認められており労働基準法等の労働法規の保護の対象となっていることから、外国人労働者問題という性質も有しているといえる。また、技能実習生が技能実習中に負傷した場合には、労働者災害補償保険法に基づき、給付を受けることができる。また、外国人技能実習生総合保険に加入している者であれば、労働災害以外の病気にかかった場合であっても、さまざまな補償を受けることができる。また、未払い賃金があった場合も、雇用主に対して請求することが可能である(技能実習生に対して最低賃金法の適用を認めたものとして、名古屋高判平成22年2月25日労判1003号5頁以下、熊本高判平成22年1月29日労判1002号34頁以下などがある)。それに加え、2015年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が国会に提出され、一応の取り組みが行われている。このようなことから、本稿では、この種の問題は扱わないこととする。

- (25) 日本人女性の被害実態は完全には解明されていないが、ホストクラブで客として飲食した代金を支払うために国内の旅館へ引き渡され、売春を強要されたケースや、加害者グループが女性らに覚せい剤等を与えて覚せい剤中毒にし、その代金を支払わせる名目で被害者らに売春を強要するケース等が報告されている。いずれのケースにおいても、加害者らは、被害者を何らかの方法で支配下に置き、被害者に売春等を強要し、借金返済等の名目で被害者の賃金の搾取が行われている(警察庁保安課・前掲注(18))。
- (26) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)、お茶の水女子大学21世紀COEプログラム『「人身売買被害者支援の連携の構築 地域、国境を越えた支援に向けて」報告書』人身売買禁止ネットワーク JNATIP事務局(2007年)28, 29頁、国際移住機関(International Organization for Migration)『人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック』(2009年)183頁以下。
- (27) 男性に対する性的搾取が行われることも想定されるため、性的搾取を受けた男性についても本稿の対象とする。
- (28) 日本人被害者も、人身取引により性的搾取を受け、身体的・精神的損害、及び過度の人権侵害を受けている。そのため、日本人の被害者に対する支援も重要な問題であり、積極的な対応を行うことが望ましい。日本人被害者には、特段の時間的制約がないこと、社会保障の受給対象である、という特徴がある。そのため、このような特徴を生かした支援を日本人被害者に対して行うべきである、と思われる。他方、外国人被害者に対しても、その特徴を考慮した支援を行うべきである。そこで、本稿では、それぞれ

//www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_081882.pdf.

- (44) 法務省入国管理局の報告によれば、平成24年度に法務省が保護した被害者9名のうち正規滞在者は8名にも上った。法務省入国管理局・前掲注(30)。
- (45) 朝日新聞2014年5月17日朝刊25面。
- (46) 藤本・前掲注(31)176頁。
- (47) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)28頁, 女性の家サーラー『女性の家サーラー10年のあゆみ外国籍女性への暴力の実態』(2002年)16, 19, 20頁。
- (48) Jobe, *supra* note 13, at 29.
- (49) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5)103頁。
- (50) Jobe, *supra* note 13, at 28.
- (51) *Id.*, at 11.
- (52) ケビン・ペイルズ『グローバル経済と現在奴隷制』凱風社(2002年)50頁。
- (53) 実際に、ブローカーらが約10名の女性を5年間働かせ、10億円の利益を得ていたケースが報告されている(朝日新聞・前掲注(45)25面)。
- (54) 警察庁「平成17年警察白書」(2005年8月) <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h17/hakusho/h17/html/G2010100.html>, (2016年2月13日), (2016年2月12日最終閲覧)。
- (55) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, United Nations, Dec. 25, 2003, 2237 U.N.T.S. 319.
- (56) 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議「人身取引対策行動計画」(2004年12月7日), <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207/keikaku.html>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (57) 犯罪対策閣僚会議「人身取引対策行動計画2009」(2009年12月) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/2009keikaku.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (58) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (59) 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議・前掲注(56)。
- (60) 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議・前掲注(56)。
- (61) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (62) 法務省入国管理局「平成18年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数について」(2007年2月) <http://www.moj.go.jp/content/000002041>.

- pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (63) 法務省入国管理局「平成18年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数について」(2007年2月), <http://www.moj.go.jp/content/000002041.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (64) わが国は「人身取引対策行動計画」等では「人身取引」という用語を使用している一方で、刑法226条の2では「人身売買」という用語を用いている。この点に関して、わが国ではすでに人身売買という用語が刑法典に存在しており、実際に「国外移送目的による人の売買の罪」(226条の2)や、「児童の売買の罪」(児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律8条)などの条文が存在すること、国民にも売買という言葉の持つ意味は広く浸透していることから、「人身売買罪」という用語が使用された(「第162回国会法務委員会第13号議事録」(2005年4月19日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0003/16204190003013.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (65) 久木元伸, 島戸純, 谷滋行「『刑法等の一部を改正する法律』について」法曹時報57巻(2005年)11号23頁, 49頁。
- (66) (「第162回国会法務委員会第13号議事録」(2005年4月19日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0003/16204190003013.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (67) 久木元, 島戸, 谷・前掲注(65)49頁。
- (68) 久木元, 島戸, 谷・前掲注(65)50頁。
- (69) 加藤経将「法令解説 人身取引対策--法定刑の引上げと人身取引に係る罪の新設--刑法等の一部を改正する法律」時の法令1751号(2005年)6, 12頁。
- (70) 久木元, 島戸, 谷・前掲注(65)53頁。
- (71) 加藤・前掲注(69)14頁。
- (72) ここでいう財産とは、不動産若しくは動産又は金銭債権を意味する(同法13条1項)。
- (73) 犯罪収益に由来する財産とは、犯罪収益の果実として得た財産, 犯罪収益の対価として得た財産, これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう(同法2条4項)。
- (74) 警察庁保安課・前掲注(18)。
- (75) 木村・前掲注(37)20頁, 21頁。
- (76) 昭和25年5月4日法律第147号。
- (77) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (78) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)18, 19頁。
- (79) 法務省入国管理局「人身取引撲滅への取り組み」

<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/080818-01.pdf>, 第162回参議院法務委員会14号 (2005年4月21日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0003/16204210003014.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。

- (80) 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)・前掲注 (26) 18頁。
- (81) 警察庁丁保発第34号警視庁公安部長警察庁生活安全局保安課長「人身取引事犯的確な把握, 被害者の保護及び取締りの推進について」(2010年3月29日) <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20100329.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ「人身取引事案の取扱方法 (被害者の認知に関する措置) について」(2010年6月23日), <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/pdf/ninchi.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (82) 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ・前掲注 (81)。
- (83) 法務省入国管理局のホームページによれば, 「入管法に規定する人身取引の定義の解説, 調査の留意事項を基に, 加えて, 世界保健機関 (WHO) や国際移住機関 (IOM) が作成した被害者該当性判断のための調査事項等を参考として慎重かつ十分に調査を行うとともに, 警察, 在日外国公館, IOM等とも連携し, 情報の提供を受けるなどして」被害者を認定するとしてはいるものの, 具体性を欠いているといえる。法務省入国管理局「人身取引撲滅への取り組み6, 被害者保護の手続き」<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/torikumi06.html>
- (84) 日本弁護士連合会「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてのアップデート報告」(2009年5月) 25, 26頁, http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_6_update_jp.pdf。
- (85) Department of Justice, *supra* note12, at 200.
- (86) Department of Justice, *supra* note12, at.199.
- (87) Joy Ngozi Ezeilo (Special Rapporteur on trafficking in persons, especially women and children), Trafficking in persons, especially women and children, U.N.Doc. A/HRC/14/32/Add.4 (Aug.7 2012).
- (88) 齋藤百合子「人身売買被害者とは誰か 日本政府の「人身取引」対策における被害者認知に関する課題」アジア太平洋レビュー3号 (2006年) 67, 73頁。
- (89) 法務省入国管理局・前掲注 (30)。
- (90) 法務省入国管理局「平成22年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数等について」(2011年3月1日), <http://www.moj.go.jp/content/000>

- 069873.pdf, 法務省入国管理局「平成23年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数等について」(2012年2月24日), <http://www.moj.go.jp/content/000095421.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 法務省入国管理局「平成24年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数等について」(2013年3月1日), <http://www.moj.go.jp/content/000107715.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 法務省入国管理局・前掲注(20)。
- (91) International Labour Office, *supra* note 5, at 41~42.
- (92) 女性の家サーラー・前掲注(47)3頁, 4頁。
- (93) これらの民間のシェルターは, 被害者に対して一時的な住居を提供するとともに, 通訳者の配置, 被害者の出身国に応じた生活環境の提供, 独自のルートでの帰国支援, 被害者が望んだ場合に賃金未払い訴訟等法的援助を行う等のさまざまな支援を行っている(人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)8頁)。
- (94) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)93頁。
- (95) 内閣府共生社会生活統括官「民間団体への援助に関する検討会(第5回)議事録」(2006年8月3日), <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai3/gijiroku3-5.html>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (96) 婦人保護事業実施要領によれば, 婦人相談所の目的は「売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性(以下,「暴力被害女性」という)の保護を図ること」である。(厚生省発社第34号一部改正(1963年3月19日), 厚生労働省発雇児第1202002号(2004年2月2日)「婦人保護事業実施要領」, http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_03_1202002.pdf, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (97) 婦人相談所は, 被害者の社会復帰の促進を目的として, 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援, 医師の診察や医療費の補助等による健康支援, 必要に応じて弁護士等による法的支援, 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケアなどの一時保護を行っている(犯罪対策閣僚会議・前掲注(7))。
- (98) 「人身取引対策行動計画2009」及び「人身取引対策行動計画2014」では, 売春防止法に基づくという文言は削除されたものの, 現在も婦人相談所が一時保護を行っている。
- (99) 法務省法務総合研究所編集・法務総合研究所編集「平成24年版犯罪白書刑務所出所者等の社会復帰支援」(2012年), http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_5_2_2_5.html, (2016年2月12日最終閲覧), 厚生

労働省雇用均等・児童家庭局「婦人相談所等における人身取引被害者への対応」(2012年), http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/ht2408.pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。

- (100) 「要保護女子」とは、売春環境から脱出し、又は更生する目的をもつて、警察に保護救済を求めてきた女子、警察で検挙した売春関係事犯の被害者である女子、警察で検挙した被疑者で売春を行なうおそれのある女子、警察で発見した行方不明者その他の者で、その性行又は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子をいう(「売春関係要保護女子の取扱い」平成22年生総発甲第48号)。
- (101) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(雇児発0727号第7号)「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(2011年7月27日),
http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_58_033120.pdf
- (102) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・前掲注(101)。
- (103) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)24頁,32頁。
- (104) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)32頁。
- (105) 日本弁護士会連合会「女性差別撤廃条約に基づく第6回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書」(2008年9月),15,16頁。
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_6_jp.pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (106) 都道府県,指定都市,中核市民生主管部局長宛(社援総発第0308004号)「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて」(2005年3月8日),
http://www.whoirei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=12524, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (107) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (108) 内閣官房「人身取引対策行動計画の進捗状況」(2005年12月),
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai6/6siryou1-5.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (109) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5)57頁。
- (110) 平成16年6月2日法律第74号。
- (111) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (112) 犯罪対策閣僚会議・前掲注(7)。
- (113) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5)125頁。
- (114) 人身取引は国境を越えて行われるため,国際裁判管轄との関係でわが国において訴訟を提起することができるのか等の指摘もなされている(尾家・

前掲注(16)163頁)。

- (115) 被害者の未払い賃金請求に関する支援はほとんど行われていないようである。(国立女性教育会館「人身取引(トラフィッキング)問題について知る」(2008年)60頁 <http://www.nwec.jp/jp/data/5131ce920ceacec8cb353d28880091a7.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), U.S. DEPT OF STATE, TRAFFICKING IN PERSONS REPORT, 2014, at 220 *available at* <http://www.state.gov/documents/organization/226847.pdf>, TIP Report 2015, *supra* note 12, at 200.
- (116) 損害賠償命令の内容に異議がある場合は、通常の民事訴訟手続に移行する(「刑事手続措置法」38条)。
- (117) Ezeilo, *supra* note 87, at18, 最高裁判所司法統計資料・前掲注(12)。
- (118) 同法は、1980年に犯罪被害者等給付金の支給に関する法律として制定・施行されたのち、2008年に大幅に改正され、名称も変更された(昭和55年5月1日法律第36号)。
- (119) 賠償金が被害者に全額支払われたケースは全体のうち3割程度存在している。ただし、殺人等の重大な犯罪により被害にあった者に対して賠償金支払われたケースは1割以下となっている(法務総合研究所「法務総合研究所研究部報告」7号(2000年)38~40頁)。
- (120) 内閣府共生社会生活統括官「経済的支援に関する検討会(第10回)議事録」(2006年12月20日), <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai1/gijiroku1-10.html>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (121) 「第93回国会衆議院内閣委員会8号議事録」(1980年11月06日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/093/0020/09311060020008.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 藤本哲也『刑事政策概論 [全訂第七版]』, 青林書院(2015年)462, 463頁, 大谷實『新版刑事政策講義』, 弘文堂(2009年)357頁。
- (122) 内田貴『民法 [第3版] 債権各論』, 東京大学出版会(2011年)305頁, 306頁, 内閣府共生社会生活統括官「経済的支援に関する検討会(第2回)議事録」(2006年5月17日), <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai1/gijiroku1-2.html>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (123) 犯罪被害者等給付金は三種類あり, 遺族給付金, 重傷病給付金, 障害給付金となっている(同法4条)。遺族給付金は, 被害者が死亡した場合に支払われるものである(同法4条)。生計維持関係遺族がいる場合とそうでない場合で支給額が異なる(同法9条1項)。については, 犯罪行為によって加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(精神疾患については3日以上労務に服することができない程度の疾病)

を負った被害者に対して、負傷・疾病から1年間の保険診療による医療費の自己負担部分と休業損害を考慮した額を合算した額が支給される(同法9条3項)。については、犯罪行為により障害が残った者に対して、法令に定める障害等級に基づいて算定される障害給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額を支給するものである(同法9条7項)。これらの給付金は国の一般会計より支出される。

- (124) 警察庁「平成27年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(2016年), <https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya13/H27jyoukyou.pdf>, (2016年7月19日最終閲覧)。
- (125) 奥村正雄「被害者支援の現状と問題点」宮澤浩一, 國松孝次監修『犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版(2000年)206, 207頁。
- (126) 村沢真一郎「犯罪被害者等給付金支給法」警察学論集33巻12号(1980年)8頁, 28頁。
- (127) 国が被害者に対して給付金を支給した場合, 被害者の有する当該犯罪行為に関する損害賠償権が国に移転する。結果として, 国は, 加害者に対する求償権を取得することになる(村沢真一郎「犯罪被害給付制度-2-」警察研究52巻9号(1981年)38, 44~46頁)。
- (128) 「第169回国会内閣委員会第5号」(2008年3月28日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0002/16903280002005.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (129) 「第169回国会内閣委員会第5号議事録」(2008年3月28日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0002/16903280002005.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (130) その他の例として, 加害者が死亡しておりかつ財産を相続した者がいない場合, 加害者が検挙されていない場合, 加害者が心神喪失等のため民事上の責務を負えないという場合, 直ちに求償を行うことができない場合が挙げられている。(「第169回国会内閣委員会第5号議事録」(2008年3月28日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0002/16903280002005.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (131) 同制度の管轄を有するのは公安委員会である(同法10条)。警察運営の民主性, 政治的中立性を担保するための機関として制度設計されている点, 警察法によって政治的な公正さを担保されている点などを考慮して, その管轄が公安委員会とされている(「第91回国会参議院地方行政委員会第7号議事録」(1980年04月22日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sanjiin/091/1050/09104221050007.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (132) 警察庁「平成27年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」

(2016年), <https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya13/H27jyoukyou.pdf>, (2016年7月19日最終閲覧)。

(133) 障害とは、障害者等級1級から14級までに該当する障害を意味する。

第2章 人身取引被害者に対する支援の沿革

性的搾取を目的とした人身取引の被害者及びその支援が注目されるようになった背景として、人権思想が発展・定着し始めた19世紀以降、そして人権思想の確実な定着に伴い1979年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)⁽¹³⁴⁾(以下、「女子差別撤廃条約」という)及び2000年に採択された「人身取引議定書」が重要だと思われる。

以下では、19世紀以後から「女子差別撤廃条約」採択まで、「女子差別撤廃条約」採択から「人身取引議定書」採択まで、「人身取引議定書」採択後の状況という時代区分に沿って、被害者支援に関する国際社会及びわが国の対応を概観しておきたい。

第1節 国際社会の対応

19世紀から「女子差別撤廃条約」採択(1979年)までの支援の状況

19世紀以後の国際社会では、性的搾取を目的とした人身取引は売春に付随する問題として扱われていた。人身取引に関する国際社会の対応を理解するためには、売春問題がどのように扱われていたのかを確認する必要がある。イギリスが産業革命による国力増大で国際社会に強い影響を及ぼしていたことから、イギリスにおける売春問題を確認した上で、女性に対する性的搾取を目的とした人身取引に対する国際社会の対応を概観することとしたい。

ヨーロッパ諸国において売春を目的とした女性の人身取引について注目されるようになったのは、19世紀に入ってからであった。19世紀のイギリスでは、経済不況を理由としてイギリス人女性の国際的な売買、いわゆる白人奴隷 (White Slave) ⁽¹³⁵⁾ の売買が行われていた。イギリスでは18世紀頃からメアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft) により女性解放運動が行われるようになり、女性の権利の確立等について言及され始めた。⁽¹³⁶⁾ その後のイギリスの女性解放運動は、主にジョセフィン・バトラー (Josephine Elizabeth Butler) により先導されるようになった。ジョセフィン・バトラーは、売春について強い関心を有しており、⁽¹³⁷⁾ 廃娼運動を通じて売春女性の救済を行うなどの活動を行っていた。そのため、バトラーは、売春目的の人身取引に注目し、その禁止を訴えた。⁽¹³⁸⁾ このような人身取引は、⁽¹³⁹⁾ 広く注目を集めることとなり、国際的な取り組みが行われることとなった。

まず、売春という観点から性的搾取を目的とした人身取引を扱っている国際条約としてもっとも古いものは、1904年に採択された「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」⁽¹⁴⁰⁾ (The International Agreement for the Suppression the White Slave Traffic) (以下、「1904年協定」という) である。「1904年協定」の前文には、白人奴隷 (White Slave) を救出し、効果的な支援 (effective protection) を与えるべきであることが規定されている。そのため、人身取引の防止に関する規定と並び、被害者の帰国支援や帰国支援にかかる費用負担についてなど、支援についてさまざまな規定が置かれている。⁽¹⁴¹⁾ しかし、「1904年協定」には、処罰規定が置かれておらず、人身取引の防止にはあまり効果がなかったと思われる。そこで、人身取引の制圧を目的として、1910年に「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」(The International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic) (以下、「1910年条約」という)⁽¹⁴²⁾ が採択された。同条約は、人身取引の制圧に主眼を置くものであることから、人身取引に關与する者

の処罰についての規定を設けているものの、被害者支援に関する規定は設けられていなかった。「1910年条約」では、売春が不道徳 (immoral) と言い換えられ、不道徳な目的での女子又は女性の人身取引が禁止されている。「1910年条約」を補足することを目的として1921年に採択された「婦人児童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」⁽¹⁴³⁾ (The International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children) (以下、「1921年条約」という) は、女子又は女性に対する人身取引の禁止及び被害者保護についての規定を設けることを締約国に要求している⁽¹⁴⁴⁾。1933年に採択された「成人婦女子の売買禁止に関する國際條約」⁽¹⁴⁵⁾ (International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age) (以下、「1933年条約」という) でも、「1910年条約」と同様に、売春が不道徳 (immoral) と言い換えられており、不道徳な目的 (for immoral purpose) の人身取引についての処罰規定が設けられている。

第二次世界大戦後においても、国際社会では、依然として売春が不道徳 (immoral) な存在として位置付けられている。1949年に、上記の婦人及び児童の売買の禁止に関する条約を統一するため、国際連合総会は、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」 (Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others) (以下、「1949年条約」という) を採択した⁽¹⁴⁶⁾。

同条約は、売春を「人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなう」悪弊 (evil) として位置付け、売春を目的とする人身取引や売春行為からの搾取を禁止している。同条約には、被害者支援についての規定が置かれているが、被害者の支援として、更生 (rehabilitation) 及び社会的補導 (social adjustment)⁽¹⁴⁷⁾ という用語が用いられている。通常、このような文言は、犯罪被害者支援を行う際に用いられることはなく、反社会的な行為を行った者に対す

る処分を意味する。そのため、同条約は「売春が家族、社会の福祉をそこなうとの見地から、売春者を社会秩序の逸脱者とみなしている⁽¹⁴⁸⁾」と評価することができる。

他方で、売春目的の人身取引に焦点を当てた国際条約ではないが、人身取引に係る国際条約として、1926年に採択された「奴隷条約⁽¹⁴⁹⁾」(Slavery Convention) や、1930年に採択された「強制労働二関スル条約 (第29号)⁽¹⁵⁰⁾」では、奴隷制や強制労働が不道徳な行為と位置付けられることはなく、また、当然に奴隷や強制労働させられた者が社会秩序の逸脱者とみなされることもなかった。人権保障を目的として1966年に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約⁽¹⁵¹⁾」(International Covenant on Civil and Political Rights) (以下、「B規約」という) においても、人権侵害行為を不道徳な行為と位置付けてはいない。そればかりか、「B規約」は、被害者保護について積極的な姿勢を見せている⁽¹⁵²⁾。

このように、戦後においても、売春は不道徳な行為であり、売春女性は、更生及び救済の対象として捉えられていた。また、性的搾取を目的とした人身取引は売春という観点から論じられることにより、人身取引の被害者は売春女性という扱いであった。そのため、被害者は、不道徳な行為を行った保護・更生の対象として位置付けられ、被害者保護が徹底して行われることはなかった。

「女子差別撤廃条約」採択 (1979年) から「人身取引議定書」採択 (2000年) までの状況

1960年代に入ると、欧米では、女性の地位向上を目指す女性解放運動、すなわちウーマンリブ運動 (Women's Liberation) が再び行われるようになった⁽¹⁵³⁾。アメリカのウーマンリブ運動⁽¹⁵⁴⁾では、避妊の権利化、強姦の告発、夫の暴力からの自由、セクシャル・ハラスメントの防止、同性愛の承認等の女性の権利の確立について主張されるようになった⁽¹⁵⁵⁾。イギリスのウーマンリブ運動では、男女同一賃金の保障、教育機会の均等の保

障、避妊・中絶の自由の保障等が主張された。⁽¹⁵⁶⁾

そのような中、1967年に国連第22回総会で「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」(Declaration on the Elimination of Discrimination against Women 1967)⁽¹⁵⁷⁾が採択され、女性に対する差別は人間の尊厳に反することであると確認された。「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」の内容を実施するために、1979年に「女子差別撤廃条約」が採択され、1981年に発効した。「女子差別撤廃条約」は、女性の人権保障を直接の目的としており、性的搾取を目的とした女性の人身取引問題が人権保障の観点から扱われている。

同条約の目的は、経済的、社会的等あらゆる分野における男女平等を達成することにより、女性の尊厳に反する事態を撤廃することである。同条約は、「1949年条約」のように、売春について悪弊 (evil) といった道徳的な表現を用いてはならず、売春を単に女性の尊厳に反する行為として位置付けている。同条約では、締約国に対し「あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置」の確保 (同条約6条)、及び「女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、締約国は、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること」(同条約2条2項C)が義務付けられている。また、締約国は、条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、国際連合事務総長に提出することを約束させられている (同条約18条)。さらには、同条約の実施を目的として、締約国に対して報告義務を課している (同条約18条)。同条約は実施状況を把握するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会 (CEDAW) を設置し (同条約17条)、締約国から得た情報をもとに勧告を行っている。同条約採択以降、国際社会において、この種の問題は、人権保障の問題として扱われていくことになる。

1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」⁽¹⁵⁸⁾(以下、「撤廃宣言」という)の中でも、女性に対する暴力の一形態として女性の人身取引が挙げられている(同宣言2条b項)。そこでは、国家は被害者の支援のために、「利用可能な手段に照らして実行可能な最大の範囲で、必要な場合には、国際協力の枠組みの範囲内で、暴力を受けた女性及び適当な場合にはその子どもが、援助体制と同様に、リハビリテーション、育児及び子どもの扶養における援助、治療、カウンセリング、保健及び社会的サービス、施設及びプログラム等の特別な援助が受けられるように確保するために活動すること」(同宣言4条g項)が求められている。このように、国の裁量に委ねた場合、国家がその援助を必要と思わなければ、援助を確保するための取り組みを行わないことが考えられるため、被害者支援の実質化という意味では、「撤廃宣言」の取り組みは不十分であると思われる。しかし、人身取引被害者の支援についての国家に対する指針を与えたという点で、「撤廃宣言」には意味があるといえる。

また、1995年には、女性の人権の向上を目的として、「第4回世界女性会議」(World Conferences on Women)が開催された。同会議では、男女平等の推進等を目的とした「北京宣言」(Beijing Declaration)及び女性に対する暴力、人権等の分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」(Platform for Action)⁽¹⁵⁹⁾が採択された。「行動綱領」では、人身取引が女性に対する暴力の一形態であり、人間の尊厳に反する行為として位置づけられている(「行動綱領」39条)。そのため、被害者支援についての規定が充実しており、職業訓練、法的支援及び秘密が保持された治療支援を通じるなど、人身取引被害者を癒し、社会復帰(rehabilitate into society)させるために設計された包括的なプログラムを提供するために資源を配分し、また、人身取引被害者に対して社会的、医学的及び心理的ケアを提供するために非政府機関と協力する施策を講じることが定められている。⁽¹⁶⁰⁾「行動綱領」は、各国政府に対して

1996年までに国内法等を整備することを求めている(「行動綱領」⁽¹⁶¹⁾297条)。ただし、これらは法的拘束力を有してはいない。

性的搾取を目的とした女性の人身取引問題は、人権保障の観点から扱われるようになったため、国連人権小委員会の「奴隷の現代的形態に関する作業グループ」(Working Group on Contemporary Forms of Slavery)においても扱われることとなる。同作業グループは、1991年から人身取引を禁止するための取り組みを開始し、⁽¹⁶²⁾1995年には「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する行動計画」(以下、「行動計画」という)⁽¹⁶³⁾を採択した。「行動計画」では、被害者に対する支援として、被害者が法的扶助を利用できるようにすること、被害者を社会復帰させるために効果的な支援を行うことなどが挙げられている(「行動綱領」25条)。

また、人身取引は、1990年以降のEUにおいても注目され始めた。1996年にEUの司法内務・理事会(Justice and Home Affairs Council (JHA))は、人身取引と子どもの性的搾取を目的とした責任者のための正式な交流プログラムを設けるために、「1996年理事会共通行動決議」(Joint Action)⁽¹⁶⁴⁾を出した。そして、人身取引の防止を目的とした人材交流や人材育成をするためのプログラム(Incentive and exchange programme for persons responsible for combating trade in human beings and the sexual exploitation of children)を策定することが決定された。⁽¹⁶⁵⁾ただし、同決議には法的拘束力はない。翌年には、人身取引及び児童の性的搾取との戦いの行動に関する理事会共同行動決議(以下、「1997年理事会共同行動決議」という)⁽¹⁶⁶⁾が出された。「1997年理事会共同行動決議」は、EUの加盟国に対し、被害者やその家族に対する適切な支援を行うことや、被害者に対して加盟国内での在留を認めること、被害者の帰国支援等を行うことを要請している。1998年には、「マーストリヒト条約」(Treaty on European Union)等の既存のEU条約の改正を目的とした「アムステルダム条約」(Treaty on European Uni

on) 締結に向け、「アムステルダム条約の自由、安全及び司法の領域に関する規定を最善に実施するための理事会及び委員会⁽¹⁶⁷⁾の行動計画」が策定された。同行動計画は、EU加盟国に対しアムステルダム条約が発効してから2年以内に性的搾取を目的とした人身取引の犯罪化を要請している。また、同法に基づく「マーストリヒト条約」の改正により、人身取引が重大な国際犯罪と位置付けられることとなった。

このようにして、国際社会において女性の権利保障について注目が集まるようになった結果、性的搾取を目的とした人身取引は、売春問題としてではなく、人権保障の問題として扱われるようになった。それに伴い、国際条約の中で被害者の社会復帰を目的とした支援について積極的な取り組みが見られるようになった。ただし、被害者支援の内容は医学的及び心理的ケア等に関するものが中心であり、経済的支援については触れられていなかった。

「人身取引議定書」採択(2000年)後の状況

1998年の国際連合総会決議により、国際的な組織犯罪に対処するための政府間特別委員会の設立が決定され、重大な問題となっている国際的な組織犯罪に対処するための国際条約の起草が行われることとなった。⁽¹⁶⁸⁾ 同委員会には、アメリカやドイツをはじめとするEU諸国が参加していた。さらに、それに付随して、密入国、銃器、そして人身取引に関する議定書の起草を行うことが決定された。⁽¹⁶⁹⁾ アメリカは1998年に女性や子どもの国際的な人身取引と戦うための議定書の草案を国連に提出し、⁽¹⁷⁰⁾ 人身取引問題について積極的な姿勢を見せている。当該議定書の草案は、被害者支援として、被害者の帰国支援やリハビリだけでなく、経済的支援にも言及している。⁽¹⁷¹⁾ 草案には、被害者の経済的支援として、罰金や刑罰、人身取引を行った者から没収した財産を利用した経済的支援を含む被害者のこうむった損害の賠償、加害者に対する損害賠償請求支援が挙げられていた。⁽¹⁷²⁾ 1999年にアメリカとアルジェリアが国連に提出した改訂草案

の中でも、罰金や可能な場合には人身取引を行った者に対する没収手続きに基づく損害賠償が挙げられていた。⁽¹⁷³⁾しかし、改訂が進むにつれ、罰金や可能な場合には人身取引を行った者に対する没収手続きに基づくという文言は削除され、被害者がこうむった損害の賠償を受けることを可能にするための法律を制定することという文言に修正された。⁽¹⁷⁴⁾このような修正が加えられたのち、2000年11月15日に国連によって「人身取引議定書」が採択された。

同議定書は、本体条約である「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(Convention against Transnational Organized Crime) (以下、「組織犯罪防止条約」という)⁽¹⁷⁵⁾の補完を目的としていることから、国際刑事法に属する条約であるといえる。2016年現在、署名国は147か国に及び、締約国は187か国となっている。わが国は、同議定書の本体条約である「組織犯罪防止条約」を批准していないため、同議定書を批准していない。

「人身取引議定書」は、人身取引が重大な国際的組織犯罪であるという認識のもと、このような国際的な問題に対処するには、すべての国が協力して取り組みを行う必要があるという理由により策定された。⁽¹⁷⁶⁾同議定書は、人身取引犯罪の行為主体である犯罪組織に着目し、国際的な組織犯罪に対処すべく、組織犯罪集団が関与する国際的なさまざまな形態の人身取引の防止を目的として、「人身取引に係る一定の行為の犯罪化」、⁽¹⁷⁷⁾「人身取引の被害者の保護」、⁽¹⁷⁸⁾「人身取引の防止措置」、⁽¹⁷⁹⁾「国際協力」等を締約国に義務付けている(同議定書2条)。同議定書は、人身取引の防止、撲滅だけでなく、被害者支援の実施に関しても締約国に要請していることから、人権条約としての性質も有しているといえる。⁽¹⁷⁸⁾このように同議定書は、組織犯罪防止及び人権保障という側面から人身取引に焦点をあてることにより、女性の性的搾取に限定せず、労働搾取を目的とした人身取引等、他の形態の人身取引も対象としている。⁽¹⁷⁹⁾

同議定書では、人身取引が、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強

制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場の濫用又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること」(同議定書3条a項)と定義され、上記の手段がとられた場合には、被害者が搾取について同意していた場合であっても、保護の対象とされている(同議定書3条b項⁽¹⁸⁰⁾)。

同議定書は、被害者支援について詳細に規定しており、医療支援や住居の提供等⁽¹⁸¹⁾だけでなく、被害者がその被った損害の賠償を受けることを可能とする措置を自国の国内法制に含めることを確保すること(同議定書6条6項)を要請している。国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime)が出した『「組織犯罪防止条約」及び『人身取引議定書』についての立法ガイド』(Legislative Guides for the Implementation of the United Nations Convention against Transnational Organized Crime and the Protocols thereto)(以下、立法ガイドという)によると、被害者に対して適切に支援を与えることは、被害者の再被害化を防ぐことにつながることで、また被害者が訴追に協力する可能性を高めるため、人身取引の防止・撲滅という観点からも重要であると述べられている⁽¹⁸²⁾。ただし、立法ガイドは、捜査協力を要件とすべきでないことにも触れている⁽¹⁸³⁾。

また、立法ガイドは、被害者が損害の賠償を受けることを可能にする適切なスキームがいまだに締約国において実施されていない場合、締約国は立法措置を講じる必要があると述べている⁽¹⁸⁴⁾。ただし、同議定書は、損害の賠償を受け取れることを可能にする措置の内容を明らかにしてはいない。この点に関して立法ガイドによれば、(1)被害者が加害者に対して民法上の損害賠償請求を可能にすること、(2)刑事裁判所に対して人身取引に関係して有罪となった者に損害賠償命令を課すことを認めること、(3)人身取引を受けた結果被った損害について国家に対して損害賠償請求を行うことを可能とするファンドを作ること、と解釈しているが、

同議定書はこれらすべてを行うことを要求しているのか、それともいずれかを行えば足りるのかを明確にしていない。⁽¹⁸⁵⁾これは、締約国の経済状態等さまざまな事情に配慮すると、締約国が行うことができる支援の内容には差が生じるからである。⁽¹⁸⁶⁾しかしながら、締約国は最低限度の支援を行うだけでは事足りず、最大限の支援を行うことを議定書から要請されていると解するべきである。⁽¹⁸⁷⁾実際に、アメリカやドイツは、同議定書の批准に備え、積極的な被害者支援対策を講じている。例えば、アメリカは2000年に「人身取引被害者保護法」(Trafficking Victims Protection Act of 2000) (以下、TVPAという)⁽¹⁸⁸⁾を制定し、人身取引犯罪を必要の損害回復命令 (Mandatory restitution) の対象犯罪とし、⁽¹⁸⁹⁾刑罰の一種として被害者への損害賠償を加害者に命じることを認めた。それに加え、⁽¹⁹⁰⁾人身取引被害者に社会保障の受給資格が付与された。そして、同法は2003年に再授權法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003) により修正され、人身取引や債務奴隷、奴隷的拘束等の連邦法18編77章の罪により被害を受けた者は、人身取引犯罪に従事していた者に対して、民事上の損害賠償請求訴訟の提起を行うことが可能となった。⁽¹⁹¹⁾ドイツにおいても、2000年に公的財政を利用して身体犯の被害者に対して補償 (Entschädigung) を行うことを目的とした法律である「身体的犯罪被害者補償法」(Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten) の補償の対象に人身取引被害者を含め、人身取引被害者に対して公的財政を利用した経済的支援制度の利用を認めた。それにより、被害者は損害賠償請求に加え、公的財政からの支援を受けることが可能になった。

2002年7月には、人身取引被害者の人権保障を目的として、国連経済社会理事会に国連人権高等弁務官報告書「人権及び人身取引に関して奨励される原則及び指針」⁽¹⁹²⁾(United Nations High Commissioner for Human Rights, Recommended Principles and Guidelines on Human Rights and Human Trafficking) (以下、「国連人権高等弁務官報告

書」という)が提出された。同報告書には法的拘束力はないものの、人身取引問題に対する重要な国際的な指針であるため、重要性が認められている。

「国連人権高等弁務官報告書」で最も注目すべきところは、適切な場合には、人身取引に関与する者又は法人の財産を凍結し、没収したうえで、人身取引被害者の支援及び被害者の損害賠償に利用すべきであると明言している点にある。⁽¹⁹³⁾被害者が加害者に対して損害賠償請求をしようとする場合、加害者が所属する犯罪組織には資力があっても加害者本人は無資力状態である場合が多いため損害賠償の受領が困難であることや、加害者の所属する犯罪組織から報復を受ける可能性があるという問題がある。そのため、没収した犯罪収益を損害賠償に利用することが可能になれば、上記の問題が解消され、被害者に対する損害賠償をより容易にすることができる。アメリカは、人身取引に由来する犯罪収益を没収・追徴したのち、司法省没収財産基金 (Department of Justice Assets Forfeiture Fund) 又は財務省没収基金 (Department of the Treasury Forfeiture Fund) に組み込み、法執行のために犯罪収益を利用していたが、⁽¹⁹⁴⁾2008年に「ウィリアムワイバーフォース人身取引被害者保護再授權法」(William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008)⁽¹⁹⁵⁾が制定され、没収・追徴した人身取引に由来する犯罪収益を人身取引被害者に返還することが可能になった。⁽¹⁹⁶⁾そのため、同指針の影響力は大きいと思われる。⁽¹⁹⁷⁾

2006年に提出された国連事務総長の報告書「女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査」⁽¹⁹⁸⁾(In-depth Study on all Forms of Violence Against Women) (以下、「女性暴力報告書」という)の中でも被害者の経済的支援の必要性について言及されている。

「女性暴力報告書」は、女性に対する暴力について分析し、女性に対する暴力を撤廃するための様々な手段を示すものである。「女性暴力報告書」は、女性に対する暴力の一形態として人身取引を挙げ、被害者に

対する支援について言及している。⁽¹⁹⁹⁾そして、被害者の必要とする支援として、医療支援、法的扶助制度の利用、カウンセリング、出身国への帰国支援が挙げられている。加えて、「女性暴力報告書」は、国家に対し、加害者の訴追を行う義務と並んで、人身取引を含むすべての形態の女性の暴力の被害者に対する支援として、司法へのアクセス、経済的支援、リハビリ等の支援を行わなければならないことを明確にした。⁽²⁰⁰⁾同報告書では、経済的支援の手段として、損害賠償の利用や女性に対する暴力事件をカバーする基金の設立が挙げられている。

また、EUにおいても、人身取引被害者の支援について積極的な取り組みがなされるようになった。2002年には「人身取引を防止、撲滅するためのブリュッセル宣言」(Brussels Declaration on Preventing and Combating Trafficking in Human Beings)⁽²⁰¹⁾が発せられた。同宣言は、ヨーロッパ諸国に対し人身取引被害者のこうむった損害を賠償することを保障するための法整備を要求している。また、2003年には、EUの執行機関である欧州委員会(European Commission)は、「人身取引議定書」の批准に向けた提案書(Proposal for a Council Decision on the conclusion, on behalf of the European Community, of the Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women And Children, supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime)⁽²⁰²⁾を提出し、EUに対して同議定書の批准を求めた。さらには、ヨーロッパにおける人権等の分野における国際基準の策定を主導する機関である欧州評議会(Council of Europe)は、「人身取引を防止・撲滅し、被害者を保護するためのEU議会並びに理事会の指令」(Directive 2011/36/EU of the European Parliament and of the Council of 5 April 2011 on preventing and combating trafficking in human beings and protecting its victims, and replacing Council Framework Decision)⁽²⁰³⁾を出した。

同指令は、人身取引を人権問題として位置付け、被害者を保護し、被害者の権利についての情報を提供すること、そしてそのような被害者の権利の実現を強固にするよう EU 諸国に義務付けている。それにより、EU 諸国は、人身取引被害者に対して暴力犯罪の被害者に対する既存の損害賠償スキームへのアクセスを保障することが義務付けられている(同指令17条)。翌年に欧州委員会 (European Commission) が提出した「人身取引を撲滅するための EU の戦略、欧州議会並びに理事会の報告書」(The EU Strategy towards the Eradication of Trafficking in Human Beings 2012 - 2016⁽²⁰⁴⁾) の中でも、司法へのアクセスや被害者の損害賠償請求を可能にすることが挙げられている⁽²⁰⁵⁾。また、欧州人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms⁽²⁰⁶⁾) は、同条約 4 条の奴隷制の中に性的搾取を目的とした人身取引を含め、この種の人身取引の被害者も保護の対象とした⁽²⁰⁷⁾。

以上、国際社会における人身取引被害者に対する支援の沿革を概観したので、被害者支援の変遷を簡単にまとめることとする。

かつての国際社会では、性的搾取を目的とした女性の人身取引は売春問題という観点から扱われ、売春女性も保護更生の対象とされていた。そのため、被害者支援は不十分な状態であった。しかし、1960年代頃から、欧米諸国で女性解放運動が行われるようになり、しだいに女性の人権保障について焦点があてられるようになった。その結果、人身取引被害者の支援が重要視され始めた。それにより、近年になると、国際社会は、諸外国に対して被害者支援対策の一環として経済的支援を行うことを要請するようになった。実際にアメリカやドイツは、これを踏まえ被害者に対する経済的支援を行っている状態にある。

第2節 わが国の対応

19世紀以後から「女子差別撤廃条約」採択(1979年)までの人身取引被害者支援の状況

わが国においても、性的搾取を目的とした人身取引は、売春問題の一形態として扱われていた。そのため、人身取引被害者に対するわが国の対応の背景を明らかにするには、売春問題がどのように扱われていたのかを確認する必要があるといえる。そこで、本節ではわが国の売春観を確認し、人身取引被害者に対する支援が不十分である理由を明らかにしたい。

明治時代における売春女性の地位は低く、⁽²⁰⁸⁾ 同時代に出された芸娼妓解放令では、売春女性が「人身の権利を失うものにて牛馬に異ならず」と⁽²⁰⁹⁾ 定義されていた。⁽²¹⁰⁾ ただし、わが国では、売春が必要悪だと考えられており、⁽²¹¹⁾ 20世紀になるまで公娼制が廃止されることはなかった。

わが国でも、19世紀後半になり、平塚らいてうや市川房枝などにより、女性の参政権の獲得を目指す女性解放運動が行われるようになった。女性解放運動は、わが国の公娼制を非難した。また、公娼制は、日本基督教婦人矯風会や救世軍、郭清会等のキリスト教団体からも非難された。⁽²¹²⁾ これらの廃娼運動団体では、売春が家庭を破壊する行為として罪悪視され、⁽²¹³⁾ 売春女性は廃娼運動団体から「非倫の醜業婦たる事実明白なる以上は断じて之を社会の表面に出すべきものに⁽²¹⁴⁾ ならず」と強く批判される存在であった。このように、わが国の廃娼運動でも、売春行為が不道德な行為と位置付けられ、売春女性が道徳的に問題のある存在とみなされていた。⁽²¹⁵⁾ そのため、売春女性に対する支援について考えられていないどころか、売春女性は非難すべき存在であった。

わが国の公娼制度は、国際連盟の東洋婦人児童売買調査委員の調査をもとにした「東洋婦人児童売買調査委員会報告書」⁽²¹⁶⁾ の中で、⁽²¹⁷⁾ 人身取引の温床となっていると非難された。また、東京基督教婦人矯風会やフェミニズム団体である婦人矯風会からも廃娼論が提唱され、⁽²¹⁸⁾ 政府も公娼制の

廃止について検討を行ったが、廃止されることはなかった。わが国は、国際的な取り組みとしては、前述の「1904年協定」を皮切りに、「1910年条約」及び「1921年条約」の批准を行ったが、⁽²¹⁹⁾条約の批准に伴う法整備を行うことはなかった。そのような中、第二次世界大戦直後になり、⁽²²⁰⁾連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) が日本政府に対し、⁽²²¹⁾公娼制の廃止を命じた。

時を同じくして、国際社会では、「1949年条約」が採択され、売春の廃止だけでなく売春を行った者及び人身取引の被害者に対する保護・更生を行うことを締約国に要請していた。売春を黙認していたわが国は、同条約の要請を満たしていなかった。国連への加盟を望む政府は、このような事態に対し何も対応を行わないことは国際社会での地位復活の妨げになると考え、「1949年条約」を批准するために、⁽²²²⁾売春対策を行うこととなった。1950年になると、⁽²²³⁾法務委員会は売春女性に対する保護更生について議論を行うようになった。⁽²²⁴⁾その結果、1957年に売春防止法案が提出され、同年売春防止法が成立し、⁽²²⁵⁾1958年に罰則を除いて法律が施行され、1959年には罰則規定も施行された。それにより、わが国の公娼制は、廃止された。

売春防止法は、売春を「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」⁽²²⁶⁾(同法1条)と位置付け、売春の斡旋をした者に対し、刑事罰を科すことにより、日本国内での売春目的の女性の人身取引を防ぎ、⁽²²⁷⁾売春女性に対する奴隷同然の拘束の防止を目的としている。売春防止法では、売春が禁止されてはいるものの、処罰規定は置かれておらず、訓示規定という形がとられている(同法3条)。同法は、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下、要保護女子という)に対して「補導処分」及び「保護更生」を与えることで、売春の防止を図ることを目指している(同法1条)。これらの処分は犯罪等の反社会的な行為を行ったものに対する処分であるため、同法は、たとえ売春を強いられた者であったとしても、その者を被害者ではなく社

会逸脱者として位置づけている、ということが出来る。このように、同法は戦前と同様に、売春行為を不道德な行為と位置付け、売春女性を不道德な行いをする更生が必要な存在として位置付けた。

以上の点から、戦後においても、性的搾取を目的とした人身取引は、売春に付随する問題という位置づけであったことにより、被害者は道徳的に問題のある者であり、保護、更生の対象として位置付けられていたことがわかる。

「女子差別撤廃条約」採択(1979年)から「人身取引議定書」採択(2000年)までの状況

1950年代頃までは、売春を目的として日本人女性を日本国内で売買する形態の人身取引が主流であった。ところが、わが国の経済が急上昇し、買春目的のために海外旅行をする日本人が現れ始めたことにより、その形態が変化し始めるようになる。

組織犯罪集団はこのような存在に着目し、1960年代後半に買春ツアーという観光産業を行うようになった⁽²²⁸⁾。しかし、1980年代に入ると買春ツアーが国際的に非難されるようになったため、犯罪組織集団はタイやフィリピンなど東南アジアの女性を日本国内に連れてきて売春を行わせようとした。その結果、わが国は人身取引の主要目的国となったため、国内に多くのじゃばゆきさんと呼ばれる人身取引の対象となった外国人女性が急増した。⁽²²⁹⁾

そのような中、雇用主らに虐待されていたタイ人女性によって雇用主からの逃亡を目的として行われた殺人事件が3件も発生し、人身取引が社会的注目を集めるようになった⁽²³⁰⁾。それにより、1992年に厚生省により「婦人保護事業施設の実施に係る取扱いについて」の通知が発出され、「放置しておくで売春を強要される等女性であるがゆえの危害が加えられる恐れがあり緊急に保護を要すると認められ、かつ、他に適当な援助機関が存在しない時は、入国管理当局への送致までの間、一時的に保護

して、これらの危害から庇護してもさしつかえない⁽²³¹⁾」ことが確認され、人身取引被害者を婦人相談所で一時保護することが認められた。この被害者保護はあくまでも一時的なものであるため、被害者は最終的には入国管理当局へ送致されたのち、退去強制処分を受けることになる。このように、人身取引の被害者は、あくまでも不法入国者として扱われていたが、一時的に婦人相談所での保護が認められていたことから、単なる不法入国者とは区別して扱われていたということが出来る。

わが国の国際的な取り組みとしては、1985年に「女子差別撤廃条約」を批准したことを挙げることができる。同条約が批准された背景には、わが国においても1970年代頃よりウーマンリブ運動がさかんになり⁽²³²⁾、欧米諸国と同様に、女性の自立や避妊・中絶の自由等の保障が主張されるようになった結果⁽²³³⁾、女性の人権尊重について関心が高まった事実が関係していると思われる⁽²³⁴⁾。

1995年に女子に対する差別の撤廃に関する委員会 (CEDAW) は、日本が提出した報告書をもとに最終勧告を行った⁽²³⁵⁾。この最終勧告では、わが国が人身取引問題を重要視していないことが強く批判され、外国人を含むすべての女性の人権を適切に保護することが要求された。また、人身取引についての具体的かつ効果的な措置をとることも要請された。それに加え、締約国が「B規約」の内容を実施しているかを監視するために設置された「自由権規約人権委員会」(United Nations Human Rights Committee) の最終見解は、「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律の改正にも関わらず、女性的人身取引及び奴隷類似行為の対象となった女性に対する不十分な保護は、規約第8条の下で深刻な懸念として残っている」とわが国を非難した⁽²³⁶⁾。このように、わが国における人身取引被害者に対する支援は不十分なものであったため、国際社会から非難を受けることとなった⁽²³⁷⁾。

「人身取引議定書」採択(2000年)後の状況

2000年に、管理売春下にあったタイ人女性が逃亡をはかるため、雇用主であるタイ人女性を殺害する事件(いわゆる四日市事件)が起きたことをきっかけとして、わが国において人身取引問題が再び注目されるようになった。このような状況を背景に、人身取引問題に関するわが国の消極的な態度が国際社会から批判されたことを受け、わが国は、人身取引対策に関する防止、撲滅、保護についての包括的な人身取引対策を講じ、人身取引が重大な人権侵害であることを確認するために、2004年に「人身取引対策行動計画」⁽²³⁹⁾を策定した。⁽²⁴⁰⁾

同行動計画は、包括的な人身取引対策として「人身取引議定書」の締結を挙げており、2005年に国会において「人身取引議定書」が承認された。⁽²⁴¹⁾わが国は、同議定書の本体条約である「組織犯罪防止条約」を批准していないため、同議定書を批准できない状態にあるが、わが国は同行動計画において「人身取引議定書」の締結の意思を表明している。そのため、同議定書の批准に備え、議定書の要求を満たすための国内法の整備を行っていく必要がある、と思われる。実際に、同行動計画は、人身取引の犯罪化のための法整備(「人身取引議定書」5条)として、人身売買罪(刑法226条の2)の新設、「入管法」の改正、「組織犯罪処罰法」の改正等⁽²⁴³⁾を行い、人身取引の防止・撲滅対策を成功させている。⁽²⁴⁴⁾

他方で、被害者支援対策に関しては、十分な結果が出ているとはいえない状態にある。「人身取引議定書」は、被害者支援として、刑事手続きにおける被害者の保護、一時的な住居の提供、雇用、医療支援等及び被害者がこうむった損害の賠償を受けることを可能にする措置を国内法に含めることを挙げている。しかし、一時的な住居の提供に関しては婦人相談所の利用を認めたにすぎない。⁽²⁴⁵⁾しかも、婦人相談所での人身取引被害者の一時保護の要件に、「要保護女子」であり、かつ「人身取引対策行動計画2014」に基づき保護された人身取引被害者であることが挙げられている。婦人相談所は、要保護女子が売春業に転落することを未

然に防ぐこと及び保護更生を図ることを目的として支援を提供している。⁽²⁴⁶⁾
 そのため、「要保護女子」として位置づけられている人身取引の被害者は、依然として保護・更生の対象であるといえることができる。

また医療支援に関しても、無料低額診療制度の対象に人身取引被害者を含めただけである。⁽²⁴⁷⁾ただし、婦人相談所の嘱託医による医療支援も存在しているため、被害者に対する最低限の医療支援は確保されているといえることができるであろう。

経済的支援に関しては、一応、被害者は民法上の請求権に基づく損害賠償に加え、損害賠償命令の申立て（「刑事手続措置法」23条）が可能である。しかし、加害者からの報復を恐れ、損害賠償や損害賠償命令の申立てを躊躇する被害者も多い。⁽²⁴⁸⁾また、多くの被害者は早期帰国を望んでおり、損害賠償請求を行うための時間がないことが考えられる。⁽²⁴⁹⁾そのため被害者が婦人相談所において一時保護されている間に実際に損害賠償請求を行ったケースや、損害賠償命令を実際に利用したケースはほとんど報告されておらずうまく活用されていない状況にあるといえる。⁽²⁵⁰⁾

以上、わが国の一連の取り組みをみると、わが国は、人身取引犯罪を人権侵害と位置づけ、被害者に対する支援制度の整備を行っているものの、いまだ不十分な状態にある。このような結果が生じる理由として、性風俗に従事する外国人女性に対する偏見が未だ根強いことが関係していると思われる。女性学の研究者である神田道子氏らが日本国民に対して行った性的搾取を目的とした外国人女性の人身取引に関するアンケートから、⁽²⁵¹⁾外国人女性が自ら進んで性風俗産業へ従事していると考える者が約17%に上り、このような女性を取り締まるべきだという意見も存在している事実が明らかとなった。⁽²⁵²⁾また、売春する女性は社会的に非難されても仕方ないと考える者の割合は過半数を超えているというデータも存在している。⁽²⁵³⁾

だが、実際には、人身取引被害者は、現実には長時間労働を強いられたうえ、賃金も受け取ることができない場合もある。その上、被害者は、

売春行為に従事させられていたという理由により適切な支援を受けることができない。したがって、わが国は、このような過度の人権侵害を受けた被害者に対して積極的な支援を行っていく必要があると思われる。そうした取り組みは、国際社会の要請にも合致している。

「人身取引議定書」は、「損害の賠償を受けること」の内容を明確にはしていないが、立法ガイドによれば、締約国に対して最大限の支援を行うことを要求している。⁽²⁵⁴⁾ 実際には、アメリカやドイツは人身取引被害者に対して損害賠償請求を認めるだけでなく、公的財政を利用した支援や没収を利用した支援を行い、積極的な姿勢を見せている。このようなことから、わが国が被害者に対して実効性を有する経済的支援を構築していくことは同議定書の要請にも合致している、ということができよう。

小括

第2章では、被害者支援に関する国際社会の対応の沿革を概観し、わが国の沿革と比較することで、被害者支援に関するわが国の取り組みが不十分であることを明らかにした。

19世紀以後から「女子差別撤廃条約」が採択されるまでは、性的搾取を目的とした女性の人身取引は、売春に付随する問題として扱われた。当時の国際社会では、売春を不道德な行為と位置付け、売春を行った女性は更生の対象として扱われていたため、被害者支援については不十分な取り組みしか行われていなかった。

しかし、次第に欧米諸国でウーマンリブ運動が盛んになるにつれ、女性の権利について注目されるようになった。それに伴い、この種の問題が女性の人権保障として扱われ、さらには被害者支援も重要視されるようになった。

さらには、2000年に採択された「人身取引議定書」では、被害者支援に損害賠償支援が含まれるようになった。また、2002年に提出された

「国連人権高等弁務官報告書」では、経済的支援を容易にする手段として没収した犯罪収益の利用が挙げられることとなった。国際社会の要請を踏まえ、アメリカやドイツでは被害者に民事上の損害賠償請求を認めるだけでなく、公的財政を利用した経済的支援が行われている。実際に、アメリカは没収を利用して、人身取引被害者に対する経済的支援を行っている。他方、わが国は、人身取引被害者に対する支援を行おうとはしているものの、いまだ不十分な状態にあるといえる。わが国は、被害者が人身取引により過度の人権侵害を受けている事実を重く受けとめ、国際社会からの要請に応えるためにも、経済的支援を拡充すべきである。

そこで、次章では、人身取引被害者に対して積極的な支援を行っているアメリカ及びドイツの制度を検討しそこから得た知見をもとに、人身取引被害者に対する人権保障として適切な経済的支援のあり方を考えたい。

(134) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Sep.3, 1981,1249 U.N.T.S. 13.

(135) JOHN F. DECKER, PROSTITUTION: REGULATION AND CONTROL 67-70 (FRED B ROTHMAN & Co., 1979).

(136) メアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft) は、その著書『女性の権利の擁護』(A Vindication of the Rights of Woman)の中で、教育の場における男女平等の重要性を説いた上で、女性の権利の確立や、男女平等、そして女性の経済的自立についても言及した (MARY WOLLSTONECRAFT, THE RIGHTS OF WOMAN 72-74,237 (London Dent., 1955)。ウルストンクラフトによって提唱された女性の権利についての取り組みが行われることはなかったが、これに代わり博愛主義運動が提唱され、「富める者が貧しい者にほどこしをする」という考えの下、貧民の救済や奴隷の解放、そして女性解放等を目指した (水田珠枝『女性解放思想史』筑摩書房 (1979年) 189頁~191頁)。

(137) アメリカにおいても、19世紀後半から、女性の参政権獲得を目的として、中産階級以上の女性たちによる女性解放運動が行われるようになった (砂田恵理加「 . アメリカ合衆国における取組と日本への示唆」内閣府男女

- 共同参画局『諸外国における専門職への女性の参画に関する調査 スウェーデン、韓国、スペイン、アメリカ合衆国』(2011年)185頁 http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/senmonsyoku/00_full_set.pdf。当時のアメリカの女性解放運動の立場からは、売春は人を墮落させる悪しき行為であり、売春女性は恥すべき存在であり非難の対象と考えられていた(バーン&ポニー・ブロー著、香川壇ほか訳『売春の社会史 古代オリエントから現代まで』筑摩書房(1991年)378頁、上村貞美「人権としての性的自由をめぐる諸問題(五・完)」香川法学18巻2号(1998年)1, 11, 12頁)。
- (138) 常松洋『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』昭和堂(2006年)194頁。
- (139) DECKER, *supra* note 135, at 67-70.
- (140) International Agreement for the suppression of the White Slave Traffic, May.18, 1904,1 L.N.T.S.83.同条約の締約国は12ヶ国であり、わが国もその中に含まれていた。条約の日本語表記は日本政府訳による。
- (141) その他の支援としては、海外での不道德な目的で女性又は少女を獲得することに關するすべての情報を収集するための機関の設立(1条)、特に、締約国は不道德な目的のために女性や少女を管理する者を鉄道の駅や出港地で監視すること(2条)、法律の範囲内で可能な限り、人身取引された少女又は女性が出身国への帰国を望むならば出身国へ送り返すべきであること(3条)が挙げられている。また、被害者が帰国費用を支払えない場合又は被害者に親族がおらずその費用を支払ってもらえない場合、帰国費用は被害者の出身国が負担しなければならない(4条)。
- (142) International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic, May.4,1910, L.N.T.S.20.同条約の締約国は13ヶ国に及び、わが国もその中に含まれていた。条約の日本語表記は日本政府訳による。
- (143) International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children, Sep.30,1921,9 L.N.T.S. 415. 締約国は27ヶ国であり、わが国はその中に含まれていた。条約の日本語表記は日本政府訳による。
- (144) 同条約は、締約国に対して、移民船で旅行する女性及び子どもの保護に關する規定を設ける義務を課した(7条)。
- (145) International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age, League of Nations, Oct.11,1933,150 L.N.T.S. 431.
- (146) Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others, United Nations,

Mar.21,1950,96 L.N.T.S. 271. 締約国は25ヶ国であった。わが国は1958年に同条約に加盟した。

- (147) 日本政府の訳によれば、「the rehabilitation and social adjustment」は、「更生及び社会的補導」とされている。
- (148) 米田真澄「『人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約』の批判的考察」*阪大法学*47巻4・5号(1997年)1099,1106頁。
- (149) Slavery Convention, Sep.25,1926, 60 L.N.T.S. 253.「奴隷制度とは、人の所有権に付随する一部または全部の権限を行使することができる地位又は状態をいう。」(同条約1条)。
- (150) Convention Concerning Forced or Compulsory Labour, Jun. 28, 1930,39 U.N.T.S. 55. 条約の日本語表記は日本政府訳による。「本条約における『強制労働』とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつその者が自らの意思で行っていないすべての労務をいう。」(同条約2条1項)。
- (151) International Covenant on Civil and Political Rights, United Nations, Dec.16,1966,993 U.N.T.S. 3.
- (152) 締約国が「B規約」の内容を実施しているかを監視するために、「自由権規約人権委員会」(United Nations Human Rights Committee)を設置し、締約国に対して勧告も行っている。
- (153) 辻村みよ子「『女性の人権』の法的構造」*成城法学*48巻(1995年)375,383-385頁。
- (154) 1960年代のアメリカにおいて、ウーマンリブ運動が活発になったことは、同時期に公民権運動が高揚したこと、そして中流階級の主婦たちが自身の生活に不満を持っていることが、Betty Friedan(ベティ・フリーダン)の『女性の神秘(The Feminine Mystique)』によって明らかにされたことをきっかけとしているといえよう(原由美子『女性解放という思想』勁草書房(1985年)106頁)。
- (155) 高田一夫「社会政策の長期動的理論 山田教授の社会政策正統性理論に關説して」*成城大學経済研究*167巻(2005年)101,108頁。
- (156) 福川須美「イギリスの女性解放運動とS・ローバサム 再検討されたマルクス主義女性論の紹介と解題」*研究紀要*12巻(1978年)81,83頁。
- (157) G.A. Res. 2263 (XXII), Declaration on the Elimination of Discrimination against Women (Nov.7,1967) (hereinafter referred to as G.A. Res. 2263 (XXII)).
- (158) G.A. Res. 48/104, Declaration on the Elimination of Violence against Women (Dec.20,1993).
- (159) Fourth World Conference on Women, Report of the Fourth World

- Conference on Women, UN.Doc. A/CONF.177/20 (Sep.15,1995).
- (160) G.A. Res. 2263 (XXII), *supra* note 154 para.130.
- (161) *Id.* para.297.
- (162) Subcommittee on the Promotion and Protection of Human Rights, contemporary forms of slavery, UN. Doc. E/CN.4/Sub.2/2000/3/Add. 1 (May.26,2000).
- (163) Commission on Human rights Subcommittee on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, contemporary forms of slavery, UN. Doc. E/CN.4/Sub.2/1995/28/Add.1 (Jun.13,1995).
- (164) Council Decision 96/700/JHA.12.1996 O.J. (L 322).
- (165) Council Decision 96/748/JHA. 12.1996 O.J. (L 342).
- (166) Council Decision 97/154/JHA. 03.1997 O.J. (L 63).
- (167) Council and Commission Action Plan on How Best to Implement the Provisions of the Treaty of Amsterdam on an Area of Freedom, Security and Justice, O.J. (C 19) 1.
- (168) G.A. Res 53/111, United Nations Resolution on Transnational Organized Crime, Jan.20,1999.
- (169) *Id.*, para. 10.
- (170) Draft Protocol to Combat International Trafficking in Women and Children Supplementary to the United Nations Convention against Transnational Organized Crime,U.N.Doc. A/AC.254/4/Add.3 (Nov. 25,1998), (hereinafter referred to as Draft Protocol 1998).
- (171) *Id.*, at 3.
- (172) *Id.*, at 3.
- (173) Revised draft Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime,U.N.Doc. A/AC. 254/4/Add.3/Rev.1.
- (174) Revised draft Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, U.N. Doc. A/AC.254/4/Add.3/Rev.7,at 6 (Feb.22,1999).
- (175) United Nations Convention against Transnational Organized Crime, Nov.15,2000, 2225 U.N.T.S. 209.
- (176) United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), *Legislative Guides for the Implementation of the United Nations Convention*

against Transnational Organized Crime and the Protocols thereto (2004), at 16-17, (hereinafter referred to as Legislative Guides).

- (177) 外務省「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の説明書」(2005年2月)2頁 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1b.pdf
- (178) 古谷・前掲注(37)116頁。
- (179) 「人身取引議定書」3条。
- (180) 同議定書3条a項でいう手段を用いることは、人身取引が成立するのに必要不可欠であるため、ほとんどすべての人身取引の被害者は、同議定書3条b項の要件を問題なく満たすことができる (Special Rapporteur on Trafficking in Persons, especially Women and Children, Report of the Special Rapporteur on Trafficking in Persons, Especially Women and Children, U.N.Doc E/CN.4/2005/71, para.39)。
- (181) そのほかには、被害者の関係する刑事手続き上の保護、カウンセリング及び被害者の法的な権利に関する情報の提供、心理的及び物的援助雇用、教育及び訓練等について規定されている(6条)。
- (182) Legislative Guides, *supra* note 176, para. 62.
- (183) *Id.* at 62.
- (184) Legislative Guides, *supra* note 176, para. 285-286.
- (185) *Id.* para 285-286.
- (186) 古谷・前掲注(37)1128, 129頁。
- (187) Legislative Guides, *supra* note 173, para. 285-286.
- (188) Trafficking Victims Protection Act of 2000, Pub. L. No. 106-386, 114 Stat. 1464.
- (189) Trafficking Victims Protection Act of 2000, Pub. L. No. 106-386, § 1593, 114 Stat. 1488, 1489 (2000) (codified as amended 18 U.S.C. § 1593 (2014)).
- (190) Trafficking Victims Protection Act of 2000, Pub. L. No. 106-386, § 107, 114 Stat. 1474-1480. (2000) (codified as amended 22 U.S.C. § 7105 (b) (1)) (2014)).
- (191) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, Pub. L. No. 108-193, § 1595, 117 Stat. 2878.
- (192) Recommended Principles and Guidelines on Human Rights and Human Trafficking, 2002, UN Doc E/2002/68/Add.1.
- (193) *Id.* at 8. 損害回復支援以外の支援としては、住居の提供、医療支援、

法的援助, 帰国支援, 社会復帰について定められている。

- (194) Congressional Research Service, “*William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2007 (H.R. 3887 as Passed by the House) Criminal Law Provisions*”, CRS report RL34323 (2008), at 9.
- (195) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, Pub. L. No. 110-457 (2008).
- (196) Congressional Research Service, *supra* note 194, at 9-10.
- (197) イタリアにおいても没収した犯罪収益を利用した経済的支援が行われているようである (茜ヶ久保徹郎「イタリア・人身売買と絡むイタリアの外国人売春問題--女性の保護と更生目指す取り組み」世界週報85巻41号(2004年) 32頁以下)。
- (198) *In-depth study on all forms of violence against women Report of the Secretary-General*, 2006, U.N. Doc. A/61/122/Add.1.
- (199) *Id.* para. 330,331,332,333.
- (200) *Id.* para. 330,331,332,333.
- (201) European Union, *Brussels Declaration on Preventing and Combating Trafficking in Human Beings*, 29 November 2002, 14981/02.
- (202) *Proposal for a Council Decision on the conclusion, on behalf of the European Community, of the Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women And Children, supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime*, COM (2013) 154 final (Mar.22,2013).
- (203) Council Decision 2002/629/JHA O.J. (L1001) 1.
- (204) *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions*, COM (2014) 130 final/2 (2014.Mar,19).
- (205) *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - The EU Strategy towards the Eradication of Trafficking in Human Beings 2012-2016*, COM (2012) at 6, 286 final (Jun.19, 2012).
- (206) Council of Europe, *European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms*, as amended by Protocols Nos. 11 and 14, 4 November 1950, ETS 5.
- (207) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Entwicklung tragfähiger*

higer Unterstützungsstrukturen für die Betroffenen von Menschenhandel zur Arbeitsausbeutung, S. 279.

- (208) 中世のわが国では、女性の地位は低く、また性を不浄、又は穢れたものとする道徳観が強かったといわれている(網野善彦『中世の非人と遊女』明石書店(1994年)222頁)。このような考え方は、根強く中々消えることはなく、江戸時代においても遊郭の遊女は不浄な存在と位置付けられていた(今西一『遊女の社会史 島原・吉原の歴史から植民地「公娼」制まで』有志舎(2007年)213頁)。
- (209) 明治5年司法省達第22号では、「同上ノ娼妓芸妓八人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ故ニ従来同上ノ娼妓芸妓へ借入所ノ金銀並ニ売掛滞金等ハ一切債ルヘカラサル事」と定められていた。
- (210) 東京府は1873年(明治5年)12月に司法省警保寮と協議の上貸座敷渡世規則・娼妓規則を公布、鑑札を受けた貸座敷業者のもとで監察料を払い鑑札を受けた「娼妓」による売春を許可した。娼妓の年齢は15歳以上とされ、月2回以上の性病検診が義務づけられた。娼妓の「身代金」は、前借金と言い換えられ、貸し座敷業者は座敷を娼妓に貸すだけで、娼妓の自由意思で売春を行うとされていた(木宮・前掲注(15)5頁以下)。貸座敷で売春に従事する女性を募集するため、あっせん業者による売春を目的とした日本人女性の人身取引が横行していた。あっせん業者は女性を海外の売春あっせん業者に引き渡すこともあった。
- (211) 前田・前掲注(15)34頁。
- (212) 藤野豊『性の国家管理 買売春の近現代史』不二出版(2001年)12頁。
- (213) 牟田和恵『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』新曜社(1996年)122頁。
- (214) 湯沢雅彦『日本婦人問題資料集成第5巻 家族制度』ドメス出版(1976年)319頁。
- (215) 牟田・前掲注(223)221頁。
- (216) 『買売春問題資料集成編集復刻版戦前編第20巻』「東洋ニ於ケル婦人児童売買実地調査委員」不二出版(2003年)114頁。
- (217) ここでいう人身取引は、日本人女性を日本国内で売買することを指す。
- (218) 藤野豊『性の国家管理 買売春の近現代史』12頁(不二出版,2001年)。
- (219) わが国1933年に日本が国際連盟を脱退したため、「1933年条約」を批准することができなかった。
- (220) 第二次大戦直後のわが国では、貧困を理由として、もぐりの業者を通じた日本人女性の買売春ないし売春目的での日本人女性の人身取引が国内で

- 頻繁に行われていた(藤野・前掲注(218)179頁以下)。女性は男性に比べ働き口を見つけることが格段に困難であったため、売春に従事することにより金銭をかせぐ他なかった女性が多く存在した。政府は売春業者による売春の斡旋・周旋を禁止したが、性病の蔓延を防ぐため、売春行為を「社会上已むを得ない悪」として位置づけ、政府が指定した地域での売春女性による自発的な売春行為を黙認した(藤野・前掲注(218)179頁)。
- (221) わが国は、連合国総司令部により発出された「花柳病対策二閣スル覚書」、
「日本における公娼制度廃止に関する連合国最高司令官覚書」、及び「昭和22年1月15日勅令第九号婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」に基づき、公娼制の廃止について検討を行ったが廃止はしなかった。
- (222) 「第2回参議院司法委員会会議録第47号議事録」(1948年6月25日)、
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/002/1340/00206251340047.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 「治安及び地方制度委員会46号議事録」(1948年6月28日) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/002/1340/00206251340047.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (223) 「第22回衆議院法務委員会29号議事録」(1955年06月29日)、
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/022/0488/02206290488029.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (224) 昭和31年5月24日法律第118号
- (225) 国内法の整備を行った後、わが国は1958年に「1949年条約」の批准を行った。
- (226) 「1949年条約」は、売春を「人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなう」ものとして位置付けており、売春防止法における売春の定義と類似している。そのため売春本防止法は同条約に強く影響を受けているということが可能である。
- (227) 木宮・前掲注(15)14頁以下。
- (228) KATHRYN FARR, *SEX TRAFFICKING: THE GLOBAL MARKET IN WOMEN AND CHILDREN*, Worth Pub, 2004, at 103.
- (229) 東南アジアからの売買は根強く残っているが、最近ではロシアやNIS(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ)などの国々からの売買が増えている。*Id.* at.8-9.
- (230) 1991年には人身取引され雇用主より虐待状態にあったタイ人女性3名が逃亡を図るため、タイ人ママを殺害する事件(いわゆる下館事件)がおきた。また、翌年にも人身取引されたタイ人女性5名が逃亡目的で彼女たちが勤務するスナックのママを殺害する事件(いわゆる茂原事件)が発生した。

- (231) 厚生省社会局生活課長通知 (社生第95号)「婦人保護事業の実施に係る取扱いについて」(1992年6月29日), http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_07_0329001.pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (232) 樋熊亜衣「『リブ神話』を超えて 現代日本女性解放運動史全体像構築の必要性」ソシオロゴス36巻 (2012年) 99頁以下。
- (233) 井上輝子, 長尾洋子, 船橋邦子「ウーマンリブの思想と運動 関連資料の基礎的研究」東西南北2006号 (2006年) 134頁以下。
- (234) 辻村・前掲注 (153) 382頁。
- (235) Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Japan, U.N. Doc. A/50/38 (1995).
- (236) Concluding observations of the Human Rights Committee: Concluding observations of the Human Rights Committee: Japan, U.N. Doc. CCPR/C/79/Add.102, (1998).
- (237) また, 2000年に発行されたNGO団体 Human rights watch の報告書からは, わが国が被害者を不法滞在者として扱っている, と非難された (Human Rights Watch (HRW) 2000 “*Owed Justice Thai women trafficked into debt bondage in Japan*”, 2000)。
- (238) 杉浦明道「なぜ被害者が裁かれるのか, 四日市タイ女性人身売買事件から見えてくるもの」部落解放548号 (2005年) 20, 23頁。
- (239) 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議・前掲注 (56)。
- (240) 2009年に, 同計画は「人身取引対策行動計画2009」として修正された。(犯罪対策閣僚会議・前掲注 (57))。その主要な修正点は, 不法就労対策を通じた人身取引の防止対策の見直し, 児童の性的搾取に対する厳格な対応, プローカー等の取締りの徹底, 潜在的被害者に対する支援の周知, 取締り過程における被害者の発見, 被害者に対する法的援助に関する周知, 中長期的な保護支援に関する検討, 男性被害者の支援等についてであった。2014年には男性被害者に対する一時保護の提供を認めるとともに, 外国人技能実習生に対する保護の提供が加えられ, 「人身取引対策行動計画2014」として修正された (犯罪対策閣僚会議・前掲注 (7))。
- (241) すでに2002年12月9日に「人身取引議定書」の署名は行われていたが, 国会の承認が得られない状態であった。
- (242) 組織犯罪防止条約を批准するためには, 共謀罪等の犯罪化を行わなければならない。しかし, 共謀罪を巡ってはいまだ意見が一致せず, 条約の批准が行われていない状況にある。わが国の刑法に共謀罪を導入することの可否について, 詳しくは, 古谷修一「国際組織犯罪防止条約の特質と国内実施における問題 共謀罪の制定を中心に」早稲田大学社会安全政策研

- 研究所紀要1巻(2007年)225頁以下,角山正「国際組織犯罪防止条約と共謀罪の立法化の要否」自由と正義60巻8号(2009年)112頁以下,松宮孝明「組織犯罪対策に見る「自由と安全と刑法」 共謀罪立法問題を含む(特集 自由と安全と刑法)」刑法雑誌48巻2号(2009年)256頁以下を参照のこと。
- (243) 人身取引防止,撲滅対策としては,所在国外に移送する目的で人を売買することが処罰の対象となった(刑法226条の2)。また,「組織犯罪処罰法」が改正され,人身売買罪(刑法226条の2)は犯罪収益の前提犯罪とされ(「組織犯罪処罰法」2条2項の1),人身売買犯罪に由来する犯罪収益等は没収・追徴の対象となった(「組織犯罪処罰法」13条1項,16条1項)。また,出入国に関しても,「入管法」を改正し,出入国の基準を厳格にした。
- (244) 一連の人身取引の防止・撲滅対策の結果,人身取引事犯の認知件数が最も多い時で81件だったのが2015年には49件にまで減少した。(警察庁保安課・前掲注(18))。
- (245) 婦人相談所は,「DV防止法」に基づき配偶者暴力の被害者の一時保護も行っているため過剰収容状態になっており,施設内での支援の質の低下等の恐れがある(人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26)33頁)。
- (246) 厚生省発社第34号一部改正(1963年3月19日),厚生労働省発雇児第1202002号(2004年2月2日)「婦人保護事業実施要領」,http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_03_1202002.pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (247) 無料低額診療事業制度を行っている医療機関はすべての都道府県にあるわけではないこと,同制度は社会福祉事業の一環であることから,医療機関が被害者を受け入れるかどうかの判断を一面的に行うため,診療拒否がなされる可能性があるという問題を抱えている(「第162回国会法務委員会第14号議事録」(2005年4月21日),<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0003/16204210003014.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (248) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5)125頁。
- (249) 厚生労働省・前掲注(11)。
- (250) Ezeilo, *supra* note 87, at18.
- (251) 神田道子『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献 女性のエンパワーメントの視点から』国立女性教育会館(2007)223頁,224頁,225頁,226頁。
- (252) 神田・前掲注(251)226頁。

(253) 神田・前掲注 (251) 226頁。

(254) Legislative Guides, *supra* note 176, para.285-286.

第3章 アメリカ及びドイツにおける経済的支援制度からの示唆

第2章で人身取引被害者支援の沿革を概観し、アメリカやヨーロッパ諸国をはじめとする国際社会において人身取引被害者に対する支援の重要性が認められていることを明らかにした。国際社会が各国に対して被害者支援を行うことを強く要請している理由としては、人身取引を女性に対する暴力そして人権侵害として位置づけ、人権侵害を受けた者に対して支援を行うことにより人権保障を行うという考え方が浸透したことと関係していると思われる。

ところで、被害者に対する支援の重要性は多くの国で認められているところであるが、具体的な支援の内容については国により違いを見せている。そこで、以下では、すでに人身取引被害者に対して公的財政を利用した経済的支援を行っているアメリカ及びドイツの制度を紹介し、そこから得た知見をもとに、わが国における経済的支援制度の方向性を示すこととしたい。

第1節 アメリカにおける人身取引被害者の経済的支援制度

アメリカでは、人身取引被害者に対する支援はTVPAを中心として行われている。同法が制定されるまで、被害者は不法滞在者として扱われ適切な支援を受けることができなかった。しかし、TVPAが制定され、人身取引の被害者は単なる不法滞在者ではなく被害者として扱われるようになった。その結果、被害者は、TVPAに基づき、損害賠償請求等が容易になった。加えて、被害者は社会保障給付の対象とされ、公的財政を利用した経済的支援を受けることも可能となった。そこで、以下では、被害者支援のターニングポイントとなったTVPAの制定以前

と以後とに分けて被害者支援の沿革を概観し、被害者支援の内容を明らかにしたい。

TVPA制定(2000年)以前の経済的支援制度の概要

1800年代後半のアメリカでは、社会の浄化を目指す道徳運動や女性解放運動が盛んに行われていた。⁽²⁵⁵⁾このような立場からは、売春は人を墮落させる悪しき行為であり、売春女性は恥すべき存在であり非難の対象と考えられていた。⁽²⁵⁶⁾そのような中、アメリカとヨーロッパ間の性的搾取を目的とした女性の人身取引が頻発し、人身取引に注目が集まるようになった。⁽²⁵⁷⁾そこで、アメリカ政府は、売春女性の入国を禁止するための法律を制定し、売春女性を国内から排除することで、人身取引の防止・撲滅を行おうとした。⁽²⁵⁸⁾1910年には性的搾取を目的とした女性の人身取引の禁止を目的とした「白人奴隷法」(White Slave Traffic Act)が制定された。⁽²⁵⁹⁾しかし、このような人身取引の防止・撲滅についての取り組みがなされる一方で、被害者支援についての取り組みがなされることはなかった。それどころか、人身取引されてアメリカにつれてこられた外国人女性は不法移民として強制退去処分の対象となっていた。⁽²⁶⁰⁾被害者は警察等によって発見された場合、「入国帰化局」(Immigration and Naturalization Service)の裁量により退去強制処分の停止が認められることもあったが、結局のところ不法滞在者という地位はそのままであった。⁽²⁶¹⁾

当初、被害者は、奴隷制又は自発的ではない隷属状態を禁止しているアメリカ合衆国修正憲法13条違反を理由として損害賠償請求を行おうとしたが、裁判所はこれを根拠とする訴えを認めなかった。⁽²⁶²⁾そこで、被害者は、修正13条に基づく授權法である公正労働基準法(Fair Labor Standards Act)(以下、FLSAという)⁽²⁶³⁾及び腐敗組織規制法(Racketeer Influenced And Corrupt Organization Act)(以下、RICOという)等を根拠として損害賠償請求を行おうとした。⁽²⁶⁴⁾

FLSAとは、最低賃金の保障や長時間労働の禁止等労働者の権利を保

障することを目的とした法律である。⁽²⁶⁵⁾被害者が、雇用主から支払われる賃金が最低賃金を下回っていた場合や、長時間労働を強いられた場合、被害者は雇用主に対して不足分の賃金等を請求することが可能である。⁽²⁶⁶⁾被害者が雇用主に対してこれらを請求するためには、被害者と雇用主の間に雇用関係があると認定される必要がある。しかし、被害者の労働内容が売春類似行為である場合、被害者と加害者との間の法的な雇用関係を立証することは難しいと思われる。そのため、性的搾取を目的とした人身取引の被害者が最低賃金の支払いや長時間労働に対する賃金等を雇用主に対して請求することは困難である。

次にRICOについて説明する。RICOは、組織犯罪の防止・撲滅を目的として、組織的な犯罪を行う集団 (enterprise) が、不正な利益を得ることを目的として行われる特定の活動をするを規制するものである。⁽²⁶⁷⁾RICOの特徴は、犯罪組織に対して経済的ダメージを与えることが最も組織犯罪対策に有効であるという理由から、犯罪組織に帰属する犯罪収益や動産の没収を認めるだけでなく、同法の規定する犯罪によって財産上の損害を受けた者に対し、損害額の二倍又は三倍の金額の支払いを請求することを可能とする三倍賠償を認めていることである。⁽²⁶⁸⁾RICOによる三倍賠償を受けるためには、加害者が組織 (enterprise) であること、⁽²⁶⁹⁾加害者がRICOの前提犯罪 (predicate acts) により利益を得ていること (racketeering activity)、⁽²⁷⁰⁾その犯罪行為が反復して行われていること (pattern of racketeering activity) ⁽²⁷¹⁾が要件となっている。⁽²⁷²⁾性的搾取を目的とした人身取引はRICOの前提犯罪ではないものの、前提犯罪に売春が含まれていることから、⁽²⁷³⁾人身取引被害者は同法の対象になる可能性がある。ただし、加害者の行為が組織的に行われていること、RICOの前提犯罪が反復して行われていること等の要件を満たす必要がある。⁽²⁷⁴⁾また、RICOは、同法の前提犯罪により事業又は財産について損害を受けた (injured in his business or property) 場合、三倍賠償請求の提起を認めているが、ここでいう損害には、「・・・生命や身体

の損害は含まれない。慰謝料や身体損害から生じる経済的損害（逸失利益、扶養利益等）も除外される⁽²⁷⁶⁾。その場合、「生命や身体等に生じた損害は、コモン・ロー上の一般救済に委ねられる⁽²⁷⁷⁾」。人身取引被害者の損害で最も比重が重いのは、精神的損害や身体損害から生じる損害であるため、RICOによって実効性のある損害賠償を受けることは困難であるように思われる。

TVPA 成立（2000年）以後の経済的支援制度の概要

第2章第2節で述べたように、合衆国では、1900年代の中頃からまたウーマンリブ運動が行われるようになった。このような運動は、女性の権利の確立について強く主張した⁽²⁷⁸⁾。また、同時期に、M・フライによる被害補償制度の提唱に影響を受け、アメリカのいくつかの州において被害者補償制度が新設された⁽²⁷⁹⁾。そのような中、暴力的被害を受けた女性に対する支援に注目が集まり、1984年に犯罪被害者法（Victim of Crime Act 1984）が成立し⁽²⁸⁰⁾、犯罪被害者に対して罰金等を利用した経済的支援が行われることとなった。

1990年代に入ると、人身取引がアメリカにおいて再び注目されるようになった。当初はアジアで外国人女性に対する性的搾取を目的とした人身取引が行われているという対外的な問題にすぎなかったが、次第に国際的な女性の人権問題として扱われるようになった⁽²⁸¹⁾。それにより、アメリカ国内で人身取引対策について注目が集まった。そこで、アメリカ政府は、1998年に女性や子どもの国際的な人身取引と戦うための議定書の草案を国連に提出し、草案の中で被害者の帰国支援やリハビリだけでなく損害賠償支援にも言及した⁽²⁸²⁾。

国内的には、1998年に人身取引の防止、撲滅、被害者の保護と支援についての戦略を立てることが宣言された⁽²⁸³⁾。それにより2000年に人身取引についての包括的な対策を行うために、TVPAが制定された⁽²⁸⁴⁾。しかし、TVPAは刑事訴追に主眼を置いており、被害者支援についてはあまり重

要視していないという批判を受けた。⁽²⁸⁵⁾そのため、TVPAは2003年の再授權法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003)⁽²⁸⁶⁾により一部修正され、被害者支援について新たな規定が設けられることとなった。2005年に再度TVPAが修正された。⁽²⁸⁷⁾2008年にはウィリアムワイバーフォース人身取引被害者保護再授權法「William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008」⁽²⁸⁸⁾によりさらに修正が加えられ、人身取引被害者の救出 (rescue)、社会復帰 (rehabilitation)、再統合 (reintegration)を基礎とした被害者支援中心の政策が打ち出されることとなった。⁽²⁸⁹⁾

TVPAによる支援を受けるためには、被害者が「重大な人身取引の被害者」(a victim of a severe form of trafficking in persons)⁽²⁹⁰⁾に該当しなければならない。⁽²⁹¹⁾「重大な人身取引の被害者」というためには、被害者が重大な人身取引の訴追や捜査にすべての合理的な方法 (every reasonable way)⁽²⁹²⁾により進んで協力していること、Tビザ (T Nonimmigrant Status) の申請をしている者又は拒否されていない者であること、そして安全保障省の長官 (Secretary of Homeland Security) により人身取引を行った者の効果的な訴追のために必要であると認められた者でなければならない。⁽²⁹³⁾しかし、被害者が肉体的若しくは身体的トラウマによって協力することが難しい、又は不可能な場合には、被害者の捜査協力を要件としなくてもよい。⁽²⁹⁴⁾

被害者の認定を行うのは連邦検察官である。⁽²⁹⁵⁾連邦検察官は被害者と面談をし、被害者から法執行機関への協力の意思を確認する。⁽²⁹⁶⁾協力の意思が確認された者は、連邦検察官によりTビザの申請に必要な書類を付与され、Tビザの申請を行うことができる。⁽²⁹⁷⁾なんらかの事情により捜査協力が困難であると認められる場合は、被害者は捜査協力をしなくてもTビザの申請を行うことが可能である。⁽²⁹⁸⁾Tビザが支給されると、被害者は4年間アメリカに滞在することが可能である。⁽²⁹⁹⁾このように滞在期間が4年間も認められているのは、長期に渡ってアメリカ国内で被害者の社会

復帰支援を行うためであると思われる。Tビザを申請中の被害者は、司法長官が認める間、アメリカへの滞在が認められる。また、被害者が民事上の救済 (Civil remedy) (18 U.S.C. § 1595 (2014)) を利用して民事上の損害賠償請求を行う場合も、裁判の終了まで滞在が認められる。

TVPA における人身取引被害者に対する損害賠償支援は、基本的に⁽³⁰⁰⁾ 必要的損害回復命令 (Mandatory restitution)、民事上の救済 (Civil remedy)⁽³⁰³⁾ 等によって行われている。必要的損害回復命令 (Mandatory restitution) とは、裁判所が一定の犯罪を行った被告人に対し、⁽³⁰⁴⁾ 刑罰とともに損害の賠償を命ずるものである。同命令は「刑事的制裁ではあるものの、損害填補の目的と従来の刑罰目的を併有し、従来の刑事制裁よりも被害により強い関心を有した刑事制裁」と位置付けられている。⁽³⁰⁵⁾

人身取引や債務奴隷、奴隷的拘束等の連邦法18編77章の罪により被害を受けた者であれば、必要的損害回復命令を利用することができる。⁽³⁰⁷⁾ 裁判所は、被告人の資力等を考慮せず、⁽³⁰⁸⁾ 被害者が犯罪によってこうむった損害すべて (all amount of the victim's losses)⁽³⁰⁹⁾ の支払いを命じる。ここでいう損害とは、失った又は壊された財産の価格、被害者が身体的な被害を受けた場合は、治療費、逸失利益である。精神的損害及び慰謝料は損害には含まれない。⁽³¹²⁾ 被害者が同命令により賠償を受けた場合、当該事件に関係する民事訴訟における賠償額から同命令により支払われた賠償額が減額される。⁽³¹³⁾ 被害者の数が多い場合や事実認定が困難な場合、⁽³¹⁴⁾ 必要的損害回復命令は出されない可能性がある。

人身取引との関係では、被害者の大半は人身取引犯罪により身体的な被害を受けるため、その者の治療費、逸失利益を受けとることができる。アメリカの多くの州では売春行為が禁止されていることから、人身取引被害者が売春業から得た収入は、ほとんどの場合違法収入であると考えられる。そのため、売春女性の逸失利益は低額になる恐れがあり、賠償額が高額にならない可能性が高い。また被告人に対して拘禁刑が課された場合、⁽³¹⁵⁾ 事実上支払いが不可能になってしまうという問題がある。その

ため、被害者は必要的損害回復命令を利用して十分な損害賠償支援を行うことはできないと思われる。

次に、「民事上の救済」⁽³¹⁶⁾ (Civil remedy) について説明する。TVPAが制定されるまで、被害者は損害賠償請求を行うことが困難であった。⁽³¹⁷⁾そこで、TVPAは人身取引等により被害を受けた者に対して、加害者に対する民事上の損害賠償請求を容易にした。すなわち、人身取引や債務奴隷、奴隷的拘束等の連邦法18編77章の罪により被害を受けた者は、人身取引犯罪に従事していた者に対する民事上の損害賠償を連邦地方裁判所に提起することが認められる。⁽³¹⁸⁾その際、被害者は、合理的金額の弁護士報酬を含む損害賠償を請求することができる。⁽³¹⁹⁾裁判所は、ウィリアムワイバーフォース人身取引被害者保護再授權法の遡及的適用を認めていないため、2003年以前に人身取引された被害者がこの「民事上の救済」を受けるとを認めておらず、被害者の損害賠償の障害となっている。⁽³²⁰⁾また、「民事上の救済」に基づく被害者の損害賠償請求訴訟は、刑事裁判の継続中は停止されてしまう。⁽³²¹⁾そのため、被害者が民事訴訟を提起し、実際に損害賠償を受け取るにはかなりの時間がかかることが想定される。⁽³²²⁾そのため、2007年にアメリカで行われた調査によると、「民事上の救済」を利用して損害賠償請求訴訟が提起されたケースは20件にすぎず、被害者に対する損害賠償支援として効果があるとは事実上いい難い状態にある。⁽³²³⁾

上記の欠点を補うための手段として、近年では不法行為に基づく損害賠償請求に関心が集まっている。⁽³²⁴⁾不法行為に基づく損害賠償の場合、精神的、身体的な損害についての損害賠償請求が可能であること、⁽³²⁵⁾TVPAに基づく被害者認定を受けていなくても利用可能であること、⁽³²⁶⁾民事訴訟は刑事訴訟よりも立証水準が低い⁽³²⁷⁾ため被害者にとって有利であること、不法行為法は訴訟原因を細分化しており人身取引のような複雑な形態の犯罪の場合、柔軟に対応することができるという利点がある。⁽³²⁸⁾そこで、実際にカルフォルニア州法を用いて人身取引被害者の損害賠償が行われ

ていることから⁽³²⁹⁾、ここでは、その例として、カルフォルニア州法を取り上げることにする。

まず、人身取引被害者が申し立てを行うには、加害者により故意に精神的な苦痛を与えられたこと、不当に監禁されたこと、又は詐欺若しくは欺罔行為が用いられたことを証明しなければならない⁽³³⁰⁾。故意に精神的な苦痛を与えられたというためには、加害者の行為がきわめて非道であり、被害者に対して意図的に深刻な精神的苦痛を与えたという事実を証明する必要がある⁽³³¹⁾。きわめて非道とは、当該人身取引が文明化された共同体において耐えることができないとみなされる程度のもを指している⁽³³²⁾。不当に監禁されたこととは、加害者が意図的に長期に渡って被害者を不当に監禁したことである⁽³³³⁾。不当に監禁されたというためには、被害者を監禁するに際し、精神的な虐待又は暴力が用いられていることが必要である⁽³³⁴⁾。詐欺又は欺罔行為が用いられたというためには、加害者が故意に重大な事実について虚偽の説明をしていたことを証明しなければならない⁽³³⁵⁾。しかし、加害者が判明していない場合や、加害者に賠償能力がない場合には、被害者は損害の賠償を受けることができない⁽³³⁶⁾。このようなことから、不法行為に基づく損害賠償には限界があるといえるだろう。ただし、労働搾取型の人身取引のように民間企業が相手方である場合には、被害者は十分な賠償金を得られる可能性が高く、労働搾取型の人身取引被害者に対する損害賠償支援を考える際に、参考になるといえるだろう。

被害者認定を受けたものの損害賠償を受け取ることができない等の理由で被害者が経済的に困窮している場合には、公的支援を受けることができる。この場合、被害者は難民と同程度の待遇を受けることになる⁽³³⁷⁾。

人身取引の被害者として認定されると、アメリカ国内での労働が許可され、生活費を自ら稼ぐことになる。しかし、就労先が見つからない者や就業許可申請中であり、かつ18歳未満の子どもがいる家庭を有する者に対しては、「1996年個人責任及び労働機会調整法」(Personal Respon-

sibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)⁽³³⁸⁾ に基づく貧困家庭に対する一時的支援 (Temporary Assistance for Needy Families)⁽³³⁹⁾ が与えられることになる。支給額は、州によって異なり、家族3名で200ドル弱から900ドル強が支給される。⁽³⁴⁰⁾ 被害者は通算して5年間支給を受けることが可能である。⁽³⁴¹⁾ 同支援を受けることができなかった者に対しては難民現金支援 (Refugee Cash Assistance) により、最長8ヶ月に及ぶ金銭が支給される (8 U.S.C. § 1522 (2014))⁽³⁴²⁾。

以上がアメリカにおける人身取引被害者に対する経済的支援制度の概略である。わが国における被害者の経済的支援制度の拡充との関係で、どのような点が参考になるであろうか。

まず、被害者の社会復帰の拠点がアメリカ国内とされており、被害者に長期に渡るアメリカ国内への滞在を認め、被害者に長期に渡る支援を行っていることである。損害賠償支援や社会保障給付に力をいれているのは、アメリカ国内で被害者に長期型支援を行うことにより、被害者の社会復帰を目指していることが大きいと思われる。そのため、日本への長期滞在が認められておりかつ日本への長期滞在を望む外国人被害者や日本人被害者等のように支援の拠点が日本となるケースの場合には、このような手法は参考になると思われる。他方、わが国で保護された外国人被害者の多くは早期帰国を望んでいるため、このような支援方法はとれないだろう。

次に、加害者からの損害賠償には限界があることから、すべての被害者に等しく経済的支援を行うためには公的財政を利用することが必須であることが認められている点も参考になる。そして、被害者認定にあたり、被害者が肉体的又は身体的トラウマによって捜査協力することが難しい場合には、捜査協力の要件を満たさなくてもよいと改正された点も参考にすべきである。

第2節 ドイツにおける人身取引被害者の経済的支援制度

ドイツにおいては、人身取引の被害者は、加害者からの損害賠償に加え、2000年に「身体的犯罪被害者補償法」(Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten) (以下、OEGという)の運用により人身取引被害者を同法の対象に含めることになった結果、公的支援を受けることが可能となっている。現在のドイツにおける人身取引被害者に対する経済的支援は、OEGを中心として行われているので、以下では、加害者からの損害賠償と公的支援制度とに分けて、その内容を概観することにする。

2000年以前の経済的支援制度の概要

ドイツ国内に連れてこられた外国人女性は、不法滞在者として扱われ退去強制処分の対象となっていた。このようなドイツの態度の背景には、売春を不道德な存在と位置付けている事実があるように思われる。⁽³⁴³⁾

人身取引被害者は、損害賠償請求をするにあたり、それを円滑に行うための制度である付帯私訴(Adhäsionsverfahren)を利用することが可能である。付帯私訴とは、被害者又はその相続人が加害者からなされた犯罪行為によって生じた民事上の損害賠償請求権を刑事手続きの中で行使することを可能とする制度である。⁽³⁴⁴⁾ 人身取引罪は付帯私訴の対象犯罪になっているため、人身取引犯罪の被害者は、付帯私訴を利用して加害者に対して損害賠償請求を行うことができる。なお、2009年の法改正により、被害者は国費で弁護人に依頼することができるようになった。⁽³⁴⁶⁾ 付帯私訴による損害賠償請求の利点は、人身取引犯罪により被害を受けた者であれば、だれでも訴訟を提起することが可能である、ということである。人身取引被害者が実際に付帯私訴を利用したケースでは、ドイツの最高裁判所は物的損害の賠償及び慰謝料の請求を認め、慰謝料の算定に際して、犯罪行為による「生活への侵害の高さとその程度」、そして「加害者の有責の程度」⁽³⁴⁷⁾を重視している。

しかし、人身取引被害者は在留資格のない外国人であることが多く、不法滞在の発覚を恐れ、損害賠償請求を行う者は少ないという問題点が存在する。⁽³⁴⁸⁾さらに、被害者は自身が損害賠償請求権を有していることを知らない場合も多い。以上のような理由により、被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起することは困難な状態にあることが明らかとなっている。⁽³⁴⁹⁾

2000年以降の経済的支援制度の概要

2000年にOEGに関する通達が発出され、同法の対象に人身取引の被害者が含まれるように運用が変わった。ここでは、このような運用に至る一連の流れを説明したうえで、同法による経済的支援制度の内容を概観することとしたい。

2008年の「人身取引連邦報告書」⁽³⁵⁰⁾(Bundeslagebild Menschenhandel 2008)によれば、1998年頃から、性的搾取を目的とした人身取引の被害者がドイツ国内に大量に流入し始めた。このように、1990年代のヨーロッパ諸国では人身取引が多発していたことから、EUの司法内務・理事会(Justice and Home Affairs Council (JHA))に人身取引及び児童の性的搾取との戦いの行動に関する「理事会共同行動決議」⁽³⁵¹⁾が出された。前述したように、「理事会共同行動決議」は、EUの加盟国に対し、被害者やその家族に対する適切な支援を行うこと、被害者に加盟国内での在留を認めること、被害者の帰国支援等を要請している。1998年には、アムステルダム条約締結に向け、アムステルダム条約の自由、安全及び司法の領域に関する規定を最善に実施するための理事会及び委員会の行動計画⁽³⁵²⁾が策定された。同行動計画は、EU加盟国に対しアムステルダム条約が発効してから2年以内に性的搾取を目的とした人身取引の犯罪化を行うことを要請している。

このような状況を背景に、2000年9月22日に「国家調査会議」(Länderreferentenbesprechung)が開かれ、連邦労働社会省(Bundesminist

erium für Arbeit und Soziales) は、運用により、被害者の証言が加害者の訴追に役立つと認められる場合、「外国人の入国及び滞在に関する法律」(Gesetz über die Einreise und den Aufenthalt von Ausländern im Bundesgebiet) (以下、AuslGという) に基づき、ドイツ国内に滞在している被害者の退去の猶予を認め、猶予が認められた者を OEG の対象とした⁽³⁵⁴⁾。このような運用が行われるようになった背景には、人身取引被害者の証言が加害者の訴追に役立つ可能性が高いことや、人身取引犯罪が組織的な重大な犯罪であるため積極的な対策が必要であること等の刑事政策上の理由があったことが考えられる⁽³⁵⁵⁾。また、人身取引によりドイツ国内に連れてこられた外国人が不法滞在状態になっていたとしても、このような滞在は被害者の自由な意思決定に基づかない滞在であることから単なる不法滞在の外国人ではなく、保護の必要性が認められる、と解されている⁽³⁵⁶⁾。

OEG は、国家による犯罪防止が不完全であったために犯罪被害が生じたことに対する国の特別の責任に基づき、公的財政を利用して暴力の被害者に対する補償 (Entschädigung) を行っている⁽³⁵⁷⁾。このような特別の責任は国家による保護義務 (Staatlichen Fürsorgepflicht) から導かれるものであるといわれている⁽³⁵⁸⁾。この義務は、一般的には基本権保護義務 (Grundrechtliche Schutzpflicht des Staates) と呼ばれ、ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) (以下、GG という) を根拠にしている⁽³⁵⁹⁾。GG は国家対私人の関係だけでなく私人間の関係についても保障すると考えられている。GG は個人の自由や生命などを保障しており、国は、これらの権利が侵害されないよう国民を保護しなければならない義務を負う。このような考え方は今日のドイツでは判例学説ともに主流となっている⁽³⁶⁰⁾。これらの権利が侵害された場合、国家はこのような義務を果たすことができなかったことを理由に、被害者に対して補償を行わなければならない、と考えることが可能である⁽³⁶¹⁾。このような考えに基づき、OEG は、犯罪被害によ

り人権侵害を受けた者に対してドイツ連邦共和国に対する補償金支払請求権の行使を認めている。⁽³⁶⁴⁾ OEGの補償の対象となるには、故意の違法行為による暴力行為又は正当防衛により健康上の被害を受けたことが要求される。暴力行為とは有形力の行使が必要であり、精神的な暴力は含まれない。また、これらの行為はドイツ国内で行われている必要がある。⁽³⁶⁵⁾

同法は、ドイツ市民だけではなく適法に在留している外国人も補償の対象としている。⁽³⁶⁶⁾ ただし、在留資格がない場合であっても、被害者の証言が加害者の訴追に役立つと認められる場合、被害者の退去の猶予が認められ、⁽³⁶⁷⁾ その者はOEGの対象となる。⁽³⁶⁸⁾ 被害者の証言が加害者の訴追に結びつかない場合は在留許可が付与されない。⁽³⁶⁹⁾ 在留許可の付与が認められる場合であっても、加害者に対する刑事訴訟手続きの完了とともに、被害者の在留許可は終了してしまう。⁽³⁷⁰⁾ 一旦被害者の在留許可が終了してしまうと、被害者にどのような理由があっても在留の延長は認められないとされている。⁽³⁷¹⁾ また、被害者として認定されなかった者は、不法滞在者として強制退去処分の対象となる。⁽³⁷²⁾ 被害者はOEGによる補償を受けた場合、その者の有する損害賠償請求権が国に移転し、国は加害者に対する求償権を有することとなる。⁽³⁷³⁾

同法では補償金の算定にあたり、戦争によって犠牲になった者に対する援護法 (Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegeges-Bundesversorgungsgesetz) (以下、BVGという) が準用され、⁽³⁷⁴⁾ 犯罪に直面したことにより生じた身体的・精神的な被害の治療にかかる費用及びリハビリテーション代、補償調整金 (Härteausgleich) 等が支給されることとなっている。⁽³⁷⁵⁾ 被害者が外国人である場合、その者の在留期間や在留許可事由によって給付金の内容も異なる。年金として支給される給付金もあれば、一時金として支給される給付金もある。⁽³⁷⁶⁾

ドイツにおける社会保障問題等を扱う労働社会福祉省 (Bundesministerium für Gesundheit und soziale Sicherung) がOEGを管轄し、実施にあたるのは事件の発生した州にある援護庁 (Versorgungsamt)

である。⁽³⁷⁷⁾ 援護庁が受給の可否を決定し、その決定に不服な場合、被害者は社会保障に関する事件を取り扱う州の社会裁判 (Sozialgericht) に対して異議を申し立てることができる。⁽³⁷⁸⁾ 社会裁判所の判決に不服であった場合、被害者は控訴することもできる。⁽³⁷⁹⁾

人身取引被害者が OEG による補償を受けるためには、いくつかの問題をクリアしなければならない。まず、人身取引犯罪によって行われた暴力が有形力の行使を伴うものであり、その暴力がドイツ国内で行われていなければならない。⁽³⁸⁰⁾ 例えば、有形力の行使がドイツ国外で行われていた場合や被害者を脅すために第三者に暴力を加えた場合、また精神的虐待を受けたが有形力の行使はなかった場合、同法の対象とはならない。⁽³⁸¹⁾ 第二に、被害者の証言が加害者の訴追に結びつかなければならない。⁽³⁸²⁾ そのため、人身取引被害者の証言が加害者の訴追に結びつかないと判断されると在留許可が付与されない。また、在留許可が付与されても、加害者に対する刑事訴訟手続きが完了してしまうと被害者は帰国しなければならない。⁽³⁸⁴⁾ その際、被害者が人身取引犯罪によって重大な精神的ストレスを受けている場合、又は被害者が加害者に対して損害賠償請求権を行使しようとする場合であっても、それらの事由により在留許可は延長されない。⁽³⁸⁵⁾ このようなことから、OEG の対象となる人身取引の被害者はかなり限定されることになるだけでなく、同法により十分な支援を受けることは困難である。そのため、OEG による人身取引被害者の経済的支援は不十分であると批判を受けている。⁽³⁸⁶⁾

では、以上でドイツの制度を概観したが、どのような点が参考となるのであろうか。まず、OEG による補償の利点は、公的支援であることからいったん同法の対象になれば確実に補償を受けることが可能な点にある。次に、給付金の算定を簡易化し、算定にかかる時間を短縮し、迅速な経済的支援を行うことができるという点も参考になりうる。また、被害者が認定の結果に不服の場合、異議を申し立てることを認めている点も利点であろう。

- (255) パーン&ボニー・ブロー・前掲注 (137) 378頁。
- (256) パーン&ボニー・ブロー・前掲注 (137) 378頁。
- (257) 上村・前掲注 (137) 12頁, DECKER, *supra* note 135, at 67-70 (1979).
- (258) パーン&ボニー・ブロー・前掲注 (137) 428頁。
- (259) White-Slave Traffic (Mann) Act, ch. 395, 36 Stat. 825 (1910) (codified as amended at 18 U.S.C. § § 2421-2424 (2014)). 「不道徳な目的」のためにある州から別の州に女性を運んだり, 運ばせたり, なんらかの方法で現場幫助した者は, 重刑を科された (18 U.S.C. § § 2424 (2014)).
- (260) パーン&ボニー・前掲注 (137) 428頁。
- (261) 8 C.F.R. § 241.6 (2016).
- (262) Note, *Remedying the Injustices of Human Trafficking Through Tort Law*, 119 HARV. L. REV. 2586 (2006), (hereinafter referred to as the Remedying the Injustices).
- (263) 29 U.S.C. § 201 (2014).
- (264) 18 U.S.C. § 1961 (2014), *Remedying the Injustices*, *supra* note 259, at 2586.
- (265) 29 U.S.C. § 202 (2014).
- (266) 29 U.S.C. § 206 (2014), 29 U.S.C. § 207 (2014).
- (267) 18 U.S.C. § § 1961-1962 (2014).
- (268) 18 U.S.C. § 1964 (c) (2014), 田中英夫・竹内昭夫 『法の実現における私人の役割』東京大学出版会 (1987年) 151頁, 152頁。
- (269) 18 U.S.C. § 1961 (4) (2014).
- (270) 18 U.S.C. § 1961 (1) (2014).
- (271) 18 U.S.C. § 1961 (5) (2014).
- (272) 18 U.S.C. § 1962 (2014).
- (273) 18 U.S.C. § 1961 (2014).
- (274) 反復して行われたというためには, RICO の前提犯罪を10年以内に少なくとも2回行う必要がある (18 U.S.C. § 1961 (5) (2014)).
- (275) 18 U.S.C. § 1961 (1) (2014).
- (276) 田上富信 「アメリカにおける組織犯罪と民事責任・Civil RICO法の理念と現実」法と政治58巻1号 (2007年) 32頁。
- (277) 田上・前掲注 (276) 32頁。
- (278) 高田・前掲注 (155) 101, 108頁。
- (279) 菊田幸一 「犯罪被害者救済の問題状況」法律論叢69巻3~5号 (1997年)

- 25, 27頁。
- (280) Victims of Crime Act of 1984. Pub. L. No. 98-473, 98 Stat. 2170.
- (281) 佐々木綾子「米国における『人身取引』問題 『実態』をめぐる語りの変遷」一橋大学(2010年)1, 41~45頁。
- (282) Draft Protocol 1998, *supra* note 170, at 3.
- (283) Congressional Research Service, “*Trafficking in Women and Children: The U.S. and International Response*”, CRS report RL 30545 (2002), at 8&9.
- (284) Trafficking Victims Protection Act of 2000, Pub. L. No. 106-386, 114 Stat. 1464.
- (285) April Rieger, *Missing the Mark: Why the Trafficking Victims Protection Act Fails to Protect Sex Trafficking Victims in the United States*, 30 HARV.J.L.&Gender. at 231 & 253 (2007).
- (286) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, Pub. L. 108-193, 117 Stat. 2875 (2003).
- (287) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, Pub. L. No. 109-164, 119 Stat 3558.
- (288) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, Pub. L. No. 110-457.
- (289) Congressional Research Service, “*Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress*”, CRS report RL 34317 (2010), at 10.
- (290) 重大な人身取引の被害者とは、人に対して暴力 (force)、詐欺 (fraud)、強制 (coercion) を用いて商業的性行為 (commercial sex act) を強いることを目的とした性的な人身取引 (sex trafficking) により被害を受けた者又は同様の行為を強いられた18歳未満の者をいう。そして、人を奴隷状態にすることを目的として詐欺又は強制を用いて人を募集、隠匿、移送、供給するという手段が用いられた者もこれに含まれる (22 U.S.C. § 7102 (14) (2014))。
- (291) 22 U.S.C. § 7105 (b) (1) (A) (2014).
- (292) 8 U.S.C. § 1101 (15) (T) (i) (I) (2014). Tビザ (T Nonimmigrant Status) が付与されるには、被害者が重大な人身取引の訴追や捜査にすべての合理的な方法 (every reasonable way) による進んで協力している重大な人身取引の被害者 (a victim of a severe form of trafficking in persons) であると認められる必要がある。Tビザが付与された者は、アメリカに3年間滞在することが可能である。また、一定の場合には、永住権の申請も認められている (8 U.S.C. § 1101 (15) (T) (i) (I) (2014))。

- (293) 22 U.S.C. § 7105 (E) (2014).
- (294) 8 U.S.C. § 1101 (a) (15) (T) () (bb) (2014). TVPAでは、捜査協力を被害者認定の際の絶対的な要件としていた。しかし、被害者はブローカー等からの報復の恐れ、又は精神的に疲労している等の理由により捜査や訴追等に協力することが困難な場合も多いことが考えられる。そのため、「ウィリアムワイバーフォース人身取引被害者保護再授権法」により、要件が一部緩和された。
- (295) 28 C.F.R. § 1100.35 (2016).
- (296) 中川かおり「翻訳・解説 米国の人身取引対策 国内の取り組みを中心に」外国の立法223号 (2005年) 51, 53頁。
- (297) 8 U.S.C. § 1184 (c) (6) (2014).
- (298) 22 U.S.C. § 7105 (b) (1) (E) (i) (I).
- (299) 8 U.S.C. § 1101 (a) (15) (T) (i) (1) (2014).
- (300) 22 U.S.C. § 7105 (c) (3) (a) (iii) (2014).
- (301) 22 U.S.C. § 7105 (c) (3) (a) (iii) (2014).しかし、被害者が訴訟の提起に失敗した場合は、滞在許可が取り消される (22 U.S.C. § 7105 (c) (3) (a) (iii) (2014))。
- (302) 18 U.S.C. § 1593 (2014).
- (303) 18 U.S.C. § 1595 (2014).
- (304) 18 U.S.C. § 3663A (2014).
- (305) 永田憲史『財産的刑事制裁の研究 主に罰金刑と被害弁償命令に焦点を当てて』関西大学出版部 (2013年) 56頁。
- (306) 損害回復命令は、あくまでも刑罰であり、加害者の更生に役立つことを目的として課されるものである。(佐伯仁志『制裁論』有斐閣 (2009年) 199頁)。
- (307) 18 U.S.C. § 1593 (a) (2014).
- (308) 損害回復命令 (Order of restitution) の場合は、被告人の資力や所得能力が考慮される (18 U.S.C. § 3663)。
- (309) 18 U.S.C. § 3664 (f) (1) (A) (2014).
- (310) 被告人が経済上の問題により賠償額を支払うことが難しい場合は、分割して支払うことも可能である (18 U.S.C. § 3664 (f) (2) (3))。
- (311) 18 U.S.C. § 3663 (b) (2014), 18 U.S.C. § 2259 (b) (3) (2014).
- (312) United. States v. Satterfield, 743 F.2d 827,827-839 (11th Cir. 1984).
- (313) 18 U.S.C. § 3664 (j) (2014).
- (314) 18 U.S.C. § 3663A (c) (3) (2014).
- (315) 佐伯仁志「犯罪被害者への被害回復支援について (特集 犯罪被害者の

ための施策の総合的検討)」ジュリ1302号(2005年)44, 48頁。

- (316) 18 U.S.C. § 1595 (2014).
- (317) *Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2586.
- (318) 18 U.S.C. § 1595 (2014).
- (319) 18 U.S.C. § 1595 (a) (2014).
- (320) FARR, *supra* note 228, at 21.
- (321) *Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2585.
- (322) 18 U.S.C. § 1595 (b) (2014).
- (323) S. Hrg110-142, *Legal Options to Stop Human Trafficking*, 110th Cong. (2007), at 10.
- (324) *Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2584.
- (325) *Id.* at 2574&2576; FARR, *supra* note 228, at 17; Shannon Lack, *Civil Rights for Trafficked Persons: Recommendations for a More Effective Federal Civil Remedy*, 26 J.L.& COM. at 151, 160 (2006); Henry A. Yoder, *Civil Rights For Victims of Human Trafficking*, 12 U.P.A.J. J & SOC.CHANGE at 133,134 (2009).
- (326) *Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2583.
- (327) Rieger, *supra* note 285, at 253-254.
- (328) *Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2591-2593.
- (329) *Id.* at 2991.
- (330) *Id.* at 2991.
- (331) *Id.* at 2991-2992.
- (332) *Id.* at 2991-2992.
- (333) *Id.* at 2991.
- (334) *Id.* at 2991.
- (335) *Id.* at 2991-2992.
- (336) *Id.* at 245.
- (337) 22 U.S.C. § 7105 (b) (1) (2014).
- (338) Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, Pub. L. No. 104-193, 110 Stat. 2105 (1996).
- (339) 8 U.S.C. § 1612 (2014).
- (340) Congressional Research Service, “*The Temporary Assistance for Needy Families (TANF) Block Grant: Responses to Frequently Asked Questions*”, CRS report RL32760 (2006), at 8-10.
- (341) 8 U.S.C. § 1612 (b) (2) (A) (2014). 他にも、被害者は、食糧支援や医療支援 (Medicaid) を受けることが可能である (8 U.S.C. § 1612

- (b) (2014))。
- (342) 被害者が利用可能なその他の制度としては、補足的保障所得 (Supplemental Security Income) がある。同制度は、障害者や高齢者に対する生活保護の一種である。
- (343) ただし、ドイツでは売春が一部合法化され、必要悪として容認されている (上村・前掲注 (137) 27, 28頁)。
- (344) § 403 StPO.
- (345) § 180b StGB, § 181 StGB は、2005年に廃止され、同年新たに § 232 StGB (性的搾取を目的とした人身取引罪) 及び § 233 StGB (労働搾取を目的とした人身取引罪) 等が新設された。
- (346) § 397aI Nr.1.2 StOP.
- (347) 松川実「ドイツ附帯私訴手続の現在 コンメンタールおよび最近の裁判例」青山法学論集 48巻4号 (2007年) 29, 102頁~104頁。
- (348) *Heike Rabe*, Menschenhandel zur sexuellen Ausbeutung in Deutschland, APuZ 63 (2013),S. 21.
- (349) Heike,a. a. O. (Anm.348),S.21.
- (350) *Bundeskriminalamt* “Bundeslagebild Menschenhandel 2008”, (2008) S.5.
- (351) Joint Action of 24 February 1997 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union concerning action to combat trafficking in human beings and sexual exploitation of children,1997, 97/154/JHA.
- (352) Action Plan of the Council and the Commission on How Best to Implement the Provisions of the Treaty of Amsterdam on an Area of Freedom, Security and Justice,1999,1999/C 19/01.
- (353) § 55 Abs.3 AuslG. なお、EUの被害者保護指令において人身取引被害者に対する在留許可の付与についての規定が置かれたことを受け、人身取引犯罪の被害者である外国人が法執行機関への捜査協力を行う意思を有していること、被害者の証言が刑事手続上重要である等の条件を満たした場合、人身取引の被害者は一時的な在留の許可を付与されることとなった (§ 25 Abs.4a AuslG)。
- (354) § 1 Abs. 5S.2. OEG.Rundschreiben vom5.3.2001,Aktenzeichen: VIa 2-62030.
- (355) Rundschreiben vom5.3.2001,Aktenzeichen: VIa 2-62030.
- (356) Heike,a. a. O. (Anm.348), S.21.
- (357) Rundschreiben vom5.3.2001,Aktenzeichen: VIa 2-62030.

- (358) Kunz/Zellner/Gelhausen/Weiner, Opferentschädigungsgesetz, Kommentar, 5. Aufl. 2010, Rn. 1-3.
- (359) Kunz, a. a. O. (Anm.358) Rn. 1-4.
- (360) 小山剛「西ドイツにおける国の基本権保護義務」法学研究63巻7号(1989年) 57, 61頁, 海野敦史「憲法解釈における基本権保護義務論」長崎大学経済学部研究年報26巻(2010年) 55頁以下。
- (361) Kunz, a. a. O. (Anm.358) Rn. 4.
- (362) 鈴木隆「ドイツの基本権保護義務論における外国人 在外国民の保護との関連で」比較法学35巻2号(2002年) 191, 193頁。
- (363) Kunz, a. a. O. (Anm.358) Rn. 3.
- (364) Kunz, a. a. O. (Anm.358) Rn. 3, Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Materialien zur Gleichstellungspolitik, Geltendmachung von Leistungsansprüchen nach dem Gesetz über die Entschädigung für Opfer von (Opferentschädigungsgesetz) für Opfer von Menschenhandel zum Zweck der Ausbeutung (2007).
Gewalttaten
- (365) Heike a. a. O. (Anm.348), S.21.
- (366) §1 Abs. 5 OEG.
- (367) §55 Abs.3 AuslG.
- (368) §1 Abs.5 OEG. OEG.Rundschreiben vom5.3.2001, Aktenzeichen: VIa 2-62030.
- (369) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.
- (370) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.
- (371) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.
- (372) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.
- (373) §5 Abs.1 OEG.
- (374) §9 BVG.
- (375) §25 BVG.
- (376) §25 BVG.
- (377) 全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査団編『2005年版ヨーロッパ調査報告書 犯罪被害者補償制度』(2005年) 65頁。
- (378) §7 OEG.
- (379) §7 OEG.
- (380) §1 Abs.1 OEG.
- (381) §1 Abs.1 OEG. Heike, a. a. O. (Anm.348), S.21.
- (382) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.

(383) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.

(384) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.

(385) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.

(386) Heike, a. a. O. (Anm.348), S.20.

第4章 経済的支援制度新設に関する提案

第1節 経済的支援制度新設の必要性

既存の制度のもつ限界

人身取引被害者が利用可能な経済的支援制度として、損害賠償請求(民法415条, 709条), 損害賠償命令(「刑事手続措置法」23条), 「犯給法」が存在するが、いずれの制度も不十分な結果となっていることは、すでに1章において明らかにした。そのため、本章では、「犯給法」の改正又は財産犯などの犯罪行為により生じた犯罪被害財産を没収・追徴し、これを被害者の損害賠償支援に利用する制度である「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(以下、「被害回復給付金支給法」という)の改正により、人身取引被害者に対して実効性を有する経済的支援を与えることができるかどうかについて考察する。そして、前章で引き出された諸外国の制度からの示唆をもとに、人身取引被害者に対する経済的支援制度の新設について検討を行うこととする。

「組織犯罪処罰法」及び「被害回復給付金支給法」のもつ限界

「組織犯罪処罰法」では、組織犯罪の防止対策の一環として、財産犯等の犯罪行為が団体の活動として行われた場合、犯罪被害財産が隠匿された場合、加害者又は加害者の所属する犯罪組織からの報復を恐れている場合など、一般的、⁽³⁸⁷⁾典型的に被害者による損害賠償請求権等の行使が困難であると認められる場合には、⁽³⁸⁸⁾例外的に犯罪被害財産を没収・追徴⁽³⁸⁹⁾

することが認められている(同法13条3項, 16条2項)。犯罪組織は財産の獲得を目的としていることから, 犯罪収益を剥奪することが最も有効な撲滅対策であるため⁽³⁹⁰⁾, このような規定が設けられたといえる。このようにして確保された財産は, 被害者の損害賠償の請求についての援助を目的として, 「被害回復給付金支給法」⁽³⁹¹⁾に基づき給付金の支給に充てられる(同法18条の2)⁽³⁹²⁾。

「被害回復給付金支給法」の対象となるのは, 「組織犯罪処罰法」13条2項に挙げる犯罪行為により財産的被害を受けた者のうち, 当該犯罪行為についての没収・追徴に関する刑事裁判が確定した者に限られる⁽³⁹⁴⁾。被害回復給付金の支給を受けようとする者は, 支給申請期間内に, 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実及び支給対象犯罪行為により失われた財産の価額等についての資料のコピーを同法の手続の主体である検察官に提出しなければならない(同法10条)⁽³⁹⁵⁾。給付額は, 被害者が支給対象犯罪行為により失った財産の価額を基礎として算定されることになっており, 原則としてその損害額と同等の金額である(同法10条)⁽³⁹⁶⁾。被害者が給付金を受け取った場合, 当該被害者の有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は, その支給を受けた額の限度において消滅する(同法29条)⁽³⁹⁷⁾。このようにして給付金を受け取った被害者は, 結果として当該犯罪行為に係る損害賠償債権が一部ないし全部弁済されたのと同等の効果を得ることができる。

このように, 「被害回復給付金支給法」は, 団体の活動として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者から得た財産等を利用して当該被害者に対して損害賠償支援を行うことを目的としていることから, 財産的被害が生じない身体犯の被害者は同法の対象外となる。

他方, 人身取引の場合, 渡航費用という名目で被害者に不当な借金を背負わせその返済を理由に賃金を搾取する手口がとられるため, 財産的損害が発生している。ただし, 売春行為等の性労働は公序良俗に反する行為であるため, 搾取された賃金を財産的被害と位置付けることは困難

であると思われる。一応、ホステスとして働いていた者が労働基準法9条にいう労働者とみなされたケースがあるため、ホステスといて働かされた者は、最低賃金法4条にいう最低賃金を保障されうる。⁽³⁹⁹⁾そのため、被害者の搾取された賃金のうち最低賃金については、財産的被害といえる可能性がある。そこで、支給対象犯罪行為の範囲に人身取引行為に係る犯罪行為を追加し、被害回復給付金を被害者に支給することも一応考えられうる。⁽⁴⁰¹⁾

しかし、当該刑事事件に関する確定判決を得るには、1年以上かかる可能性が高く、実際に被害回復給付金が支給されるまでにはかなりの時間を要する可能性が高い。他方、被害者に付与される在留許可期間は2週間程度にとどまっている。また、被害者は早期帰国を望むため、同制度の手続きに応じて被害者の在留許可期間を延長するべきではないと思われる。一応、被害者が帰国後に給付金の申請を行うことも考えられるが、給付金の申請は被害者が自ら行わなければならない、被害者が官報や検察庁のホームページを確認し、支給申請期間中に申請を行うこととなる。⁽⁴⁰²⁾ただし、被害者が自ら官報等を確認して、給付金の申請を行うことは考えにくく、現実的ではないように思われる。一応、インターネット環境があれば、海外からでも検察庁のホームページを確認することは可能だが、日本語能力に問題のある被害者が申請手続きを行うことは困難であると思われる。このように、刑事責任の成立を要件とした制度の場合、給付対象となる被害者はどうしても限定的になってしまう可能性が高い。このような点を考慮すると、同法を改正したとしても、実際に給付金を受け取ることができる被害者はほとんどいないといえる。

一応、以下のような点は、制度新設にあたり参考になるとと思われる。すなわち、給付金が支給されることで、被害者は当該犯罪行為に係る損害賠償債権が弁済されたのと同等の効果を得ることができることである。被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起し、確定判決を得た後、加害者から賠償金を受け取るにはかなりの時間を要する可能性が

高い。このように簡易迅速に経済的支援を行うために、既存の損害賠償制度の枠組みを超えた手法を取り入れていることは、人身取引被害者のように時間的制約のある被害者にとって有益であると思われる。また、被害者が検察官に対して当該事件に関する損害額を証明する書類を提出するだけで、損害額の認定ができることである。通常、損害額の認定は、裁判所が損害賠償を請求しようとする者の提出した資料をもとに判断するが、被害者自身で損害額を証明することは簡単ではない。このように、簡易な手続きにより損害額の認定を行うことができれば支援を迅速に行うことができるため、被害者支援にとって意義のあることと思われる。そして、加害者が被害者から得た財産等を没収・追徴し、損害賠償支援にこれを利用している点も重要であるといえる。既述のとおり、人身取引に由来する犯罪収益は、没収・追徴の対象となっており、その額も高額になる可能性が高い。そのため、このような犯罪収益を利用し、人身取引被害者の経済的支援を行うことが可能になれば、経済的支援の実効性の増進につながると思われる。最後に、検察官を制度主体としている点も参考になるといえる。検察官は、一連の事件に付随する没収手続きに関係する刑事手続きにかかわっていることから、被害実態を正確に把握し、適切な被害者認定を行うことができる可能性が高い。

「犯給法」のもつ限界

第1章で「犯給法」について検討した結果、以下の理由により「犯給法」を利用した人身取引被害者への経済的支援が困難であることが明らかとなった。

すなわち、人身取引被害者の受ける被害の中心は、後遺障害が残らない程度の身体的苦痛や精神的苦痛であるため、犯罪被害者等給付金の支給類型に合致しないか又は合致した場合であっても支給金額はかなり低額になる可能性が高いこと⁽⁴⁰⁴⁾、犯罪被害者等給付金の申請、被害者認定、給付金の支払い等の⁽⁴⁰⁵⁾ 手続には時間を要する可能性が高いが、多くの

被害者は短期在留許可しか付与されていない上に早期帰国を望んでいること、被害者は不法就労状態にある可能性が高く、同法の支給対象から除外される可能性が高いこと⁽⁴⁰⁶⁾、である。

このうち、給付金の額が低額であるという問題が生じる原因は、犯罪被害者等給付金が見舞金的給付金⁽⁴⁰⁷⁾として位置付けられている点にあると思われる。そして、⁽⁴⁰⁸⁾の問題が生じる原因として、「犯給法」では人身取引被害者の抱える特殊な事情が考慮されていないため、「犯給法」によって実質的支援を行うことが困難である、ということが考えられる。

これらの問題が発生する原因は、同法の制度趣旨によるところが大きいため、同法の制度趣旨を改正する必要があると思われる。既述のとおり、「犯給法」は、被害者が加害者から損害賠償を受けることができ⁽⁴⁰⁸⁾ない等の不合理な現実を背景に、被害者の法秩序への不信感を払しょくするため、損害の一部填補の要素を含む見舞金的給付を一般財源から⁽⁴⁰⁹⁾拠出している。このように、「犯給法」の性質は、見舞金的給付⁽⁴¹⁰⁾といわば社会保障的なものであることから、他の公的救済制度との整合性をとるために、給付水準が低くなっている。また、認定基準が厳格であるため、実際に給付金が支給される被害者も、被害者全体の割合からするとかなり少なく、犯罪被害者一般に対しても十分な支援を与えられていないという問題⁽⁴¹²⁾が起きている。それに加えて、同法は、その制度趣旨を理由に、社会の一員である者しか給付対象として認めておらず、短期滞在の外国人や不法滞在状態にある外国人を給付対象外⁽⁴¹³⁾としている。このようなことから、「犯給法」の制度趣旨を国家補償的な制度に改正し、犯罪被害者に対する支援の拡充を行うべきだという意見が挙げられている⁽⁴¹⁴⁾。確かに、被害者支援を徹底化するためには、同法を国家補償的な制度に改正していくべきであり、将来的にはこのような方向性を目指すべきであるといえる。ただし、同法を国家補償的な制度へと改正しようとする場合、⁽⁴¹⁵⁾「証人等の被害についての給付に関する法律」や後で詳述す

る「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」等⁽⁴¹⁶⁾のいわば「犯給法」の特別法と位置付けられているような法律もすべて国家補償的制度とすべきなのかという問題が生じる。そして、国の財政面という観点からは、国の経済的負担の増大という問題、財政面等の理由から補償の範囲が限定されてしまう問題⁽⁴¹⁷⁾、それに加え申請の要件と審査が厳格化され対象となる被害者の数が激減する恐れがある等の問題が起きうる。したがって、同法の改正をするには問題が多く、現在のところ同法の改正は困難なように思われる。

以上の考察から、「犯給法」を改正して人身取引被害者に対して十分な支援を与えるには、「犯給法」の制度趣旨を国家補償的な制度に改正する必要があるが、これには時間を要することが明らかとなった。

ただし、以下のような「犯給法」の特徴は、制度新設にあたり参考になると思われる。すなわち、受傷の有無等を受給要件とし、受給資格を付与された被害者は等しく経済的支援を受けることができる点である。不法行為責任又は刑事責任の成立を前提とする制度の場合、給付対象となる人身取引被害者が限定的になってしまう可能性が高いため、これらの成立を前提とせず、受傷の有無等を受給要件とする制度が望ましいと思われる。また、公的財政を利用してこのような支援が行われている点にある。公的財政の利用が認められれば、加害者が不存在である場合や加害者に資力がない場合にも被害者に支援を与えることができるため、支援の公平性・確実性を担保することができる。そして、類型別給付を行うことで受給資格を付与された被害者に対して迅速な支援を与えていることである。人身取引被害者のように緊急性の高い者に対する支援の際には、このような迅速性を担保する方法を取り入れることが望ましい。最後に、国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得し、当該犯罪行為の加害者が判明した場合に、加害者に対して当該事件に関する損害賠償請求訴訟の提起が可能であることであ

る。このように、現在の不法行為制度が不十分であることにより被害者が事実上経済的支援を受けることができない場合に、国が公的財政を利用して被害者の損害賠償債権の弁済をすることが認められれば、被害者支援にとって非常に有意義なことであると思われる。しかも、既述の通り、加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に賠償金を支払わせることができれば、加害者に対して経済的制裁を与えることができるため、再犯の防止効果が見込まれる。多くの場合、犯罪組織は、利益獲得を目的として人身取引犯罪を行っていることから、このような経済的制裁を与える方法を取り入れることは重要であると思われる。

新たな制度の必要性

以上の点を踏まえると、既存の制度の改正には限界があり、被害者に対して十分な支援を行うには、損害賠償債権の確定を待たずに被害者に対して経済的支援を行う制度の新設が望ましいと思われる。そして、そのような制度を支えるには、公的財政の利用が必要であると思われる。そこで、制度の新設を論じるには、その必要性を明らかにすることが必要であることから、以下では、その必要性について検討を行う。

まず、その必要性は、被害者が性的搾取を目的とした人身取引被害を受けることにより、身体的・精神的苦痛を受け、さらには人格否定を伴う自由をも侵害されている点に求められる。

ブローカーらが提示した虚偽の事実(418)に欺かれ来日させられた被害者は、金銭の搾取、肉体的・精神的暴力の行使、被害者の行動の制限・監視等の手段を用いられ、性労働を強制される。その結果、多くの被害者は、深刻な身体的・精神的疾患を抱え、経済的に困窮している(419)。しかも、これらの被害を受けたことが原因となり、帰国後に再び人身取引される被害者も多い。中には、事前に性産業に従事することに同意して来日する者も存在しているが、ほとんどの者はブローカー等により性産業が高収入で割のいい仕事であると騙されている(420)。このような被害者は、長時間

に渡る売春及び売春類似行為を強いられること、また賃金がほとんど支払われない等の劣悪な労働条件であることをブローカーから知らされて⁽⁴²¹⁾いない。被害者がこのような劣悪な労働条件であることを知っていたならば、被害者が日本での労働に同意することはない、と思われる。すでに述べたように、「売買の場合においては、それはすでに売り主のもとにおけるところの支配状態ということが、その完全な意味における意思の自由を制約する要因として働いている⁽⁴²²⁾」ため、人身取引されることに⁽⁴²³⁾対し真摯な同意をすることは考えづらく、形式的な同意があることが売買の性質を否定しうるものではないと解することができる。そのため、被害者は形式的には同意をしてはいるものの、このような同意は瑕疵ある同意として有効とはいえず、なんら人身取引の性質を否定するものではない⁽⁴²⁴⁾。したがって、人身取引の被害者は、身体的・精神的苦痛を被っただけでなく、基本的人権をも侵害されているため、同意の有無にかかわらず要保護性が高い、ということができる。

また、被害者が人身取引に付随する一連の犯罪行為により幸福追求権をも侵害されているといえる場合には、3章において紹介したドイツの憲法理論の主流となっている基本権保護義務論をわが国の憲法理論に⁽⁴²⁵⁾導入し、幸福追求権の侵害を理由として、被害者に対して支援を行うことを国に義務付けることも一応考えられる⁽⁴²⁶⁾。このような考え方をわが国の憲法理論に導入することができれば、犯罪被害者の権利利益の向上につながるため、意義のあることと思われる。しかし、わが国の憲法は、国家からの自由を保障するものであり私人間の人権侵害からの自由を保障することを想定していないこと⁽⁴²⁷⁾、国家に犯罪防止義務があると説明することが困難であること等の理由により、保護義務を取り入れるために検討すべき課題は多い。仮に、保護義務を導入しえたとしても、国に賠償義務がある⁽⁴²⁸⁾ということは困難である。

次に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている犯罪被害者等⁽⁴²⁹⁾基本法が保護義務に立脚していると考え、同法を根拠とし国

に対して経済的支援を含む被害者支援を行うことを要請することも考えられる。⁽⁴³⁰⁾ 犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等に対して、その者の「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」として、「損害賠償の請求についての援助等」(同法12条)や、「給付金の支給に係る制度の充実等」(同法13条)等さまざまな個別的権利を⁽⁴³¹⁾保障している(同法3条1項)。このような規定は、現在の損害賠償制度が十分に機能していないという認識の下、被害者に対して損害賠償請求の実効性を確保するための制度の確立を目指して置かれたものである。⁽⁴³²⁾ 犯罪被害者等には国籍による限定はなく、人身取引の被害者も同法の対象となりうる。憲法学上、犯罪被害者等基本法3条のいう「個人の尊厳」という文言には憲法13条の「個人の尊重」の意味が含まれていると解するのが一般的である。⁽⁴³³⁾

そこで、犯罪被害者等基本法は保護義務論に立脚していると解することで、国には保護義務に基づき人身取引被害者に対して支援を行うべき義務がある⁽⁴³⁴⁾と考える。しかし、犯罪被害者等基本法における国の責務の範囲は広範囲であり、しかも責務の内容も明確ではない。このように責務の内容が抽象的である場合、「直ちに関係者に具体的な行動義務(受益者に具体的権利)⁽⁴³⁵⁾が生ずるものではない」と解されるのが一般的である。このようなことから、被害者の具体的権利を保障するための義務を同法より導出するのは困難であるといえる。

本来、基本法は、その基本法の関係する分野における指針法的な役割を担う性質の法律である。⁽⁴³⁶⁾ そのため、犯罪被害者等基本法の性質も、「直ちに犯罪被害者等についての具体的な権利・義務関係に影響を与えるものではないが、国・地方公共団体・国民の各々が犯罪被害者等のためにとるべき行動の方向性が明確になり、個別法令の整備や個別の施策の充実を推進する上での指針⁽⁴³⁷⁾」ということになる。このように考えると、同法は、人身取引被害者に対する支援政策を行う際の指針ということになる。このようなことから、人身取引被害者に対して実効性を有

する経済的支援制度の新設を行うことは、犯罪被害者等基本法の趣旨にも合致するところであり、憲法の基本原理にも沿うといえる。

そして、経済的支援制度は、刑事政策的な観点からも重要であると思われる。人身取引被害者の多くは、本国において高等教育を受けておらず、労働の場が限られている⁽⁴³⁸⁾。そのため、帰国支援を受けて被害者が出身国に戻ったとしても、仕事を見つけれず、経済的に困窮するケースが多い⁽⁴³⁹⁾。このようなことから、人身取引の被害者は帰国後2年以内に再被害にあう可能性が高い⁽⁴⁴⁰⁾。この問題に対して、国際移住機関は、被害者に医療支援、教育の機会及び経済的支援等を与えることで、被害者の社会復帰を促し、再被害化を防止することが重要であると指摘している⁽⁴⁴¹⁾。また、「人身取引議定書」についての立法ガイドにおいても、被害者に対して適切な支援を与えることは、被害者の再被害化を防ぐことにつながる⁽⁴⁴²⁾こと、また被害者が訴追に協力する可能性を高めるため、人身取引の防止・撲滅という観点からも重要であると述べられている⁽⁴⁴³⁾。

そこで、このような被害者に対して、経済的支援を充実させ経済的自立を促すことで社会復帰が促進されれば、被害者の人権保障に有益なだけでなく被害者の再被害化を防ぐことができ、結果として、人身取引の防止・撲滅につながるということができ⁽⁴⁴³⁾る。すでに述べたように、人身取引は重大な国際的な組織犯罪であることから、最終的にはその撲滅を目指していかなければならない。したがって、人身取引被害者に対して経済的支援を与えることで、その防止・撲滅という副次的効果を得ようとする⁽⁴⁴³⁾ことは、刑事政策上の意義が十分に認められる。

以上検討を行った結果、被害者の要保護性が高いという点、犯罪被害者等基本法の趣旨にも合致するところであり、憲法の基本原理にも沿っている点、そして被害者に対して適切に支援を与えることにより被害者の再被害化を防ぐことにつながる⁽⁴⁴³⁾ことから刑事政策上の意義が認められる点から、制度新設の必要性が認められるといえる。

第2節 新たな制度の基本的な仕組み

特別法の制定の必要性

第1節において行った検討により、いずれの経済的支援制度においても、被害者に実質的な支援を行うことができていないという問題が起きていることが明らかとなった。

その主な原因として、まず、いずれの経済的支援制度においても、支給に関する一連の手続きが完了するまでに時間を要する可能性が高いことが考えられる。次に、被害者が性産業への従事をさせられていることから、売春行為が公序良俗に反する行為であることを理由に、雇用主に対して搾取された賃金を請求することが困難であることが挙げられる。そして、被害者が損害賠償請求等を提起することで加害者からの報復の恐れがあること、加害者が不明な場合には被害者はこれらの制度を利用することができないことを挙げることができる。このように、既存の経済的支援制度は、上記の人身取引被害者が有する特殊な事情が障害となり、被害者に実質的な支援を行うことができていない。したがって、被害者に対して実質的な支援を行うためには、このような事情を考慮した制度でなければならない。

この点に関して、わが国では、すでに問題の特殊性や被害の深刻性等を考慮し、特定の被害者集団のための経済的支援を行うことを目的とした法律が存在している。例えば、オウム真理教による一連の事件が悪質重大なテロリズムでありこれにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること等を理由に、一連のオウム真理教事件により被害を受けた者又はその遺族に対して、公的財政を原資とした見舞金的給付⁽⁴⁴⁴⁾が行われている（「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」1条）（以下、「オウム被害者給付金支給法」という⁽⁴⁴⁵⁾）。「オウム被害者給付金支給法」では、被害者が当該事件について損害賠償を受け取った場合には、その価額の限度において給付金の支給額が調整されることとなっている。また、国は給付金の支給額の限度にお

いて、給付金を支給された者の損害賠償請求権を有することになっており、求償権を行使することができる(同法11条)。なお、このような規定は、オウム真理教又はその後継団体に対して、求償権を持って団体の監視を行うことを目的として置かれたものである。⁽⁴⁴⁶⁾ 実際には、わが国はオウム真理教の破産管財人に対して求償権の行使を行っている。⁽⁴⁴⁷⁾ 加えて、「オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律」(以下、「オウム破産法」という)⁽⁴⁴⁸⁾ が制定され、国が取得した求償権について被害者の損害賠償請求権と競合する場合、被害者の請求権を優先させることとなっている。⁽⁴⁴⁹⁾ このように、わが国は、重大な犯罪行為でありその犯罪に特殊性がみられ、かつその犯罪行為から生じる被害が深刻な場合には、その犯罪行為により被害を受けた者に十分な支援を与えるために特別法を制定することを認めている。そのため、人身取引犯罪が上記の場合に当てはまるといえるような場合には、特別法の制定が認められなければならない。そこで、人身取引犯罪がこれに当てはまるかを確認することにする。

すでに述べたように、人身取引犯罪には、おもに国際的な犯罪組織に所属する者によって行われるという特徴がある。人身取引犯罪から生み出される利益は莫大であるため、犯罪組織の資金源となっている。そのため、国連やEU等の国際機関において重大な組織犯罪として位置付けられている。しかも、わが国は、人身取引の主要受入れ国となっており、人身取引が生じる一因となっている。

また、人身取引犯罪は、被害実態についても特徴を有している。すなわち、被害者の多くが外国人女性であり、しかも在留許可を有していないということである。被害にあった外国人の多くは、加害者らから性労働を強要されているため、身体的・精神的苦痛を被るうえに、基本的人権をも侵害されている。そして、被害者は、性労働に従事したことを理由に退去強制処分を受ける可能性もある。それに加え、被害者は不法滞在状態にあるため、ほとんどの公的支援を利用することが困難なだけで

なく、売春行為が公序良俗に反する行為であることを理由に、雇用主に対して搾取された賃金を請求することが困難である。そのため、人身取引犯罪には、犯罪の性質という点、被害の性質という点の両方に特徴があり、かつそこから生じる被害が重大であることには疑いの余地がない。したがって、事態の深刻さを鑑みれば、人身取引犯罪の被害者に対して特別法を制定し、その特殊性を考慮した制度を新設することには、なんら問題がないと思われる。

制度の基本的な仕組み

既に述べたように、人身取引被害者に対して実質的な支援を行うためには、被害者の有する特殊な事情を考慮しなければならないと思われる。そこで、経済的支援制度の新設について検討をするにあたり、人身取引被害者の特徴と被害者支援の基本的な仕組みを作るうえで重要な点をここで確認することにする。

第一に、人身取引の被害者の中には加害者が特定できていても言語の問題や時間的制約により損害賠償請求を行うことが困難であるケースや、損害賠償請求訴訟の提起ができた場合であっても加害者に十分な損害賠償の支払い能力がないため實際上十分な賠償を得られないケース又はそもそも加害者が特定できないため損害賠償を得ることができないケースが考えられる、ということである。⁽⁴⁵⁰⁾ 経済的支援は被害者の経済的自立にとって重要であることから、すべての被害者に等しくかつ確実に与えられるべきである。

第二に、被害者の雇用主やブローカーの多くは犯罪組織に所属しており、その者が所属する犯罪組織には資力がある可能性が高いという特徴がある。したがって、人身取引被害者への経済的支援制度には、これらの者の資力が用いられるべきである。⁽⁴⁵¹⁾

第三に、すでに述べたように、被害者は、公的機関等により発見された時に身体的・精神的疾患を有していることが多く、緊急性が高い。そ

れに加え、ほとんどの被害者が早期帰国を望んでいるため⁽⁴⁵²⁾、簡易迅速な経済的支援制度が必要である。

第四に、不法行為責任又は刑事責任の成立を前提とする制度の場合、給付対象となる被害者が限定的になってしまう可能性が高いため、これらの成立を前提としない制度が望ましいと思われる。

第五に、人身取引被害者は過酷な状態に置かれていることから、緊急性が高く、迅速な支援を必要としている。それゆえ、新制度は迅速性及び実現可能性が高いものでなければならない。

以上の点を前提とすると、人身取引被害者の経済的支援は、支援の確実性、公平性、迅速性、そして実現可能性を重視した制度でなければならない。

まず、支援の確実性、公平性という観点からは、公的財政の利用が必要不可欠であると思われる。この点に関して、アメリカでは、不法行為責任に基づく損害賠償請求を原則とし、被害者に対してさまざまな損害賠償支援制度を用意しているが⁽⁴⁵³⁾、就労先が見つからない被害者や就業許可申請中であり、かつ18歳未満の子どもがいる家庭を有する者に対しては、社会保障給付の対象としている⁽⁴⁵⁴⁾。ドイツにおいても、被害者の証言が加害者の訴追に役立つと認められる場合、人身取引の被害者に不法行為責任を前提としない公的財政を利用した一時金の支給を認めている⁽⁴⁵⁵⁾。また、「犯給法」や「オウム被害者給付金支給法」では、不法行為責任の成立を前提とせず、受傷の有無等を受給要件とし、受給資格を付与された被害者に等しく公的財政を利用した経済的支援を与えている。

このような公的支援制度には、被害者であることが確認されれば加害者の経済状況等に関係なく給付金が支給されるため被害者は確実に経済的支援を受けることができること、裁判を経ずに被害者認定を行うことができるため迅速な認定が可能であること、給付額が定額化されている場合が多く算定が容易であること等の利点がある⁽⁴⁵⁶⁾。そのため、新制度においても、同様の手法をとることにより、支援の確実性を担保すること

が考えられる。

ただし、ドイツ及びわが国における公的支援制度はいずれも実効性という点で問題を抱えていることがすでに明らかとなっている。ドイツの制度に関しては、被害者の証言が加害者の訴追に役立つと認められる時でなければOEGに基づく公的支援を受けることができないことが支援の障害となり、多くの被害者が制度の対象外となっていることが明らかとなっている。また、「犯給法」については、同法が見舞金的給付という位置づけであることにより給付水準が低いことや、給付金の受給資格の認定が厳格であることが指摘されている。そのため、新制度の原資を公的財政に求めるならば、これらの問題を解決しなければならない。

このうち、捜査協力を要件とすることにより生じる問題については、これを外すことにより解決することができると思われる。「犯給法」等の公的支援においてもこのような条件は設けられておらず、このような条件を設けないことは制度的整合性という観点からも問題がないと思われる。

公的支援制度が見舞金的給付という性質により生じる問題を解決するには、新制度の趣旨を国家補償的なものとするのが考えられる。しかし、身体犯の被害者及びオウム真理教事件というテロリズムにより重大な被害を受けた者に対する公的支援制度が見舞金的給付という位置づけであることを考えると、新制度だけを国家補償的な制度とすることは困難のように思われる。そこで、新制度を含む一連の公的支援制度の趣旨を国家補償的な制度と見直すことも考えられる。この場合、犯罪被害者全般に対して充実した支援を与えることにつながるため、将来的には、このような方向性を目指すべきであると思われる。しかし、既述のとおりそれには長期的な取り組みが必要であるため、現時点では困難であるといえる。被害の深刻さを鑑みれば早急に支援制度を構築すべきであるから、このように制度構築に時間のかかる方法を採用することは妥当ではない。そのため、現在のところ、公的支援制度が見舞金的給付という性質

であることにより実効性に欠ける問題を解決することは、困難であるといえる。

一応、公的財政を利用して被害者の損害賠償債権の立替払いを行うことも考えられる。すなわち、国は、被害者に給付金を支給する代わりに、被害者が有する当該犯罪行為に関する損害賠償債権を取得し、国が加害者に対して求償権を行使することが認められている。その際、国は、正当な利益を有するものとして債務者である加害者に代わり、損害賠償債務を弁済することになる。このように国が法定代位をなしうるには、法をもって国に特別な権限があることを規定する必要がある。このような方法の場合、被害者は、当該犯罪行為に関する損害賠償債権の全額が弁済されることになるため、給付水準が低くなる問題は解決できる。しかも、すでに国が公的財政を利用して被害者の損害賠償債権を立替払いし、犯罪者に対して求償権を行使する制度の提案がなされていることから⁽⁴⁵⁷⁾、このような方法を取り入れることは不可能ではないと思われる。

ただし、この手法には問題がある。すなわち、このような手法は、被害者の損害賠償債権を裁判により確定させることを要件としていることである。実際にこのような方法を取り入れている「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」では、損害賠償請求権に係る債務名義を市に譲渡した被害者に対して損害賠償債権と同額の立替支援金の支給が認められている。人身取引被害者が訴訟提起することは現実的には困難であるから、このような要件を置くと、経済的支援を受けることができる被害者はかなり限定されてしまう可能性が高い。仮に、訴訟が提起できた場合であっても、債権の確定に時間を有する可能性が高い。そのため、損害賠償債権の確定を前提とすると、被害者に対して実質的支援を行うことが困難であるといえる。したがって、支援の確実性、公平性、迅速性を担保するにあたり、まず、受傷の有無等を受給要件とすること、次に被害者の損害賠償債権が確定する前に賠償金を支給すること、そして既述のとおり公的財政の利用を認めることが必要であるといえる。

そこで上記の点を踏まえると、被害者に対して、被害者の損害賠償債権の確定前に公的財政を利用して賠償金を支払い、加害者が判明した後で加害者に対して求償権を行使する方法が考えられる。⁽⁴⁵⁸⁾すでに、「犯給法」や「オウム被害者給付金支給法」は、このような手法を取り入れていることから、新たな制度においてもこのような手法を取り入れることは不可能ではないと思われる。

国が、正当な利益を有するものとして債務者である加害者に代わり、損害賠償債務を弁済し、加害者に対して求償権を行使しようとする場合、加害者に対して当該犯罪行為に関する損害賠償請求訴訟を提起することになる。また、加害者が犯罪組織に所属している場合には、その組織の代表者は、使用者責任（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律31条の2ないしは民法715条）に基づく損害賠償債務を有していると考えられる。そこで、被害者であることが確認できた場合、国は公的財政を利用して加害者らの被害者に対する損害賠償債務を第三者の弁済⁽⁴⁵⁹⁾（民法474条1項）として、加害者に代わって支払うようにすべきである。

このようにして、国がいずれかの損害賠償債務を被害者に支払った場合には、これに基づき、国は、加害者ないしは犯罪組織の代表者に対して事務管理に基づく費用償還請求権⁽⁴⁶⁰⁾（民法702条）として求償権を取得すべきである。⁽⁴⁶¹⁾この点に関して、「犯給法」では、国が求償権を行使したケースがほとんどないことから、新制度において実際に国が求償権を行使することができるのかという批判もありうる。

既述のとおり、「犯給法」において求償権を行使することが困難な理由は、犯罪被害者等給付金は、加害者から損害賠償を受領することができないケースに支給されることが大半であるため、加害者に対して求償権を行使することが困難な場合がほとんどであること、ほとんどの加害者に資力がないため求償権の行使が困難となっていること、国が加害者に提訴するには時間がかかることに集約される。

このうち、⁽⁴⁶²⁾に関しては、人身取引事犯の場合、加害者本人に資

力がなかった場合であっても加害者が所属する犯罪組織には資力があるため、求償権を行使することができる可能性が高い。しかも、人身取引事犯で毎年30名から50名程度が検挙されていることから、⁽⁴⁶²⁾加害者ないしはその者が所属する犯罪組織の代表者に対して訴訟を提起することは困難ではないように思われる。⁽⁴⁶³⁾また、加害者ないしは犯罪組織の代表者に対して求償権を行使することは、犯罪組織を監視することにもつながるため、人身取引犯罪の抑止という点からも、刑事政策上の点からも望ましいと思われる。実際に「オウム被害者給付金支給法」は、このような趣旨の下、求償権についての規定が設けられている。そのため、このような規定を設けることは問題がないといえる。⁽⁴⁶⁴⁾ に関して、損害賠償債権の確定前に賠償金を支給し、後で求償権を行使する仕組みとすれば、被害者に迅速な支援を与えることができる。このようなことから、制度新設には、合理性が認められるといえる。

次に、新制度の財源について触れることにする。新制度は、国が被害者に第三者の弁済として金銭を支払う制度であることから、基本的には加害者ないし犯罪組織の代表者に対する国による求償権の行使によって得られることになる。ただし、国が加害者に求償するには時間がかかることが想定されることから、被害者に対して金銭を支給した後で、求償権を行使するべきであると思われる。

人身取引犯罪には、人身取引犯罪に由来する犯罪収益が「組織犯罪処罰法」に基づき、すでに没収・追徴がなされ一般会計に歳入されているという特徴がある。この種の犯罪収益には労働の対価として本来は被害者に支払われるべきものが含まれていることから、これを被害者支援に優先的に用いるべきであると思われる。⁽⁴⁶⁵⁾ 実際、「オウム破産法」では、破産財団に属する財産を被害者の損害賠償債権に優先的に利用することが認められていることから、新制度においてこのような方法を採用することは検討に値する。そこで、人身取引犯罪に由来する犯罪収益を確保しこれを新制度に利用することが考えられる。ただし、すでに没収されたこ

のような収益については、一般会計の歳入として計上されている。そのため、まずは一般会計から一時的に被害者に対して金銭の支給が認められるべきである。そして、この種の犯罪収益を確保することができるようになった場合には、これを優先的に支給に充てるものとすべきである。⁽⁴⁶⁶⁾

では、以下では、公的財政を利用して被害者の損害賠償支援を行うという立場にたち、個別的論点について整理してみたい。

個別的論点

制度の実施主体

損害賠償支援制度を新設するにあたり、いかなる機関が制度の実施主体となるかが問題となる。わが国には、すでに人身取引被害者の認定制度が存在しているが、これとは別に損害賠償支援制度についての独自の被害者認定基準を設け賠償額の算定を行うことも考えられる。だが、このような方法だと、被害者は二重に認定を受けなければならないことになり、時間的制約のある被害者にとっては負担が大きく妥当ではないと思われる。さらに、現在警察庁や入国管理局等が被害者認定の実施主体となっていることから、それぞれの行政機関により被害者の取り扱いに差が出ており、被害者が不利益を被っていることが明らかとなっている。⁽⁴⁶⁷⁾ そのため、実施主体を統一し、統一的基準をもって認定を行うことが必要であると思われる。したがって、まず、被害者認定に関しては既存の認定制度を廃止し、新制度に一本化した上で、統一的基準をもって認定をすることが望ましいと思われる。⁽⁴⁶⁸⁾

前述したように、すでに警察庁や入国管理局等が実施主体として、人身取引被害者の認定を行っていることから、いずれかの機関を実施主体とすることも考えられる。しかし、入国管理局は、わが国に出入国する者の出入国の公正な管理及び難民認定手続きを整備することを目的として設置された機関であることから、このような機関において賠償額の算定を行うことはおよそ困難であると思われる。⁽⁴⁶⁹⁾ また、警察庁も警察行政

の調整・監察等の警察事務を扱うことを目的とした行政機関であるため、被害者認定はともかく、賠償額の算定を行うことは難しいと思われる。このような点から、警察庁や入国管理局等は、新制度の実施主体にはふさわしいとはいえず、実施主体を見直す必要があると思われる。⁽⁴⁷⁰⁾

既述のとおり、新制度では、基本的には加害者ないし犯罪組織の代表者に対する国による求償権の行使によって得られるものを財源とするものの、人身取引犯罪に由来する犯罪収益を補完的に利用することとなっている。そこで、「組織犯罪処罰法」における一連の没収手続きが検察官によって行われていることから、検察官を主体とすることが考えられる。検察官は、一連の人身取引事件に付随する没収手続きに関する刑事手続きにかかわっていることから、被害実態を正確に把握し、適切な被害者認定を行うことができる可能性が高い。また、人身取引事件の加害者も把握することができるため、求償権の行使についても的確に行うことができると思われる。さらには、検察官は「被害回復給付金支給法」において、没収・追徴した金銭の保管等の一連の被害者支援に関する手続きの主体となっている。そのため、他の制度との整合性という観点からも、検察官を実施主体とすることには合理性がある、といえる。

認定方法

次に、被害者の認定方法について検討することにする。国際移住機関(International Organization for Migration) が出版した『人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック』は、被害者の認定について詳しく述べている。⁽⁴⁷¹⁾ ここでは、被害者の認定は二段階から構成されている。まず、被害者の認定を行う者は、被害者の年齢、性別、国籍、パスポート等の公的文書を所持しているか否か、被害者が直前までいた場所、人身取引の経緯などについて調査する。⁽⁴⁷²⁾ そして、被害者と実際に面接をし、当該被害者はどのように徴募され、どのように輸送され、そしてどのような形で搾取されたのかという点に焦点を当て質問をする。⁽⁴⁷³⁾ このような綿密な方法で認定を行えば、その者が人身取引被害者なのか否かを適切

に確認することが可能である。したがって、新しい被害者支援制度においても、このような被害者認定方法がとられるべきであると思われる。

また、被害者認定の要件として、人身取引被害者の証言等の捜査協力を挙げている国も存在している。ドイツでは、人身取引事犯が組織的な重大な犯罪であるため積極的な撲滅対策が必要であるという刑事政策上の理由から、人身取引被害者が訴追に役立つ証言や捜査協力等を行うことが被害者認定の要件に含まれている⁽⁴⁷⁴⁾。アメリカにおいても被害者の捜査協力が被害者認定の際の要件に含まれているが、被害者が肉体的又は身体的トラウマによって捜査協力をするのが難しい場合は、捜査協力をしていなくても被害者として認定を受けることが可能である。この点に関して、ドイツでは、このような要件が障害となり、多くの被害者が公的支援を受けることができていないことが明らかとなっている。確かに、被害者の証言は、加害者の訴追に役立つ可能性が高いといえるが、被害者支援は、捜査協力を目的として提供されるものではなく、被害者の権利として与えられるものである。また、被害者の捜査協力を被害者認定の際の要件としなくても、被害者であることを確認することは可能であることから、これを要件とすべきではないといえる。このようなことから、「人身取引議定書」や「人権及び人身取引に関して奨励される原則及び指針」は、国家に対して、このような要件を置かないよう要請をしている。そのため、被害者の捜査協力を被害者認定の際の要件とすべきではないと思われる。また、わが国には、このような条件を設けている公的支援制度は存在しないことから、このような条件を設けないことは他の制度との関係でも何ら問題がない。また、「人身取引議定書」についての立法ガイドにおいても、適切な被害者支援を行うことは被害者が訴追に協力する可能性を高めるため人身取引の防止・撲滅対策としても重要であるが、被害者の訴追への協力を要件とすべきではないと述べられている⁽⁴⁷⁵⁾。

ただし、被害者の捜査協力は、人身取引の防止・撲滅という観点から

は非常に重要である。しかも、被害者の捜査協力により加害者らの訴追につながれば、国がこれら者に対する求償権行使の際の実効性の確保にも寄与する。したがって、被害者の捜査協力は要件とすべきではないが、可能な場合には被害者に協力を要請すべきである。⁽⁴⁷⁶⁾

賠償額の算定方法

賠償額の算定に関しては、本来、不法行為法における通常の算定方法が用いられるべきであるが、そうすると、被害者はそれぞれ自分が被った財産的損害として、積極的損害と消極的損害（逸失利益）、そして精神的損害を具体的に証明しなければならないことになる。しかし、これらの損害項目を裁判において実際に証明することは、きわめて困難ないし不可能に近い。そのため、ドイツでは、人身取引被害者に対して給付金を支給するにあたり、給付金の算定を類型化することで算定にかかる時間を短縮し、迅速な経済的支援が可能になっている。また、「犯給法」や「オウム被害者給付金支給法」においても、類型別給付が行われており、受給資格を付与された被害者に対して迅速な支援が与えられている。人身取引事案のように損害賠償額の算定が困難である場合には、通常の算定とは異なった簡易な方法が用いられるべきであると思われる。

わが国では、従来から、「個別主義的計算方法は、次第に複雑化・精密化されていく傾向にある」が、「簡易迅速な処理」のためには「個別主義を捨てて定型化・類型化をはかる方が適切有効である」との指摘がなされている。⁽⁴⁷⁷⁾そこで、財産的損害の額を算定するのが困難であると思われる場合には、包括請求と呼ばれる新たな損害額の算定方式が提唱されている。⁽⁴⁷⁸⁾このような算定方式は「加害行為によって生じた全人間的破壊による損害を個別的損害項目に解体することなく総体として包括的に捉え」⁽⁴⁷⁹⁾、損害賠償の請求を容易にしている。⁽⁴⁸⁰⁾そして実際に、このような包括請求は、⁽⁴⁸¹⁾イタイタイ病やスモン病といった一連の公害訴訟において認められている。⁽⁴⁸²⁾このような損害額の算定方法は、多項目の損害を個

別に立証する必要がないので損害額の算定を迅速に行うことができるという利点がある。

公害被害者と人身取引被害者は、被害が深刻であること、損害額の個別項目の立証の困難さ等という点で共通点がみられる。そのため、損害額の算定が困難であり被害者が逼迫した状況にある人身取引事案において、このような手法は、参考にすべき点が多いように思われる。

人身取引被害者が受けた被害の中心は、身体的・肉体的被害であるため、医療費を除くと、損害額の中心は慰謝料となる可能性が高い。実際に、外国人女性を研究目的とだまして来日させ、日本人男性と強制結婚させ、さらに同女性の署名を偽造した離婚届を作成提出しさらに強制的に事実上離婚させた事例では、損害項目のうち精神的慰謝料のみが認められている⁽⁴⁸³⁾。

そこで、人身取引事案における損害額の算定についても、損害項目を財産的損害や精神的損害等に個別化するのではなく、逸失利益や治療費等を慰謝料算定の一酌量事由として慰謝料の額に含ませ、その被害の程度に応じて損害額を類型化して算定することが考えられる。人身取引事案の場合、被害者の数が一定数存在している可能性が高く、複数人に渡る被害者の損害額を立証するには非常に時間がかかることが想定され、現実問題として困難であると思われる。簡易迅速な経済的支援を行うためには、人身取引事案においても損害額の算定にあたり、逸失利益等の損害項目を個別に算定するのではなく、被害内容や被害者側の過失等についての客観的な基準を類型化し、損害額の算定が行われるべきである。

次に、損害額の算定に関して、どのような具体的な典型的基準を設けるべきであるかという点について検討を行いたい。身体被害を受けた場合の慰謝料の額の基準として、被害の程度・態様⁽⁴⁸⁴⁾、被害の継続期間⁽⁴⁸⁵⁾、被害者の職業⁽⁴⁸⁶⁾、被害者の財産状態⁽⁴⁸⁷⁾、被害者の生活状態⁽⁴⁸⁸⁾、被害者の取得する財産的利益⁽⁴⁸⁹⁾、侵害行為後の加害者の態度⁽⁴⁹⁰⁾、被害者の過失⁽⁴⁹¹⁾、加害者の財産状態⁽⁴⁹²⁾、被害者・加害者間の関係⁽⁴⁸³⁾、加害者の地位・身

⁽⁴⁹⁴⁾分, ⁽⁴⁹⁵⁾侵害行為の態様などが考えられる。⁽⁴⁹⁶⁾

新制度は、人身取引犯罪により被害を受けたことにより、性産業への従事を強いられた者の支援を目的としている。そのため、制度の対象となる被害者の職業はほとんど同じであることから、⁽⁴⁹⁵⁾は考慮要素とする必要がない。⁽⁴⁹⁶⁾の点に関しても、損害額の算定は、被害者の受傷内容を中心に考えるべきであることから、被害者の財産状態や生活状態は考慮要素とすべきではない。被害者の過失という点に関しても、国際労働機関 (International Labour Organization) が提出した「日本における性的搾取を目的とした人身取引」(Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan)⁽⁴⁹⁷⁾の中で、被害者の落ち度による区別をするべきでないことが指摘されており、過失を考慮事由とするべきではないと思われる。また、慰謝料は、被害者の受けた被害内容を中心に算定すべきであり、加害者をとりまく状況を慰謝料算定の際に媒酌すべきではないから、⁽⁴⁹⁶⁾の点についても考慮すべきではない。

このようなことから、被害の程度・態様、被害の継続期間、被害者の取得する財産的利益の三点に基づき、損害額の算定を行うことが妥当である。被害の程度に関しては、人身取引によって受けた肉体的・身体的苦痛の程度や被害者として拘束された期間には被害者によって差異があるため、この点は算定の際に考慮する必要があると思われる。また、被害の継続期間に関しても被害者に後遺障害が残る可能性があるため、考慮する必要があると思われる。被害者の取得する財産的利益との関係については、「慰謝料の補完作用を認める限り、慰謝料額の算定にあたっては、他の請求権の有無、その認容額とも無関係ではありえない」⁽⁴⁹⁸⁾。そのため、犯罪被害者等給付金その他の法令の規定による給付が行われる場合には、その額に応じて支給額を減らすこととすべきである。

おわりに

本稿では、性的搾取を目的とした人身取引の外国人女性被害者に対す

る支援のうち、特に経済的支援が不十分であることから、経済的支援制度の実効性を確保する手段についての基本的な仕組みと若干の方向性を示した。このような不十分な結果に至った原因に、被害者に強制されている労働の内容が性労働であり、この種の労働に対して依然として社会的偏見がある点に注目し、人権保障の観点から、被害者支援の重要性を指摘した。

わが国の人身取引の実態を明らかにし、被害者は、人身取引に付随する一連の行為により、身体的・精神的苦痛を被り、さらには基本的人権をも侵害されているため、要保護性が高いことを明らかにした。そして、経済的支援を行うことは、被害者の再被害化を防ぐことができること、被害者が訴追に協力する可能性を高めるため人身取引犯罪の防止・撲滅に寄与すること、加害者らに求償権を行使することで人身取引犯罪の抑止につながることから、刑事政策的観点から重要であることを示した。また、このような支援は、犯罪被害者等基本法の趣旨及び「人身取引議定書」の要請にも合致することも明らかにした。

本稿では、人身取引被害者に対する経済的支援が重要であるにもかかわらず、損害賠償請求に関する一連の手続きが完了するまでにかかなりの時間がかかるということ、損害賠償請求を行うことにより加害者からの報復の恐れがあること、加害者が不明な場合には加害者からの賠償が望めないこと等の理由により既存の経済的支援制度を利用して実効性のある支援を行うことが困難であることを確認した。

その上で、経済的支援制度の実効性を確保するためには、公的財政の利用が必要不可欠であることを指摘し、公的財政を利用して被害者に経済的支援を行う制度についての考察を行った。

すなわち、被害者支援のために、国が、公的財政を利用して、加害者の有する損害賠償債務を第三者として弁済するしくみである。新制度では、被害者であることが確認されれば訴追への協力を要件とせず給付の対象とすべきこと、被害者の捜査協力は要件とすべきではないが、可

能な場合には被害者に協力を要請することとする。制度の主体は検察官とし、賠償金の算定に関しては、逸失利益や治療費等を慰謝料算定の一酌量事由として慰謝料の額に含ませて、慰謝料に一本化して類型化し、算定すべきであるとする。その際の考慮すべき基準としては、被害の程度・態様、被害の継続期限、被害者の取得した財産的利益を挙げることができる。

ますます進展する国際社会のボーダーレス化により、国際的な経済格差は広まり、人身取引犯罪はより悪質化し、巧妙化していくと思われる。このような傾向は、2013年度の欧州委員会のプレスレポートにおいて⁽⁴⁹⁹⁾、EU圏内の人身取引被害者数が増加している一方で、訴追される加害者の件数が減少傾向にあると指摘がなされていることにも現れている。さらには、2012年に報告された国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime)⁽⁵⁰⁰⁾の報告においても、子どもの人身取引が増加傾向にあり、人身取引の形態に変化がみられることが指摘されている。また、警察庁保安課の報告によると、わが国においても日本人女性を対象とした人身取引や労働搾取型の人身取引が増加傾向にあることから⁽⁵⁰¹⁾、今後このような形態の人身取引について多様かつ積極的な対応をしていかなければならないと思われる。

(387) 加害者に対する損害賠償請求権を優先させるために、財産犯等の犯罪行為から得た犯罪被害財産の没収・追徴が禁止されている(同法13条2項、16条1項)。

(388) 「組織犯罪処罰法」は、犯罪組織が犯罪収益を組織の維持や拡大等に利用することを防ぐため、犯罪収益及び犯罪収益に由来する財産の没収・追徴を認めている(同法13条1項)。ただし、犯罪収益が、財産犯等の一定の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産、いわゆる犯罪被害財産であった場合、これを没収・追徴することは原則として禁止されている(同法13条2項、16条1項。)

- (389) 犯罪被害財産とは、財産に対する罪、刑法第225条の2第2項の罪に係る第3条の罪、同法第225条の2第2項若しくは第227条第4項後段の罪、別表第31号、第33号、第44号、第55号、第60号、第66号若しくは第68号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分にに基づき得た財産をいう(『組織犯罪処罰法』13条2項)。
- (390) 佐伯仁志「組織犯罪への実体法的対応」『現代の法6』岩波書店(1998年)250頁。
- (391) このような資金は検察官が保管することになっている(『被害回復給付金支給法』2条3項)。
- (392) 平成18年6月21日法律第87号。
- (393) 飯島泰、谷滋行、親家 and 仁「『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第86号)』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)』の解説(2)」法曹時報59巻9号(2007年)17,69頁。類似する制度として、「犯罪利用預金口座による被害回復分配金の支払い等による法律」(以下、「振り込め詐欺被害回復法」という)が存在する(平成19年12月21日法律第133号)。「振り込め詐欺被害回復法」は、振り込め詐欺等により金銭が振り込まれた口座を金融機関により凍結させ、口座名義人の権利を消滅させる公告手続を行った後、被害者自身が預金保険機構に対して申請し、当該預金口座等に係る預金等に係る金銭を原資として、被害者に分配する制度である。振り込め詐欺等の詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込みが利用されたものにより被害を受けた者は、同法の対象となる(同法8条)。給付額は、被害者が支給対象犯罪行為により失った財産の価額を基礎として算定されることになっており、原則としてその損害額と同等の金額ある(同法13条)。ただし、申請を行った者らの被害総額が、預金等の残高を超える場合には、その残高を各人の被害額で按分した額が支払われる(同法13条)。
- (394) 同法の対象となる者は、「組織犯罪処罰法」13条2項に挙げる犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた犯罪行為により財産的被害を受けており、これらの犯罪行為についての没収・追徴に関する刑事裁判が確定している被害者である(同法3条1項)。また、これらの被害者の相続人等も対象となる(同法3条2項)。被害者が支給対象犯罪行為により失った財産全額について、填補又は賠償を受けた場合も給付金を受け取ることができない(同法4条1項、2項)。被害者が支給対象犯罪行為により失った財産全額について、填補又は賠償を受けた場合も給付金を受け取ることができない(同法4条1項、2項)。

- (395) このような規定が置かれた趣旨として、被害者が被った財産的被害については被害者自身で損害賠償請求することが原則となっており、国が犯罪被害財産を没収・追徴してしまうと、被害者の損害賠償請求の妨げになると考えられていることが挙げられている(本多恵美「財産犯等の犯罪収益のはく奪・被害回復-組織的犯罪処罰法改正案及び被害回復給付金支給法案(特集 法案紹介 第164回国会提出法律案・条約(1))」立法と調査253号15頁(2006年),「第164回国会法務委員会第12号議事録」(2006年4月20日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/164/0003/16404200003012.pdf>), (2016年2月12日)。
- (396) 検察官を手続きの主体とした理由として、同法の支給手続きは没収した財産を対象となる者に分配する点で破産手続きに類似していることから、法令、法律事務に精通して、破産管財人等の経験のある検察官が妥当であるということが挙げられている(「第164回国会衆議院法務委員会第29号議事録」(2006年6月9日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/164/0004/16406090004029.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。検察官は弁護士の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、特定の事務手続きの一部ないし全部を行わせることができる。検察官が当該刑事事件に関して没収・追徴した犯罪被害財産を給付資金として保管した場合、迅速に当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続きを開始する旨の決定をし、支給対象となる被害者の範囲を決め官報に公告しなければならない。ただし、没収・追徴額が少なく、検察官がこれをもって犯罪被害財産支給手続きに要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合、手続きは開始されない(同法8条1項)。
- (397) 当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により損害が補てん又は賠償がされた場合には、給付額よりこれらの価額が控除される。その者が給付金を受け取った場合、その者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅することになる(同法29条)。
- (398) 当該刑事事件に関する犯罪被害財産の没収・追徴額から被害回復事務管理人の事務手数料等を差し引くと被害総額よりも少なくなってしまう場合には、対象となる者の被害額に応じてこれを按分することになる(同法10条)。
- (399) 大阪地判平成17年8月26日労判903号83頁。
- (400) 性風俗店に従事する者の場合、店と業務委託契約を結ぶことが多く、労働者と言えない場合も多い。ただし、業務委託契約をしていたとしても、使用従属関係が認められる場合には、労働基準法の労働者として扱われることになり、最低賃金法による保障の対象となりうる。

- (401) 国連人権高等弁務官事務所が出した「人権及び人身取引に関して奨励される原則及び指針」は、国家に対して没収した収益を利用して被害者に経済的支援を行うことを要請していることから、このような手法は国際社会からの要請にも合致しているといえることができる。
- (402) 検察庁の支給手続開始事件一覧をみると、申請期間はおおむね2ヶ月である。検察庁「支給手続開始事件一覧」<http://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (403) 検察官は、支給手続を開始する旨の決定をしたときは、官報に掲載して公告しなければならない(同法7条)。検察官は、対象被害者またはその一般承継人であることが明らかな者に対しては、個別に通知してよい。また、支給手続の開始については、検察長のホームページにも掲載されている。支給申請期間は、公告があった日の翌日から起算して30日以上でなければならない。
- (404) 犯罪被害者等給付金は、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の三種類となっている。人身取引による被害の中心は、精神的・身体的被害であるが、後遺障害が残るケースはあまりないように思われる。そのため、これらの給付金のうち、被害者が利用できる可能性が高いのは、重傷病給付金である。ただし被害者は日本国内で売春に付随する行為を行っている可能性が高く、休業損害を算定することは困難である。医療費に関しても、人身取引被害者として認定された者は原則として全額公費による医療支援を受けることができるため、給付金が受給される可能性が少ないように思われる。
- (405) 警察庁「平成27年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(2016年), <https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya13/H27jyoukyou.pdf>, (2016年7月19日最終閲覧)。
- (406) 外国人が犯罪被害者等給付金の支給対象となるためには、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、日本国内に適法に在留しており、在留カードを有している必要がある。しかし、多くの人身取引被害者は、不法滞在状態にある。また在留許可を付与されている場合であっても、滞在期間が短期間である可能性が高い。そのため、人身取引被害者が「犯給法」を利用することは困難であるといえる。
- (407) 大谷・前掲注(121)357頁。
- (408) 「第93回国会衆議院内閣委員会8号議事録」(1980年11月06日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/093/0020/09311060020008.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 藤本・前掲注(121)462, 463頁, 大谷・前掲注(121)357頁。

- (409) 内田・前掲注(122) 305頁, 306頁, 内閣府共生社会生活統括官「経済的支援に関する検討会(第2回)議事録」(2006年5月17日), <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai1/gijiroku1-2.html>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (410) 「第91回国会衆議院地方行政委員会議事録」(1980年3月25日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/091/0050/09103250050009.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧), 内田・前掲注(122) 306頁。
- (411) 大谷・前掲注(121) 357, 358頁。「犯給法」に基づく給付金の支給額は, 自賠償保険に比べ, かなり低額となっている(警察庁「平成27年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(2016年), <https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya13/H27jyoukyou.pdf>, (2016年7月19日最終閲覧))。
- (412) 大谷・前掲注(121) 357頁, 高橋則夫『修復的司法の探求』成文堂(2003年) 2頁以下, 戸波江二「被害者の人権・試論・上」法律時報71巻第10号(1999年) 17, 19, 20頁。
- (413) 内閣府共生社会生活統括官「第16回『犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会』議事録」(2013年10月23日), http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/kyuhu/k_16/gijiroku.html, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (414) 大谷・前掲注(121) 360頁, 高橋・前掲注(412) 21, 22頁, 戸波江二「被害者の人権のための人権論からのアプローチ」被害者学研究15号(2005年) 19頁。国家補償説の立場にたち, 犯罪被害者の救済を犯罪被害給付制度の性質の見直しについて言及したものとして, 野村貴光「犯罪被害者の人権保障のための政策は刑法における刑罰論の範か? 犯罪被害者に対する国家的無過失損害賠償制度は人権及び刑罰を進化させるか?」島大法学56巻4号(2013年) 69頁以下がある。
- (415) 昭和33年4月30日法律第109号。
- (416) 平成20年6月18日法律第80号。
- (417) 奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援策(特集:犯罪被害者の保護と支援)」現代刑事法2号(2000年) 46, 47~51頁。
- (418) 日本弁護士連合会「人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言」(2004年) 3~7頁, http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2004_62.pdf, 外務省・前掲注(177)。
- (419) 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(26) 24~37頁, 女性の家サーラー・前掲注(47) 16, 19, 20頁。
- (420) International Labour Office, *supra* note 5, at 17.

- (421) 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)・前掲注 (5) 24。
- (422) 久木元, 島戸, 谷・前掲注 (65) 53頁。
- (423) 久木元, 島戸, 谷・前掲注 (65) 53頁。
- (424) 日本弁護士連合会・前掲注 (418) 3 ~ 7頁, 外務省・前掲注 (177)。
- (425) わが国の通説的見解である間接適用説と基本権保護義務論は, 私人間の人権侵害を問題としている点, 憲法の名宛人はあくまでも国家であり国民ではない点, 私人から人権侵害を受けた場合に国民を保護すべき義務が国にある点で類似している点がある。(小山剛『基本権保護の法理』成文堂(1998年)319頁。)そこで, 基本権保護義務に依拠し, 間接適用説を再構成する考え方が主張されるようになってきている。(詳しくは, 奥村正雄『犯罪被害者に対する経済的支援策(特集 犯罪被害者の保護と支援)』『現代刑事法』10号(2000年)46頁以下, 高橋・前掲注(412)17頁以下, 小山・前掲注(425), 山本敬三『公序良俗論の再構成』有斐閣(2000年), 戸波江二『人権論の現代的展開と保護義務論』『日独憲法学の創造力上巻 栗城壽夫先生古稀記念』信山社(2003年)699頁以下参照のこと。)憲法学者の戸波江二教授は, この点に関して, 「間接適用説を組み換え保護義務論およびその私人間効力論への応用は, 実は, 日本の私人間効力論の議論の方向と一致しているところである。すなわち, 日本の学説は人権規定が私人間にも適用され, 人権侵害をともなう法律行為が無効となると解するが, それはまさに保護義務論が意図するところに他ならない。その際に, 国家が人権の保護者として登場することも日本の私人間効力論では当然の前提とされ, そこでは裁判所による私人間の人権救済が説かれるのである。この意味で, 保護義務論は, 日本の通説である間接適用説を補完するものであって, その意義は, 私人間効力での人権の侵害者, 被害者, 国家という三極構造をおさえ, 国家による被侵害者への救済のあり方, および侵害者への規制の程度の基準を確定し, 裁判所による人権救済的解釈の伝統を自覚させる, などに見出すことができる」と述べている。(戸波江二『国の基本権保護義務と自己決定のはざま』法時1996年5月号126, 127頁。)
- (426) 大谷實『犯罪被害者対策の理念』ジュリ1163号(1999年)7頁。
- (427) わが国では, 従来から, 憲法における基本的人権の保障は, 国家と国民との関係として理解されている。(佐藤幸治『憲法 [第三版]』青林書院(1995年)435頁。)しかし, 憲法は私人相互の関係についても適用することができるのかという問題, いわゆる私人間効力論について論じられるようになった。憲法の私人間効力を巡って, 憲法の直接適用を認めるとする説や, 憲法に特段の定めがない限り憲法は対公権力との関係を保障するも

のとする説、そして、「基本的人権の保障範囲は対公権力との関係のものであるが、私人間の人権侵害行為を排除する必要かつ十分な立法措置が一般に期待できない以上、憲法の人権保障の精神に背馳するような行為を放置しておくことは許されず、とくにそれを禁止する法律規定がない場合でも私人の一般条項などを通じて排除されるべきである」といういわゆる間接適用説が提唱されている(佐藤・前掲注(427)465頁)。このように、わが国の憲法における人権保障のあり方が変化し始めているため、将来的に、わが国の憲法理論に基本権保護義務論を導入することも方向性としては十分に考えられるだろう。

- (428) 奥村・前掲注(425)50頁。ただし、同法の規定から直ちに国民の具体的な権利や義務が導き出せるとまではいえず、国に被害者の個別的な権利を保障するための立法を行うべき義務が課されているにとどまると解されている。(戸波・前掲注(414)19頁。)
- (429) わが国は、犯罪被害を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務があることを明らかにし、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、2004年に犯罪被害者等基本法を制定した(平成16年12月8日法律第161号)。
- (430) 戸波・前掲注(414)11頁。
- (431) その他の犯罪被害者の権利としては、相談及び情報の提供等(11条)、保健医療サービス及び福祉サービスの提供(14条)、安全の確保(15条)、居住の安定(16条)、雇用の安定(17条)、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(18条)、保護、捜査、公判等の過程における配慮等(19条)などが挙げられている。
- (432) 内閣府共生社会生活統括官・前掲注(409)。
- (433) 戸波・前掲注(414)11頁。
- (434) 戸波・前掲注(414)19頁。
- (435) 塩野宏「基本法について」『日本學士院紀要』63巻1号(2008年)1, 15頁。
- (436) 川崎政司「基本法再考(三) 基本法の意義・機能・問題性」自治研究82巻1号69頁。
- (437) 井川良「犯罪被害者等基本法」ジュリ1285号(2005年)40, 41頁。
- (438) Jobe, *supra* note 13, at 28.
- (439) *Id.*, at 28.
- (440) *Id.*, at 13&29.
- (441) *Id.*, at 45-49.

- (442) Legislative Guides, *supra* note 176, para. 62.
- (443) この点に関して、今後の生活の拠点となる可能性が高い被害者の出身国において損害賠償支援に向けた法整備を行うことも考へうる。しかし、多くの場合、被害者の出身国は開発途上国であり、帰国後十分な法的支援を受けることができない恐れがある。また、帰国後被害者がわが国在住のブローカーらに対して損害賠償請求を提起することは、手続き的な問題、それにかかる金銭的・時間的な問題から、現実的には困難な可能性が高いように思われる。また実際に、被害者が帰国後わが国にいるブローカー等に対して損害賠償請求したケースは報告されていない。このようなことを考えれば、日本国内において損害賠償支援を行う方が現実的救済につながる可能性が高い。
- (444) 「第169回国会内閣委員会第20号議事録 (2008年6月10日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0058/16906100058020.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)」
- (445) 同法の支給対象は、オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者とその者の遺族である (同法2条, 3条)。同法の対象となる者は、その者の受けた被害の程度に応じて、一定額の給付金を受け取ることができる (同法5条)。裁定の申請を行うのは、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会である (同法6条)。被害者らに給付金を支給したときは、国はその額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が有する対象犯罪行為に係る損害賠償請求権を取得する (同法11条)。国は、オウム真理教の破産管財人に対して債権の届け出を行うという形で求償権を行使している (「第169回国会内閣委員会第5号議事録」(2008年3月28日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0002/16903280002005.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧))。
- (446) 「第169回国会内閣委員会第21号議事録」(2008年6月4日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0002/16906040002021.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (447) 「第151回国会内閣委員会第5号議事録」(2008年3月16日), <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/151/0002/15103160002005.pdf>, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (448) 平成10年4月24日法律第45号。
- (449) また、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法 (平成11年12月7日法律第148号) が制定され、オウム真理教の後続団体である宗教団体アレフも破産財団に加わり、アレフに対しても請求を行

うことが可能になった。

- (450) Ezeilo, *supra* note 87, at18, 最高裁判所司法統計資料・前掲注(12), 藤本・前掲注(121), 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・前掲注(5) 125頁。
- (451) もしこれらの者に十分な賠償能力がなくても, 現在これらの者に対する使用者責任(民法715条)が認められている。例えば, 暴力団の組長に対する使用者責任を認めた者としては, 最判平成16年11月12日民集58巻8号2078頁がある。
- (452) 厚生労働省・前掲注(11)。
- (453) *Remedying the Injustices*, *supra* note 259, at 2574, 2576; FARR, *supra* note 225, at 17; Lack, *supra* note 322, at 151, 160; Yoder, *supra* note 322, at 133. ただし, 2007年に合衆国で行われた調査によると, 民事上の救済を利用して損害賠償の提起が行われたケースは, 20件にすぎず, 被害者の事実上の救済として効果があるとは言い難い状態にある(*Remedying the Injustices*, *supra* note 262, at 2584)。
- (454) 堀勝洋「アメリカにおける外国人に対する社会保障制度の適用」海外社会保障情報107号(1994年)8頁。
- (455) Rundschreiben vom5.3.2001,Aktenzeichen: VIa 2-62030.
- (456) ただしこのような制度は, その原資が国の一般財源であるため, 不法行為責任を前提とする制度に比べ被害者に対する給付額が少なくなる可能性が高いこと, 被害者認定基準が厳格になりがちであるという問題がある。
- (457) 内閣府「平成25年版犯罪被害者白書」によれば, 「損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非については・・・検討すること」としている。(内閣府「平成25年版犯罪被害者白書」)(2013年7月31日), http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/w-2013/html/zenbun/part3/s3_03_06.html, (2016年2月12日))。
- また, 明石市は2011年3月29日に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定し(平成23年3月29日条例第2号), おって2014年3月31日に「明石市犯罪被害者等立替支援金の支給等に関する規則」を制定し(平成26年3月31日規則第29号), 市が独自に損害賠償債務の立替払いを行っている。市は犯罪被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を市に譲渡することを条件として, 被害者に対して損害賠償債権と同額の立替支援金を支給している。立替支援金の上限は300万円となっており, これを超える額の損害賠償債権については被害者自身が行うことになっている。
- (458) 現時点で加害者が特定できていない場合も制度の対象とするのか, とい

う問題がありうる。この点については、被害者に適切な支援を与えることで被害者に訴追への自主的な協力を促せば、被害者から得た情報をもとに加害者を特定できる可能性が格段に上がると思われる。そのため、このような場合も、新制度の対象とすべきである。

- (459) 本制度との関係で多少問題となると思われるのは、債務の性質が第三者の弁済を許さない場合(民法474条1項但書前段)、当事者が反対の意思を表示した時(民法474条1項但書後段)、利害関係を有しない第三者は債務者の意思に反して弁済することができない(民法474条2項)、としている点である。まず、¹⁾に関して、国が弁済する債務は、損害賠償債務という代替的給付であり問題とはならない。問題となるのは、²⁾とであるが、¹⁾については、「立法論としてはその当否は疑問である」(我妻栄『新訂債権総論(民法講義)』岩波書店(1964年)244頁)として批判されており、また、²⁾についても「立法趣旨自体必ずしも合理性がない」(内田貴『民法 III [第3版] 債権総論・担保物権』東京大学出版会(2005年)37頁)とされ、また、「免除を単独行為としたことや保証は債務者の意思に反してでも成立しうることと一貫しないのみでなく、立法例にも合致しないので、立法論的には反対されている」(奥田昌道『債権総論[増補版]』悠々社(1992年)403頁)。そこで、民法改正に向け法制審議会が提出した「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、この点について、債権者が債務者の意思に反することを知らなかった場合には、当該弁済を有効とするという旨の但し書きを設けることが提案されている(法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(2015年2月10日)38, 39頁, <http://www.moj.go.jp/content/001136445.pdf>)。本制度においては、債務者である加害者の意思を尊重すべき合理的理由はなく(加害者が反対の意思表示をすることは得手勝手というものである)したがって本制度を立法化するにあたっては、これらの例外を明確に否定すべきである。
- (460) 「債務者の委託を受けずして保証人となったのであれば、弁済は事務管理となり、弁済のための出捐は事務管理の費用としてその償還を請求しうることになる」(奥田・前掲注(459)403頁)。国は、債務者である加害者ないしは加害者の所属する犯罪組織から委託を受けずして、第三者弁済を行っているため、ここでいう弁済は事務管理となる。そのため、国は弁済に要した費用は事務管理についての費用として、加害者に対して事務管理に基づく費用償還請求権を行使することになる。
- (461) もし、受給資格のない被害者が不正な手段により賠償金を受け取った場合、このようにして受け取った賠償金は、不当利得であるといえる。国は、

被害者に対して不当利得の返還請求権が認められることになる(民法703条)。国がこれらの者に対して求償権を行使しようとする場合、国は、これらの者に対して民事訴訟を提起することになる。国が第三者として加害者に代わり被害者に対して損害賠償債務を被害者に支払った場合に取得する求償権の金額は、弁済に係る債務の金額に相当する金額が上限となる。そのため、国により弁済された金額が損害額の一部にすぎない場合であっても、国は弁済された金額以上の損害があることを裁判において証明する必要はないと思われる。

- (462) 警察庁保安課・前掲注(17)。
- (463) 確かに、加害者に求償に応じる資力がなくとも考えられるが、加害者らの所属する犯罪組織の代表に対して求償権を行使することができれば、賠償金を受けとることが出来る可能性が高いと思われる。
- (464) ただし、国が加害者に対して民事訴訟を提起する際に、訴訟資料の中に被害者の個人情報にかかわるものがあれば、被害者の個人情報が加害者にわかってしまうため、この点に留意する必要がある。
- (465) 「犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)年次報告書 平成26年」によれば、2014年度の「組織的犯罪処罰法」に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数193件のうち、無許可風俗営業事犯が60件、売春事犯が19件、不法就労助長事犯が17件となっている。そのうち、どれだけのケースが人身取引事犯と直接関係しているかは明らかにされていないものの、いずれかのケースは人身取引事犯と関係している可能性がある。このような没収・追徴から得た金銭の総額は3億円を超えている、とされている。(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官「犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)年次報告書 平成26年」(2014年)49頁 https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2014j.pdf, (2016年2月12日最終閲覧)。
- (466) 人身取引犯罪に関係する犯罪収益は、人身取引被害者支援という特定の事業に利用されるべきである。そのため、この種の犯罪収益は一般会計の歳入と区分して保管するべきであると思われる。これは、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)13条2項のいう「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に該当することから、特別会計を設置し、資金を保管することも考えられる。
- (467) 齋藤・前掲注(88)73頁。
- (468) 認定の主体が替わるだけであって、認定に基づき被害者が受けられる支援は、従来と同様に続けられることになる。

- (469) 「入管法」 1 条。
- (470) 現在、警察庁や入国管理局が人身取引被害者の認定を行っていることについて、認定基準が不明確であること等の理由で適切に認定が行われていないとして、強く批判されている (日本弁護士連合会・前掲注 (84) 25頁, TIP Report 2015, *supra* note, 12 at 199-200, Ezeilo, *supra* note 87, at 12)。
- (471) 国際移住機関・前掲注 (26) 16 ~ 50頁 http://www.iomjapan.org/img/usr/IOM_HandbookonVictimAssistance_jp.pdf, (2016年 2月12日最終閲覧)。
- (472) 国際移住機関・前掲注 (26) 28, 19頁。
- (473) 国際移住機関・前掲注 (26) 41 ~ 48頁。
- (474) Rundschreiben vom 5.3.2001, Aktenzeichen: VIa 2-62030.
- (475) Legislative Guides, *supra* note 176, para. 62.
- (476) 国際移住機関・前掲注 (26)。
- (477) 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』有斐閣 (1984年) 81頁, 淡路剛久「一括請求・一律請求, 包括請求」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新実務民事訴訟講座 6 不法行為訴訟 3』日本評論社 (1983年) 森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣 (1987年) 338頁以下。
- (478) 平野裕之『民法総合 6 不法行為法 [第 3 版]』信山社 (2013年) 307頁。
- (479) 潮見佳男『基本講義債権各論 不法行為法 第 2 版増補版』新世社 (2016年) 56頁。
- (480) スモン訴訟福岡地裁の判決では、「これら多項目の損害を個々に立証していくことは非常に煩雑であり、特にそれが長期間に及ぶときは事実上困難でさえもある。そこで、このような場合には、これらの諸損害と精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料とを併せ包括したものとして、一定の損害額を請求することも、特に将来別訴の提起等により不都合生ずる恐れがない限り、許されるものというべきである」と判示されている。(福岡地判昭和53年11月14日判時910号33頁)。
- (481) 福岡地判昭和53年11月14日判時 910号33頁, 広島地判昭和54年 2月22日判時920号19頁, 最大判昭和56年12月16日大阪空港訴訟民集35巻10号1369頁, 大阪地判平成 3年 3月29日判時1383号22頁。
- (482) また、1996年に民事訴訟法248条が新設され、損害額の算定がきわめて困難である場合には、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することが認められるようになった。そこで、近年、被害者が多数に渡る場合の損害額の算定の際に、民事訴訟法248条を利用し損害額の集団的認定を行うことが提唱されている。すなわち、民事訴訟法248条に基づき、裁判所は損害額の認定に関して裁量評価を行う

ことが認められているという立場に立つことで、「原告の数が多数に上ること自体を『損害の性質』と位置づける余地があり、そのことゆえに損害額を立証することが極めて困難であるときは、二四八条を適用することも許される」と解するのである。そして、損害額の算定に関し、原告の損害に等級を設け、又はグループ化することが提案されている。(三木浩一「民事訴訟法二四八条の意義と機能」『民事紛争と手続理論の現在 井上治典先生追悼論文集』法律文化社(2008年)413頁以下。)損害額の算定に際し民事訴訟法248条が適用されるには、損害賠償請求訴訟が提起されなければならない。しかし、既述のとおり、人身取引の被害者が訴訟を提起することは困難であることから、民事訴訟法248条を利用して損害額の算定を行うことは難しいと思われる。ただし、損害額の算定が困難な場合に通常とは異なった方法で算定を行うという方法は、人身取引事案の損害額の算定において参考にすべき点が多いといえる。

- (483) スリランカ人女性に対して日本で仕事があるという虚偽の事実を提示し同女性を来日させ日本人男性との結婚を強要し、さらに数ヶ月後、日本人男性と共謀して同女性の署名を偽装した離婚届を提出し同女性を家から追い出した国際結婚斡旋業者に対して被害女性が損害賠償請求を行った事件において、裁判所は国際結婚斡旋業者に慰謝料1200万円の支払を命じた。裁判所は、被告の行為の計画性、行為の方法、手段及び態様、行為の違法性の程度、原告の受けた精神的苦痛の程度を勘案して慰謝料を算定している。京都地裁平成5年11月25日(判タ853号249頁,判時1480号136頁)
- (484) 被害の程度・態様の具体的な基準として、被害者の傷害の部位・程度、入院・通院期間が挙げられている。被害内容は被害者によって当然異なるため、これらの点は慰謝料を算定する際に斟酌されなければならないと思われる。(田中康久「慰謝料の算定」坂井芳雄編,有泉亨監修『現代損害賠償法講座7 損害賠償の範囲と額の算定』日本評論社(1979年)268頁,269頁。)
- (485) 被害者が障害を受けたことにより後遺障害が残ってしまった場合、後遺障害の具体的内容は、慰謝料算定の際に重要な要素となりうる(田中・前掲注(484)268頁,269頁)。
- (486) 被害者の受けた精神的苦痛は、被害者の職業や社会的地位によって異なる場合があるため、このような点も考慮要素となりうる(田中・前掲注(484)268頁,272頁)。
- (487) 被害者の財産状態と被害者の受傷は無関係であるため、基本的には慰謝料の算定の際の考慮事由にこれを含めるべきではない(田中・前掲注(484)272頁)。

- (488) 慰謝料は被害者が受傷したことにより生じるものであるため、被害者の生活状態とは無関係であるはずである。そのため、基本的には慰謝料の算定の際の考慮事由にこれを含めるべきではない(田中・前掲注(484)273頁)。
- (489) 例えば、被害者が任意保険に加入していた場合、受傷を理由として保険金請求権が発生する可能性がある。被害者が同一の事由につき保険金を受領するより先に賠償金を受け取った場合、賠償金の価格の限度で保険金が給付されない可能性がある。
- (490) 交通事故事件では、加害者の不誠意を加害要素として考慮しており、これを考慮事由することも考えられる(田中・前掲注(484)274頁)。
- (491) 被害者に過失があった場合、過失は損害賠償算定にあたり考慮すべき一事由とされている(田中・前掲注(484)277頁)。
- (492) 加害者の資力が慰謝料算定の際に斟酌された事例が存在している(最判昭和41年4月7日(民集83巻59頁))。
- (493) 被害者と加害者の間が親密である場合、減額される可能性がある(田中・前掲注(484)277頁)。
- (494) 加害者の地位等と被害者の受傷は無関係であるため、基本的には慰謝料の算定の際の考慮事由にこれを含めるべきではない(田中・前掲注(484)272頁)。
- (495) 被害者が加害者に対して有する怨恨等の感情を精神的損害として位置づけ慰謝料算定の際の一事由として考慮することもありうる(田中・前掲注(484)273頁)。
- (496) 田中・前掲注(484)268頁~279頁。
- (497) International Labour Office, Human trafficking for sexual exploitation in Japan, Geneva: ILO, 2004, at13-14.
- (498) 田中・前掲注(484)273頁。
- (499) European Commission Press release, Trafficking in human beings: more victims in the EU but Member states are slow to respond, IP/13/322.
- (500) United Nations Office on Drugs and Crime, Global Report on Trafficking in Persons 2012, at 10-11 available at http://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/Trafficking_in_Persons_2012_web.pdf.
- (501) 警察庁保安課・前掲注(18)。